

地域の経済 2022

— 地方への新たな人の流れと

地方のデジタル化の現状と課題 —

令和5年1月



内閣府政策統括官

(経済財政分析担当)

『地域の経済 2022』の公表にあたって

内閣府経済財政分析担当では、「地域の経済」と題して、地域経済に関する調査分析報告を公表しています。今回の報告書は、第1章「地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題」、第2章「2021～2022年にかけての地域別にみた経済動向」の2章立てとしています。

第1章では、感染症をきっかけに生じた地方への新たな人の流れ（地方移住）や日常の様々な場面におけるデジタル化について、最初の感染拡大から3年近くを経た現状および課題を分析しています。

まず、地方移住に関しては、感染症直後にみられた新たな人の流れに一部感染症前に回帰する動きもみられるところ、その状況を整理したうえで、感染症によって広がったテレワークや副業といった働き方の多様化について見えてきた課題を示しています。次に、地方での暮らしに有益なデジタル化については、オンライン消費をはじめ、暮らしの様々な場面において一層の活用余地があります。さらに、地方移住への関心は高い一方で、移住が進む条件として、「仕事や収入」が得られることが必要です。地方の生産性と賃金を高めることは重要な課題であり、それに向けたデジタル技術の活用についても取り上げています。

第2章では、2021年から2022年にかけての地域経済動向を概観しています。ウィズコロナの考え方の下で経済社会活動の正常化が進められていることから、感染動向が経済へ与える影響は緩和しているとみられる一方で、原材料や部品の供給不足や物価上昇が経済へ与える影響が高まっています。こうした点について、景気ウォッチャー調査による景況感の推移や、地域別の消費・観光、生産、雇用のデータを基に動向を分析しています。

本報告が地域経済の現状に関する理解を深めるとともに、地域経済の活性化に向けた取組を検討する際の一助となれば幸いです。

最後に、本報告の作成にあたって、企業や地方自治体、関係省庁などの皆様にヒアリングやデータ提供等を通じてご協力を賜りました。この場を借りて深く感謝を申し上げます。

2023年1月

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

村山 裕

目次

第1章 地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題-----	1
(1) 地方への新たな人の流れの進捗状況と課題-----	2
コラム1：副業とリスクリング-----	19
コラム2：時間や場所にとらわれない働き方に取り組む企業の事例--	22
(2) 暮らしにおけるデジタル化の地方への広がり現状と課題-----	24
コラム3：最近のキャッシュレス決済の地域別の利用状況-----	34
(3) 地方の賃金・生産性向上に向けた課題-----	54
コラム4：労働生産性と賃金の関係-----	64
コラム5：地方圏のスタートアップの状況-----	75
第2章 2021～2022年にかけての地域別にみた経済の動向-----	78
(1) 景気ウォッチャー調査でみる景況感-----	78
(2) 消費及び観光の動向-----	85
(3) 生産の動向-----	89
(4) 雇用の動向-----	93
おわりに-----	98
付図、付表、付注-----	102
地域区分-----	118
参考文献等-----	119

第1章 地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の感染拡大は、都市や地方の経済動向に大きな影響を与えた一方、テレワーク等の普及が進んだことで働き方が変化したこともあり、東京圏への転入超過数の減少など、人の流れを変えた。2021年公表の「地域の経済 2020-2021」では、この機を逃さず、地方への人の流れを促進し、東京一極集中を是正していくための取組等が重要であると指摘したところである。

感染症直後にみられた新たな人の流れはこのところ一部感染症前に回帰する動きがみられるものの、地方移住への関心は引き続き高い。こうしたなか、地方への人の流れを促進するためには、多様で柔軟な働き方が定着していくとともに、地方においても雇用増・所得増の環境が確保されるべく、地方の経済成長力が高まっていくことが重要である。その結果、そこに暮らすことによる経済的利益が実感されることになれば、さらに移住への関心も高まることが期待される。

また、感染症を契機にした暮らしにおける変化として、オンライン消費（電子商取引＝Electronic Commerce、以下「EC」という）やオンライン教育、オンライン診療などデジタル化の広がりがあげられる。こうしたデジタルの利活用は、地方で暮らすにあたり、地理的に不利な条件を解決するより有効な手段となりうる。

2021年秋以降のワクチン接種の進展等をうけ、ウィズコロナの考え方の下、政府は、経済社会活動の正常化を進めるとともに、特に地方活性化に向けては、「デジタル田園都市国家構想¹」に基づいた取組を進めてきている。

こうしたことも踏まえ、本章では、「感染拡大当初にみられた地方居住への関心の高まりや働き方の変化は継続しているのか」、「地方の暮らしにおけるデジタル技術の利活用は進んでいるのか」、「地方の賃金・生産性を高めるための課題は何か」といった問題意識の下、（1）地方への新たな人の流れの進捗状況と課題、（2）暮らしにおけるデジタル化の地方への広がりの現状と課題、（3）地方の賃金・生産性向上に向けた課題、についてそれぞれ検討する。最後に本章のまとめとして今後の展望も含めて整理する。

（1）地方への新たな人の流れの進捗状況と課題

本節では、まず、感染症を契機とした人口移動の変化を確認する。その後、都市部から地方圏への新たな人の流れがもたらす個人と行政への影響について考察し、その上で、新たな人の流れの創出の鍵となる、多様で柔軟な働き方（テレワーク、副業等）の進展についてみていく。

¹ 「デジタル田園都市国家構想」は、「新しい資本主義」の柱の一つとして、デジタルの力を活用して地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図ろうとするものである。詳細はデジタル田園都市国家構想ホームページ（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>）を参照。

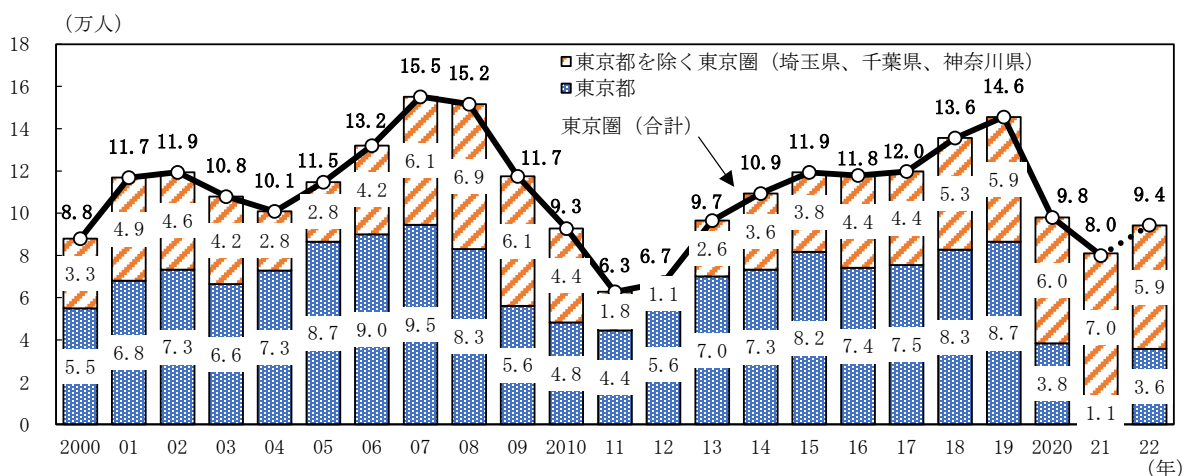
1) 感染症を契機とした人口移動の変化

(感染症の影響で東京圏の転入超過数は大幅に減少したが 2022 年に入り回帰の動き)

2000 年代以降の東京圏の転入超過数（転入者数から転出者数を差し引いた数。転入超過数がマイナスの場合は転出超過を表す）の推移を俯瞰すると、おおむね景気変動に応じる形で増減していることが分かる（第 1-1-1 図）。2000 年からリーマンショックの前年に当たる 2007 年までは増加基調にあったが、その後は 2011 年まで減少した。景気が谷を付けた 2012 年より再び増加し、転入超過数は 2019 年に 14.6 万人となった。2020 年は感染症拡大の影響により 9.8 万人へと急減し、2021 年も 8.0 万人と減少が継続したが、2022 年に入り 9.4 万人（1～11 月の合計値）に増加し、2020 年と同程度の水準に回帰する動きとなっている。

東京圏全体の転入超過数を、東京都と近郊 3 県（埼玉県、千葉県及び神奈川県、以下同じ）に分けてみると、2019 年以前には、2009 年を除いた全ての年で、東京都の転入超過数が近郊 3 県の転入超過数を上回っていた。しかし、感染症拡大以降はこうした傾向が逆転し、東京都の転入超過数は、近郊 3 県の転入超過数を大きく下回る状態が継続している。

第 1-1-1 図 東京圏（東京都、近郊 3 県）の転入超過数の推移（2000～2022 年）

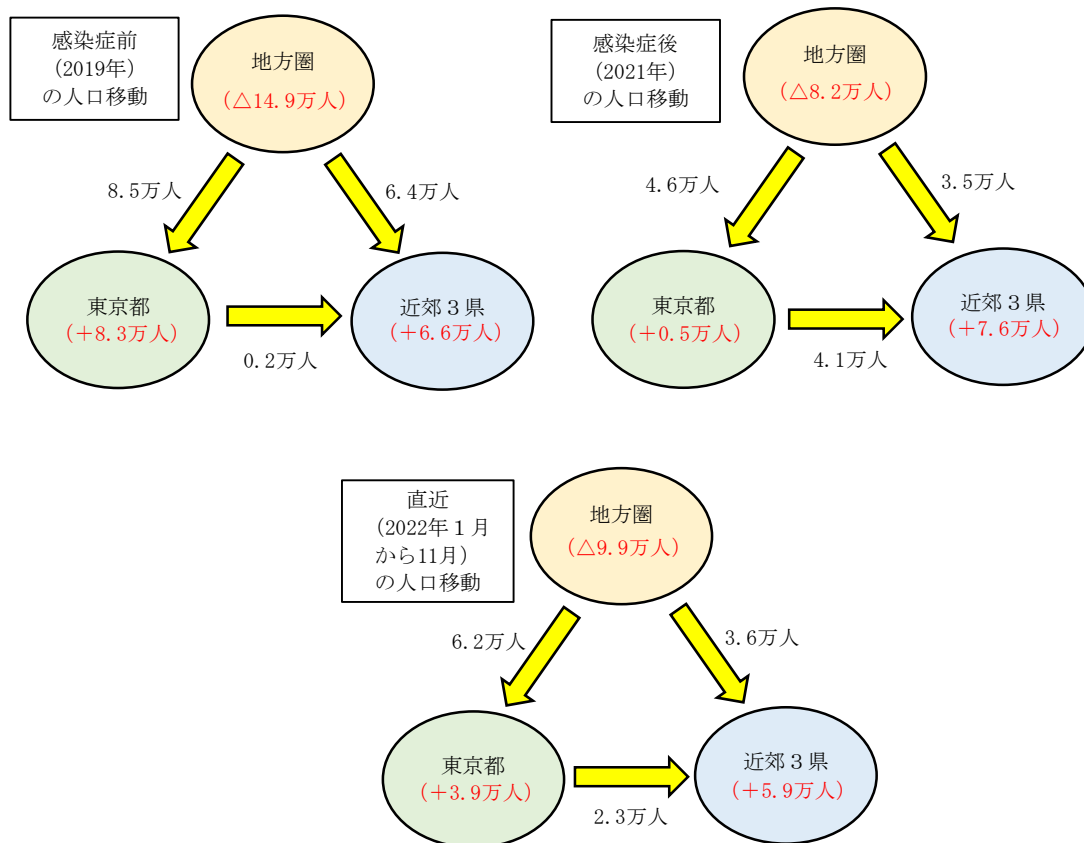


(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成（値は日本人移動者）。2022 年は 1～11 月の合計値。

(感染症を契機とした新たな人の流れと過去に戻ろうとする動きが混在)

2020年以降に大きく減少した東京圏及び東京都の転入超過数は、幾つかの異なる人流変化によって生じている。これを示すために、東京都、近郊3県及び地方圏（東京都、近郊3県以外の道府県）の3地域間の人口移動について、感染症拡大前（2019年）、感染症拡大後（2021年）、直近（2022年1～11月）の3時点間で比較しよう（第1-1-2図）。

第1-1-2図 東京都、近郊3県及び地方圏の3地域間の人口移動の変化



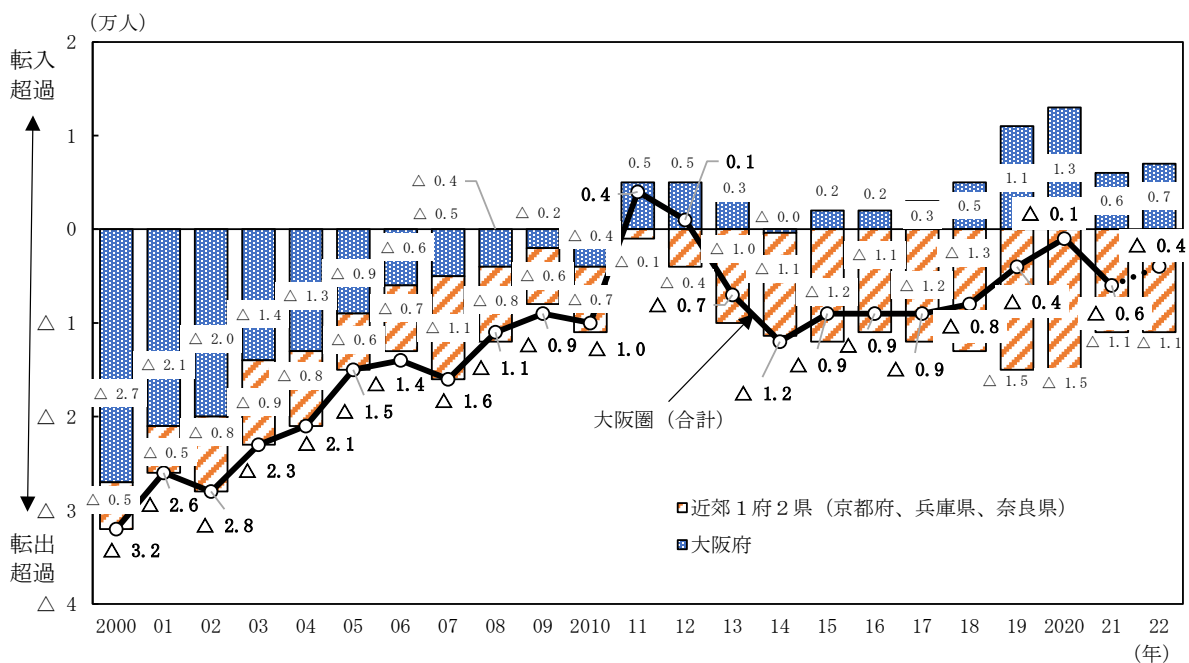
- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成（値は移動者（日本人及び外国人））。
 2. 近郊3県は埼玉県、千葉県、神奈川県、地方圏は東京都及び近郊3県以外の43道府県。
 3. 図中の赤字の値は各地域の転入超過数（△は転出超過数）、黒字の値はネットの移動者数。
 4. 四捨五入により転入超過数と移動者数の合算値が一致しない場合がある。

まず、感染症拡大前（2019年）の人口移動の状況は、地方圏から東京都への転入超過数が8.5万人、近郊3県への転入超過数は6.4万人、東京都から近郊3県への転入超過数は0.2万人となっていた。感染症拡大後（2021年）は、地方圏から東京都への転入超過数は4.6万人、近郊3県への転入超過数は3.5万人と、どちらも感染症前より減少した。他方、東京都から近郊3県への転入超過数は4.1万人と大きく増加した。感染症を

契機として、地方圏から東京圏への移動が減少する一方で、東京都から近郊3県への移動が増加する新たな人の流れが生じていた。

次に、感染症拡大後（2021年）から直近（2022年1～11月）の変化をみると、地方圏から東京都への転入超過数は6.2万人と増加したが、近郊3県への転入超過数は3.6万人と横ばいの動きとなっている。東京都から近郊3県への転出超過数は2.3万人と減少したものの、感染症拡大前（2019年）の10倍程度となっている。このように、2022年に入ってからの人口移動は、過去に戻ろうとする動き（地方から東京）と新たな動き（東京都から近郊3県）が混在している。

第1-1-3図 大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）の転入超過数の推移（2000～2022年）



（備考） 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成（値は日本人移動者）。2022年は1～11月の合計値。

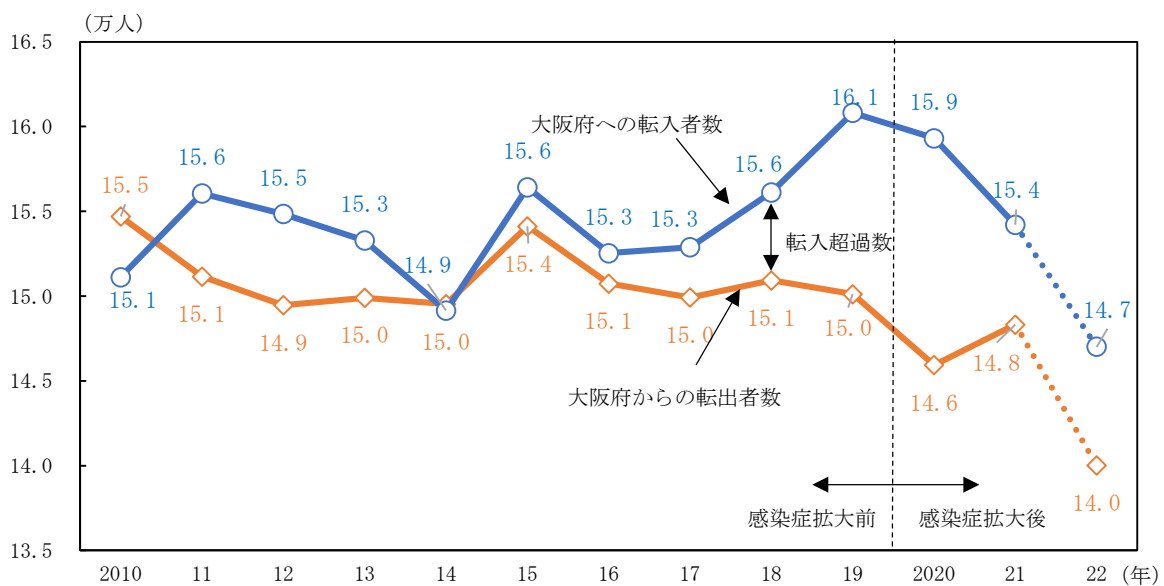
（大阪圏は大阪府で感染症の影響で転出者と転入者の双方が減少）

次に、2000年代以降の大阪圏の転入超過数の推移を俯瞰すると、東日本大震災直後の2011年と2012年を除き転入超過数がマイナス（転出超過）の状態が継続していたが、近年では転入超過のマイナス幅が縮小傾向で推移し、感染症前の2019年には▲0.4万人まで縮小した（図1-1-3）。

大阪圏全体の転入超過数を大阪府と近郊地域（京都府、兵庫県及び奈良県）に分けてみると、近郊地域は全ての年で転出超過となっているが、大阪府は2015年以降転入超過の状況が継続している。

近年転出超過から転入超過に状況が変化した大阪府について、転出者数と転入者数を個別にみると（図1-1-4）、感染症拡大前の期間では、転入者数の増加により転入超過数（ネット）のプラス幅が拡大し2019年には1.1万人の転入超過となった。感染症拡大後の2020年は、転出者数と転入者数の双方が前年より減少する中で1.3万人と転入超過となった。2021年は、転出者数が感染症拡大前の水準に戻ろうとする動きをみせる中で転入者数の減少は継続し、0.6万人の転入超過とプラス幅が縮小している。

第1-1-4図 大阪府の転出入者数の推移（2010～2022年）



（備考） 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成（値は日本人移動者）。2022年は1～11月の合計値。

まとめると、感染症拡大を契機に、東京圏では東京都から近郊3県（埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口移動が活発化した。一方、大阪圏では大阪府で感染症の影響により転出者と転入者の双方が感染症拡大前より減少し、人口移動が停滞するような姿が観察された。

こうした感染症が地域間の人口移動に与えた影響の違いは、働き方の違いが関係しているのかもしれない。この点について第3項で既存のアンケート調査結果を用いて分析を深めたい。

2) 地方移住の進展による個人・行政への影響

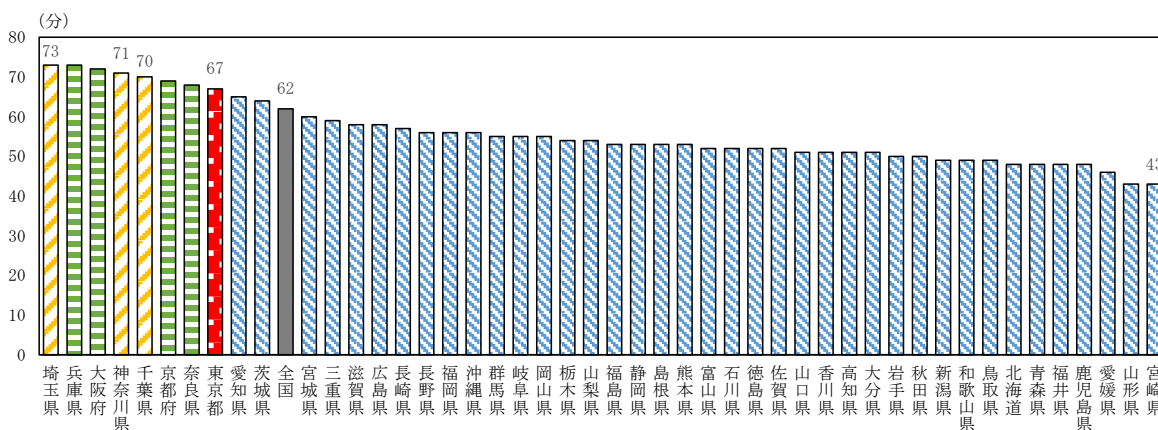
（多様な働き方と地方移住の進展によって可処分時間の増加に期待）

感染症を契機に生じた都道府県をまたぐ人口移動の変化をきっかけとして、地方移住が進展し、都市部から地方圏へ新たな人の流れが創出された場合、個人や行政にどのよ

うな影響があるか考察してみたい。

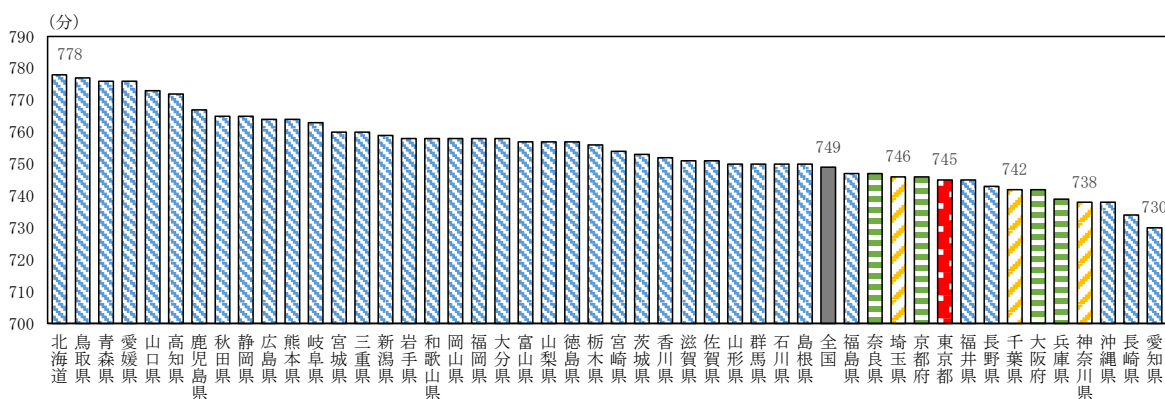
まず、個人への影響という観点から、都道府県別にフルタイム有業者の平均通勤時間を確認すると、東京通勤圏と大阪通勤圏の平均通勤時間は、全国平均より長い（図1-1-5）。また、平均可処分時間（1日のうち、食事、睡眠、趣味・娯楽等に充てられる時間）を確認すると、東京通勤圏と大阪通勤圏は全国平均より短く（図1-1-6）、個人にとっては、地方移住によって可処分時間の増加という効果が期待される²。可処分時間の増加は、ワークライフバランスの充実とともに、リスキング（学び直し）の機会となる可能性もあり、個人にとってはこうしたメリットが期待される。

第1-1-5図 フルタイム有業者の平均通勤時間（平日）



（備考）総務省「令和3年社会生活基本調査」により作成。調査期間は2021年10月16日～24日。

第1-1-6図 フルタイム有業者の平均可処分時間（平日）



（備考）1. 総務省「令和3年社会生活基本調査」により作成。調査期間は2021年10月16日～24日。
 2. 可処分時間は、24時間のうち、通勤・通学／仕事／学業／身の回りの用事／家事／介護・看護／育児／買い物に係る時間を除いた時間（食事、睡眠、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、趣味・娯楽等）。

² 例えば、東京都から北海道への地方移住が実現すれば、週3時間弱（平日1日当たり33分）の可処分時間の増加が見込める。

(コンパクトなまちづくりを進めることで行政コスト低下が可能)

行政への影響について考えると、人口密度が高いほど一人当たり行政コストが低くなる関係が指摘されており³、人口集積を進めコンパクトなまちづくりをすることで課題を解決できる可能性もある。

まず、人口密度が高い地域であるD I D（人口集中地区）⁴を有する市町村を対象に、総人口のうちD I D内に住む人口の比率（D I D人口比率）の推移を都市階級別に整理し、全国の自治体で人口の集積が進んでいる様子を確認した（第1-1-7図（1）～（4））。

はじめに各都市区分の2020年のD I D人口比率を確認すると、大都市が95.1%と最も高く、小都市B・町村では50.3%と最も低い。総じてD I D人口比率は、市町村の規模が小さくなるほど低下している。2010年から2020年までのD I D人口比率の変化をみると、同比率は全ての都市区分で上昇し、上昇幅は小都市Aが最も大きく+2.7%ポイントである。次いで小都市B・町村が+2.0%ポイント、中都市では+1.8%ポイント、大都市は上昇幅が最も小さく+0.7%ポイントとなっている。

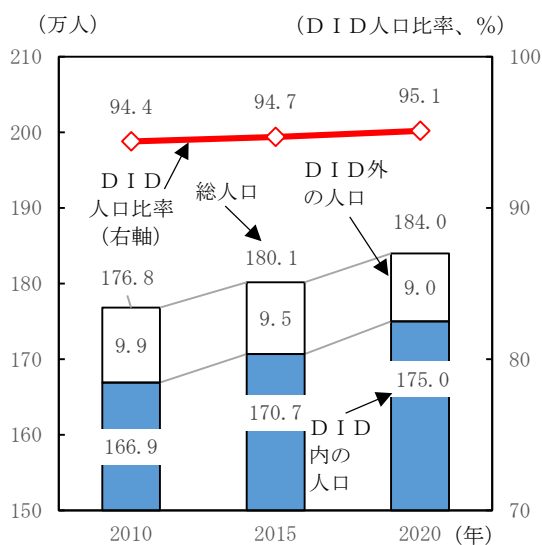
各都市区分のD I D人口比率の変化の背景を、D I D内外の人口と総人口の動きによって確認すると、大都市と中都市では、総人口が増加ないしは横ばいとなっているが、D I D内の人口が増加し、D I D外の人口が減少したため、比率が上昇している。小都市Aと小都市B・町村では、D I D内の人口はほぼ横ばいであるが、中山間地域といったD I D外の人口が減少したことから比率が上昇している。

³ 内閣府（2021a）によれば、人口密度と行政コストとの間には、人口密度が高いほど一人当たり行政コストは小さくなる傾向があることが指摘されている。その他の人口集積のメリットとしては、内閣府（2012）が、都道府県及び政令市のデータにより、人口密度の高い地域ほど、労働生産性が高い傾向にあることを指摘している。

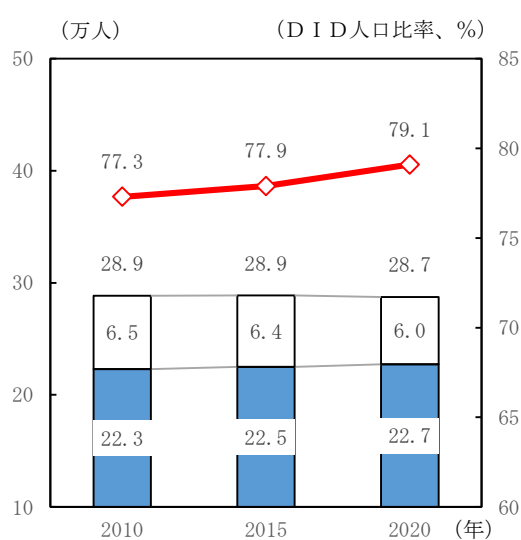
⁴ D I D（Densely Inhabited District：人口集中地区）とは、原則として人口密度1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した市域の人口が調査時点で最新の国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。「令和2年国勢調査」（総務省）によると、我が国では、D I Dの人口は8,829万人（総人口の70.0%）、その面積は国土の3.5%となっている。これは、換言すると、総人口の7割が国土の3.5%の地域に集中していることを意味し、D I Dの人口密度は1㎢当たり6,663人に及んでいる。

第1-1-7図 DID人口比率等の推移（都市区分別）

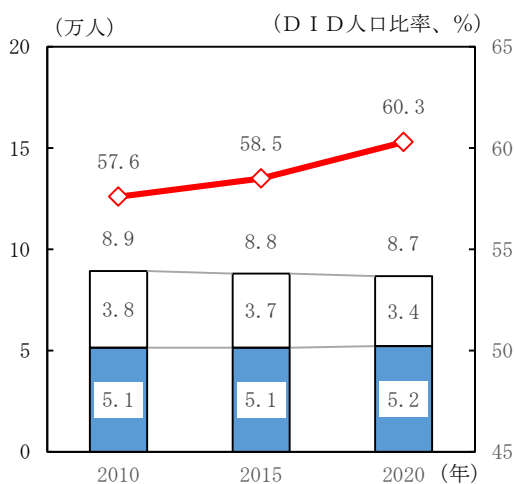
(1) 大都市



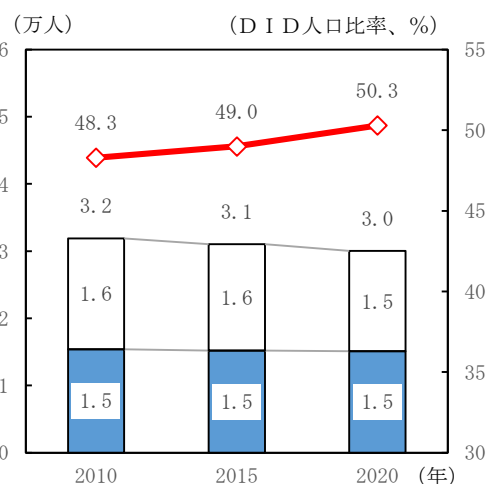
(2) 中都市



(3) 小都市A



(4) 小都市B・町村



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」により作成。
 2. DID(人口集中地区)とは、人口密度1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した市域の人口が調査時点で最新の国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
 3. 総人口、DID内の人口及びDID外の人口は各都市区分の平均値。
 4. $DID人口比率 = \frac{DID内人口}{DID内人口 + DID外人口} \times 100$ 。
 5. 2010~2020年の間に都市区分に変更があった市町村は除外し集計。

次に、前項で用いたDIDを有する市町村のデータによって、DID人口比率と行政コストとの関係を確認する。

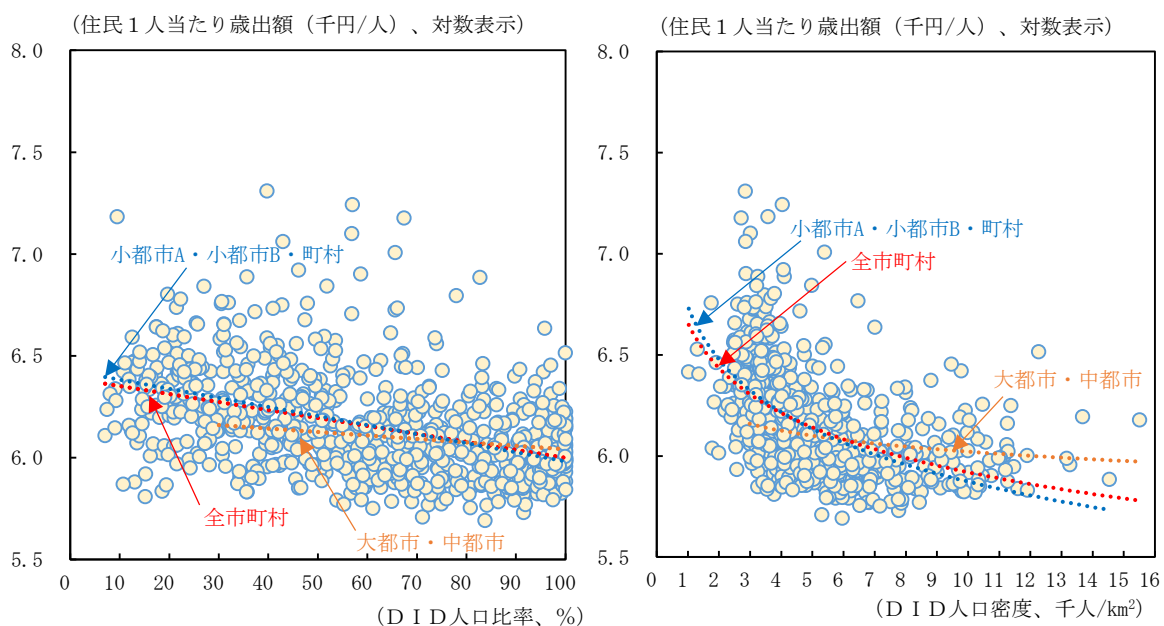
まずDID人口比率と行政コスト(住民一人当たり歳出額)の関係を見ると(第1-1-8図(1))、DID人口比率が高い市町村ほど、行政コストが低い傾向がみられる。回帰直線から得られる係数によれば、仮にDID人口比率が10%上昇すれば、行政コストは4%ほど減少する関係にある。

続いて同じD I D人口比率の市町村であっても、D I D内の人口密度がより高い市町村の方が人口の集積は進んでいると考えられることから、D I D人口密度と行政コストとの関係についても確認した（第1-1-8図（2））。D I D人口密度が高い自治体ほど行政コストは低い傾向にあることに加えて、D I D人口密度が低い自治体ほど、集住が進んだ場合の行政コストの低下幅が大きくなる傾向もみられる。D I D人口密度については、小都市・町村の方が大都市・中都市に比べ相対的に低くなっており、小都市・町村の方が人口集積による行政コストの削減効果が大きいことが分かる。単純な回帰分析の結果から試算を行うと、D I D人口密度が4千人/㎢から5千人/㎢になった場合、行政コストは7.0%程度減少するが、3千人/㎢から4千人/㎢になった場合、行政コストの減少率はより大きく8.9%程度となる⁵。

第1-1-8図 D I D人口と行政コスト（2020年度）

（1）D I D人口比率と行政コスト

（2）D I D人口密度と行政コスト



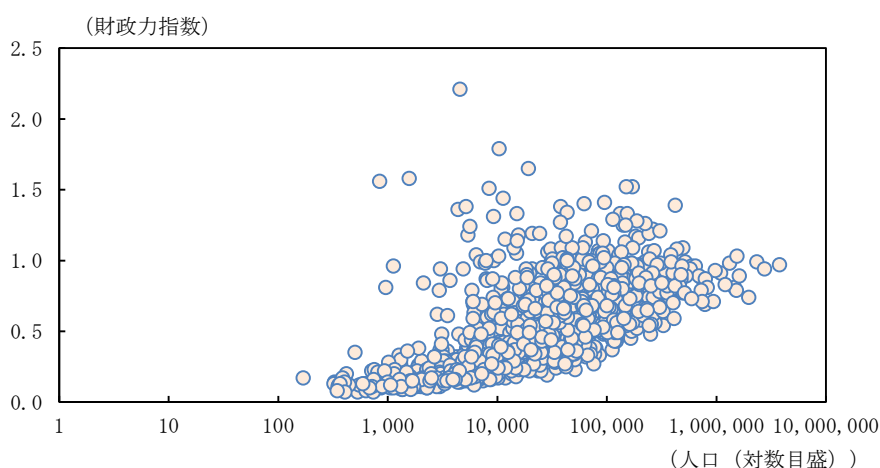
- （備考）
- 総務省「国勢調査」、「市町村別決算状況調」により作成。
 - 対象は2020年度において人口集中地区（D I D）を持つ793市町村及び特別区部。
 - 住民1人当たり歳出額は2018～2020年度の平均値（歳出額は各年度決算の歳出総額）。
 - （1）は、（全市町村） $y = -0.0039x + 6.3912$ $R^2 = 0.1785$
 （大都市・中都市） $y = -0.0017x + 6.21$ $R^2 = 0.0352$
 （小都市A・小都市B・町村） $y = -0.0044x + 6.4267$ $R^2 = 0.1886$
 - （2）は、（全市町村） $y = -0.321\ln(x) + 6.6565$ $R^2 = 0.2718$
 （大都市・中都市） $y = -0.1131\ln(x) + 6.2821$ $R^2 = 0.0695$
 （小都市A・小都市B・町村） $y = -0.3751\ln(x) + 6.7374$ $R^2 = 0.2997$

⁵ 図中の全市町村の回帰線の結果($\ln(y) = -0.321\ln(x) + 6.6565$)を用いれば、D I D人口密度が3千人/㎢の場合の住民一人当たり支出額は548千円①、4千人/㎢の場合には499千円②、5千人/㎢の場合には464千円③と試算されることから、①から②の支出額の変化は $499/548 \times 100 - 100 = \blacktriangle 8.9$ （%）、②から③の支出額の変化は $464/499 \times 100 - 100 = \blacktriangle 7.0$ （%）。

(新たな人の流れが定着することで自治体の財政力向上にも寄与)

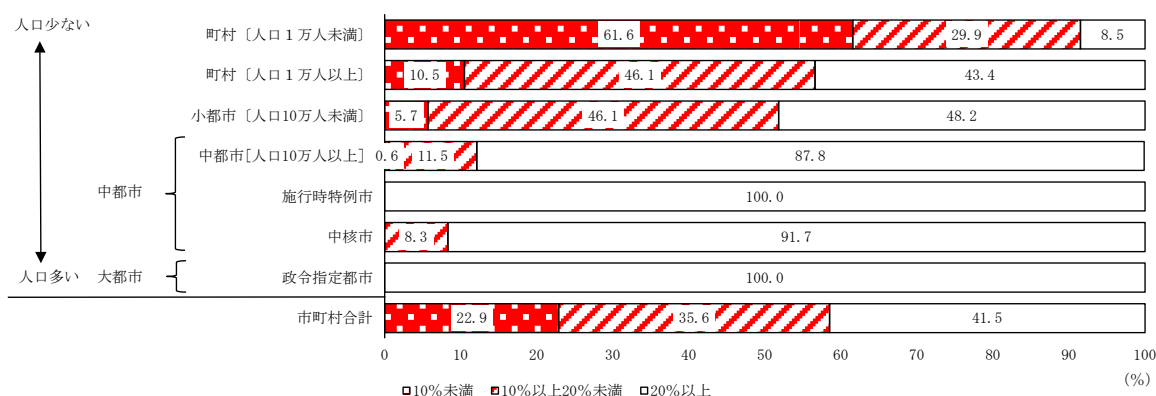
最後に、自治体の歳入面への影響について、自治体の人口規模と財政力指数⁶の関係を確認すると（第1-1-9図）、人口規模が大きくなるに従い地方税収が増加し、財政力指数が向上する関係にある。また、自治体の規模別に歳入総額に占める地方税収の割合をみると（第1-1-10図）、人口が1万人以下の町村の6割程度が歳入に占める地方税収の割合が10%未満となっており、小規模自治体では歳入に対する地方税のウエイトが相当低くなっている。このように、中長期的に地方圏の自治体の財源を確保するという観点からも、都市部から地方圏への新たな人の流れの創出・定着は重要な課題といえる。

第1-1-9図 市町村の人口規模と財政力指数の関係



(備考) 総務省「令和2年度 市町村別決算状況調」により作成。

第1-1-10図 団体規模別でみた歳入総額に占める地方税の割合 (2020年度)



(備考) 総務省「令和4年度版地方財政白書」により作成。

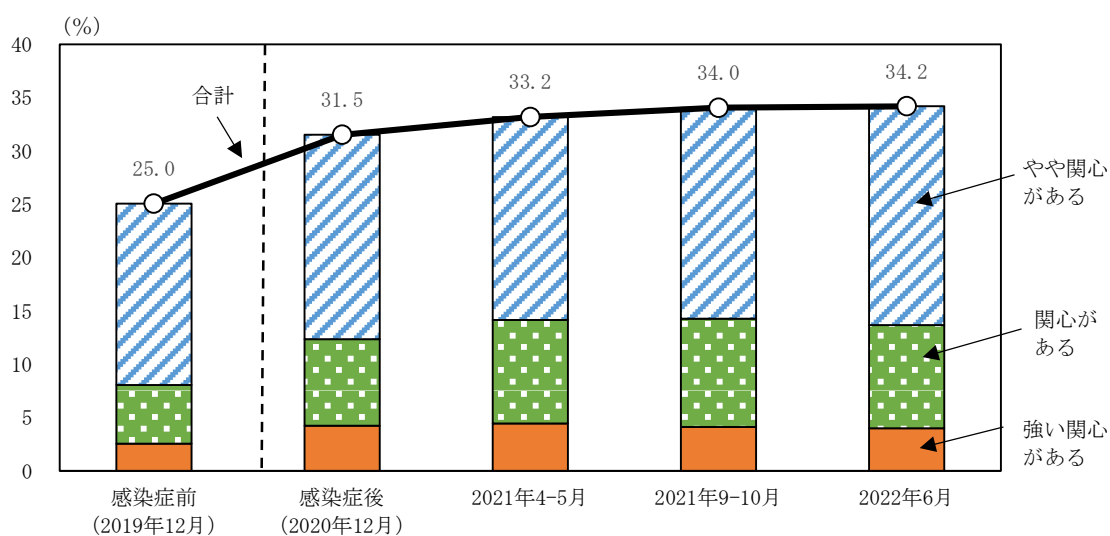
⁶ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（2018～2020年度）の平均値。自治体の標準的な行政経費を、どの程度地方税等の収入でまかなえているかを示す指標であり、財政力指数が低くなるに従い地方交付税への依存度が高まる関係にある。

3) 地方移住の鍵となる多様な働き方の広がり

(地方移住にあたって「仕事と収入」は大きな懸念事項)

感染症を契機として、地方移住への関心が社会的に高まりつつある。既存のアンケート調査の結果をみると（第1-1-11図）、感染症拡大前は地方移住に関心があると回答していた者は25.0%だったが、感染症拡大後は地方移住に関心があると回答した者は30%を超え、直近の調査（2022年6月）では34.2%まで上昇しており、おおむね3人に1人は地方移住に関心があるという結果になっている。

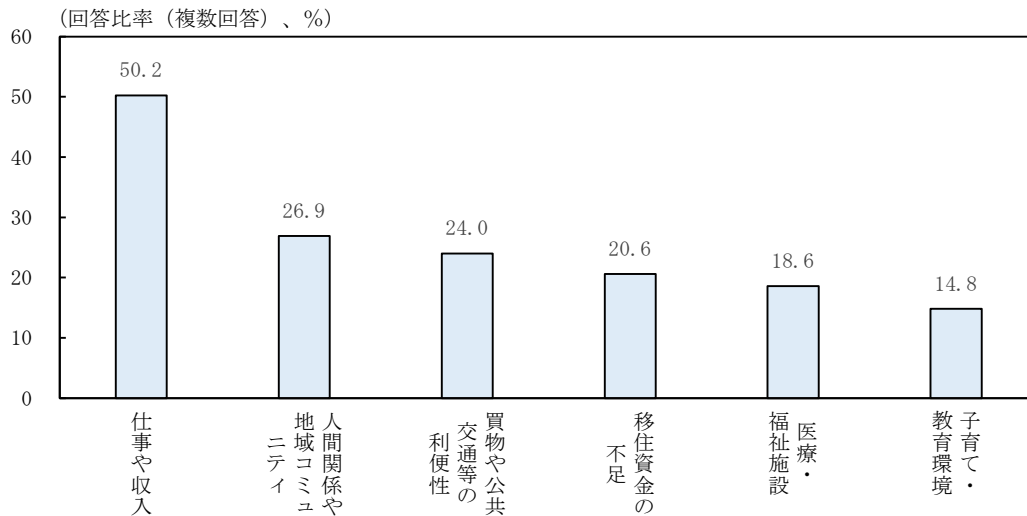
第1-1-11図 東京圏在住者の地方移住への関心の推移



(備考) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」により作成。

このように感染症を契機に地方移住に対して関心が高まる一方で、地方移住に関心がある人のおよそ半数（50.2%）が、具体的に移住を実行に移そうとした場合の懸念として「仕事や収入」をあげている（第1-1-12図）。

第1-1-12図 地方移住にあたっての懸念（複数回答）



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（調査期間：2022年6月1日～6月9日）」により作成。
2. 回答者は東京圏在住で地方移住に関心がある人。

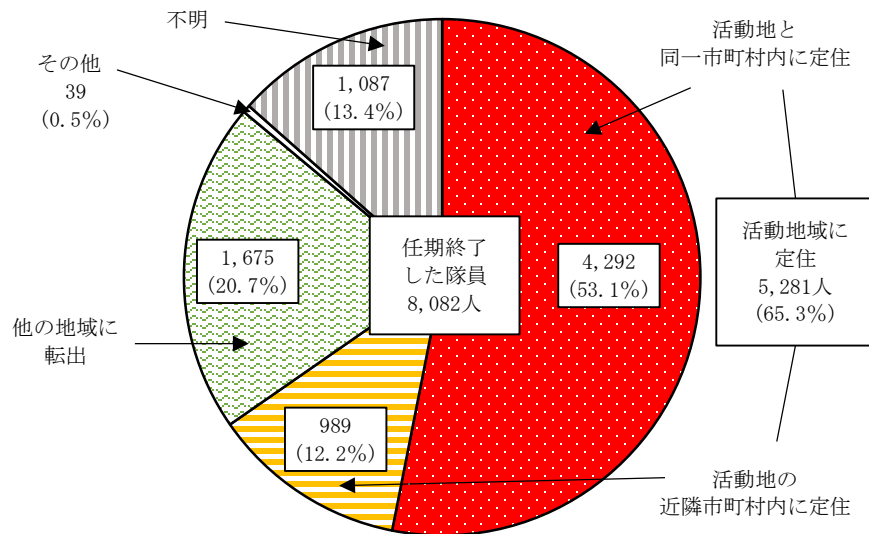
実際に一定期間、地方移住を行い、地域への定住・定着を図る取組を行っている「地域おこし協力隊」⁷の定住状況からも、こうした地方移住への懸念がうかがえる。これまで（2009～2021年度累計）、任期を終えた隊員8,082人のうち、5,281人（65.3%）が活動地域で起業・就業を行うことで定住している⁸（第1-1-13図（1）、（2））。一方で、移住・交流促進機構が行った隊員へのアンケート調査結果をみると、任期後に活動地域で定住しない理由は「地域で仕事を見つけることが難しい」が最も多かった（第1-1-13図（3））。このように「地域おこし協力隊」へのアンケート調査結果をみても、地方移住にあたって「仕事や収入」は大きな懸念事項となっている。

⁷ 「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員はおおむね1～3年の任期中に、地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民への生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。総務省が、地域おこし協力隊に取り組む地方公共団体に対して、特別交付税措置等の支援を行っている。

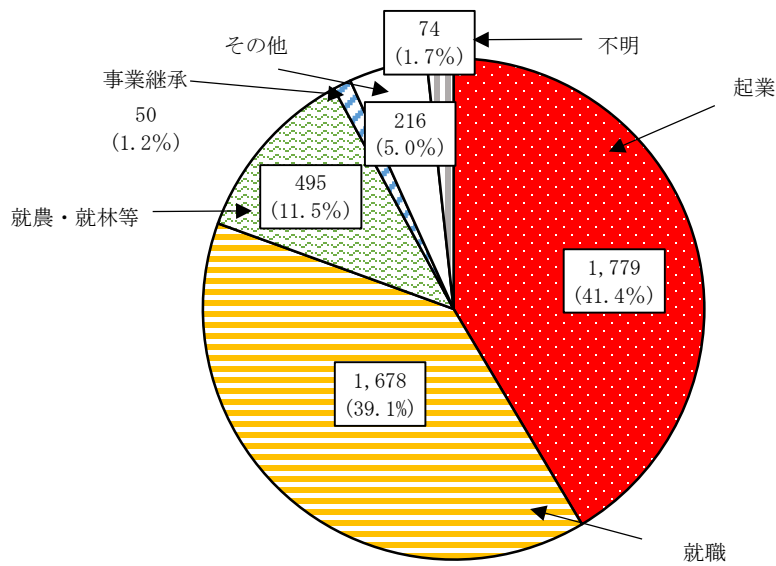
⁸ 感染症拡大後の2020年度は、1,557人が任期を終え、1,167人（75.0%）が活動地域に定住している。

第1-1-13図 地域おこし協力隊の定住状況

(1) 任期終了後の定住状況 (2009~2021年度累計)

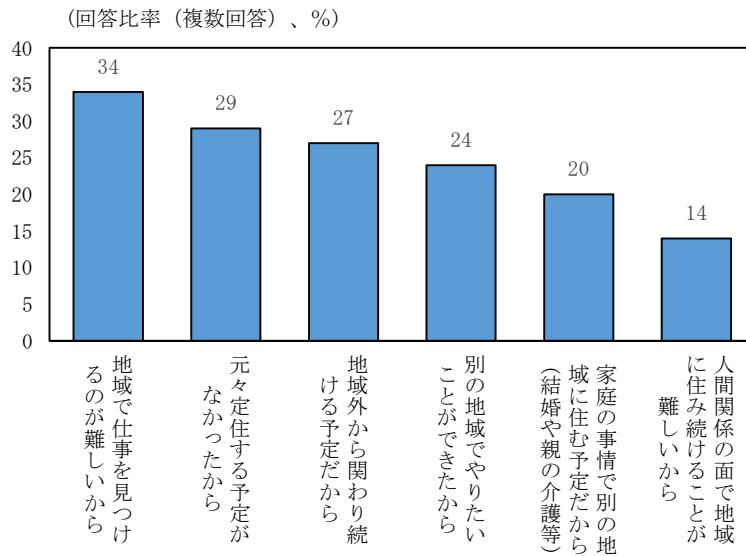


(2) 定住後の進路 (2009~2021年度累計)



(備考) 1. 総務省「令和3年度 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」(令和4年3月18日)により作成。
 2. 四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

(3) 定住しなかった理由（複数回答）



(備考) 一般社団法人移住・交流推進機構「地域おこし協力隊の現状と課題～令和3年度 地域おこし協力隊アンケート集計結果の概要～」により作成（アンケート調査期間：2021年8～9月）。

したがって、今後地方への移住が一段と社会に広まるには、移住先での起業・就業の他に、テレワークの活用による「転職なき移住」が可能となる、あるいは、副業を通じた居住地以外の地域の経済活動へ参画するなど、多様で柔軟な働き方が社会に浸透し、稼得機会が多様化することで、「仕事や収入」に対する懸念が軽減されることが、重要な課題と考えられる。

(テレワークは定着しつつあるが、地方の特に中小企業の事務職で実施率が低い)

そこで、仕事を変えずに転居が出来ることにつながるテレワークの実施状況を見ると、2020年以降の感染症の拡大を契機として、テレワークは定着しつつある（第1-1-14図）。全国のテレワーク実施率の推移を追うと、2019年12月には10.3%であったが、2020年5月には27.7%まで上昇した。その後、2020年12月はやや低下したものの、2021年4-5月には再び上昇し、2022年6月の実施率は30.6%となっている。

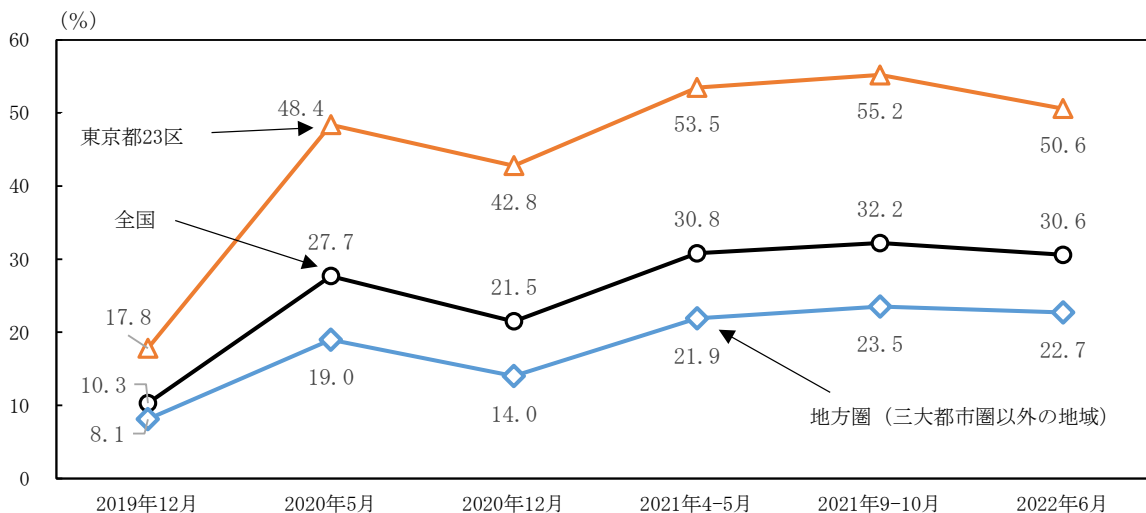
一方、地域別の実施率を比較すると、東京都23区の2022年6月の実施率が50.6%であるのに対し、地方圏は22.7%となっており、実施率には地域差がみられる。

なお、東京都23区でテレワークを実施したと回答した者のテレワーク実施頻度をみると⁹、大半は定期的に出勤を行っていると回答している。こうした定期的な出勤を伴うテレワークの増加は、東京都23区から近郊3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）への移動者

⁹ 東京23区でテレワークを実施した回答した50.6%の内訳は、「1. テレワーク（ほぼ100%）：10.9%」、「2. テレワーク中心（50%以上）で、定期的に出勤を併用：13.9%」、「3. 出勤中心（50%以上）で、定期的なテレワークを併用：13.3%」、「4. 基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用：12.4%」となっている。

増の一因となっている可能性も考えられる。ただし、「ほぼ 100%テレワーク」と回答した者は 10.9%に留まっており、「転職なき移住」も可能となる働き方の変化があった就業者は一部に限定されているようである。

第 1-1-14 図 テレワーク実施率の推移



(備考) 1. 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」により作成。
 2. 地方圏は、三大都市圏以外の地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県を除く地域）を表す。

次に企業規模・職種別でテレワーク実施率を確認する。東京圏と東京圏以外の地域ともに、大企業（従業員数 300 人以上の企業）と中小企業（従業員数 300 人未満の企業）でテレワーク実施率に大きな差がみられる（第 1-1-15 図）。

職種別についてみていくと、回答者数が少ないことから蓋然性は高くない職種もあるものの、東京圏の大企業では、感染症拡大後に比較的テレワークの実施が進んだと考えられる職種¹⁰（事務職、IT・法務・デザイン等の技術職）の実施率が 60%を超えている。これらの職種について東京圏以外の地域の状況を確認すると、IT専門職の実施率は 65%を超えているが、特に中小企業で事務職と法務・デザイン等の技術職の実施率が依然として低く、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が地方まで広がりを見せていない。

¹⁰ 内閣府（2021a）によれば、感染症拡大前後の 1 年間（2019 年 12 月から 2020 年 12 月にかけて）で、技術者、企画・販促系の事務職、IT 関連の専門職で 20%ポイント以上テレワーク実施率が上昇したことが指摘されている。

第1-1-15図 地域・企業規模・職種別のテレワーク実施率（2022年6月）

(%)

	①東京圏		②東京圏以外		全国	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業
事務職	66.7	44.2	44.0	28.6	52.9	33.6
管理職（役員含む）	72.3	52.5	51.2	35.5	59.6	41.1
営業	70.1	46.5	47.6	29.6	56.6	35.4
経理	76.0	33.3	38.1	24.3	52.2	27.2
人事・総務	66.2	39.3	44.1	31.7	53.2	33.3
その他の事務職	60.0	39.6	39.0	21.0	47.0	27.1
医療・福祉・介護職	15.5	9.1	10.2	12.9	11.4	12.0
生産工程（製造、修理、検査等）	31.1	9.5	24.7	11.6	25.9	11.2
IT専門職	87.5	75.4	65.2	68.1	79.0	71.6
建設・機械技術職	54.2	15.6	42.9	17.6	45.1	17.2
その他の技術職・専門職（法務・デザイン等）	69.4	50.0	38.2	28.9	49.7	35.5
店舗での販売・接客等	10.4	9.2	10.6	11.5	10.5	10.9
その他のサービス職	22.6	22.0	19.9	17.8	20.8	19.0
わからない・その他	37.5	15.3	15.7	13.5	23.1	13.9
合計	54.1	31.7	31.4	21.0	39.3	24.1

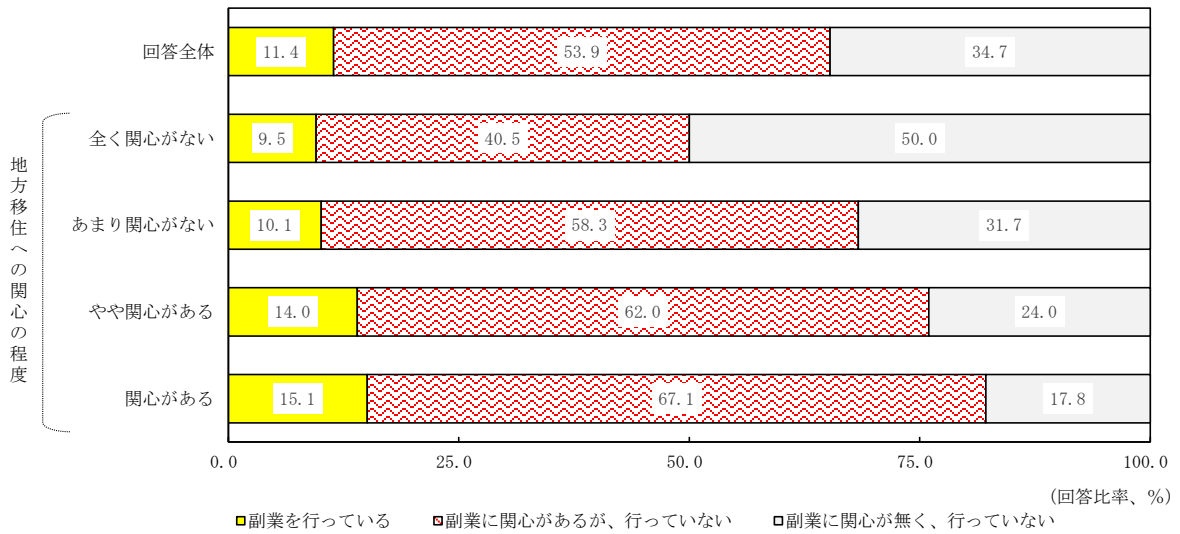
- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（調査期間：2022年6月1日～6月9日）」により作成。
 2. 東京圏は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県合計。
 3. テレワーク実施者は、「テレワーク（ほぼ100%）」、「テレワーク中心（50%以上）」で、定期的に出勤を併用、「出勤中心（50%以上）」で、定期的なテレワークを併用、「基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用」の合計。
 4. 地域・企業規模・職種別に区切ってテレワークの実施動向をみるため、サンプルサイズが不足していると判断している部分も伴っている。

（地方移住への関心が高い人ほど副業を実施、副業規制緩和が後押しする可能性）

副業の実施状況と地方移住への関心の程度との関係をアンケート調査の結果によってみると、地方移住への関心が高い人ほど副業を行っており、副業に対する関心も強い傾向がみられる（第1-1-16図）¹¹。地方移住に全く関心がない回答者の場合、副業を行っている比率が9.5%、副業に関心があるが、行っていないとした比率が40.5%であるのに対して、地方移住に関心があると答えた回答者の場合、副業を行っている比率は15.1%、副業に関心があるが、行っていないとした比率は67.1%となっている。

¹¹ 内閣府（2022）では、地方移住して起業した人は、起業準備段階では、副業を実施していた確率が高いことや、社会課題解決や地域貢献への意識も高いことが指摘されている。

第1-1-16図 副業と地方移住への関心の程度



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査 (調査期間: 2022年6月1日~6月9日)」により作成。
2. 調査のうち地方移住への関心の程度についての質問 (回答者は東京圏に居住する者のみ) と副業 (本業以外の仕事で収入を得ること) の実施状況についての質問に対する回答をクロス集計 (n=2,160)。
3. 調査の回答のうち「本業とは別の企業・法人に雇用されている (主に専門知識や経験を生かす目的等)」、「本業とは別に、個人で事業を実施している (主に専門知識や経験を生かす目的等)」、「本業とは別に、NPO活動・地域活動などの社会貢献活動を実施している」、「本業とは別の企業・法人に雇用されている (主に収入目的等)」、「本業とは別に、個人で事業を実施している (主に収入目的等)」を「副業を行っている」として集計 (回答のうち「その他」は除いて集計)。

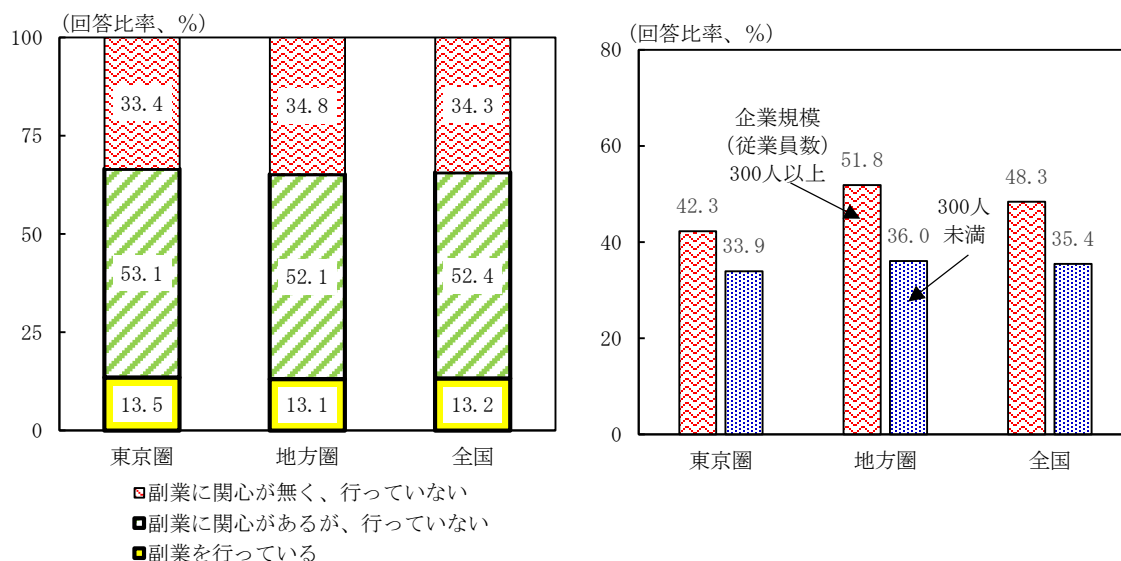
副業への関心と実施状況をみると、副業を実施している人は東京圏で13.5%、東京圏以外の地域で13.1%、副業に関心があるが実施していない人の割合は、東京圏で53.1%、東京圏以外の地域で52.1%となっている。東京圏でも東京圏以外の地域でも、副業を実施している人は13%程度であるが、半数以上の回答者が副業に関心があると答えている (第1-1-17図 (1))。

続いて、企業規模別に勤務先で副業が禁止されていると回答した割合をみると、東京圏と東京圏以外の地域のどちらも、企業規模の大きい勤務先の方が、小さい勤務先に比べて、副業を禁止している割合が高い (第1-1-17図 (2))。テレワークの場合には、中小企業の実施率が低かったが、副業の場合には、大企業の方が中小企業よりも副業を禁止する傾向がみられる。

第1-1-17図 圏域別の副業の状況

(1) 副業への関心と実施状況

(2) 勤務先で副業が禁止されている人の割合



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査 (調査期間：2022年6月1日～6月9日)」により作成。
 2. 東京圏は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。地方圏は東京圏以外の地域。
 3. (1) は全就労者による回答の集計。(2) は正規社員による回答の集計。

内閣府(2021b)によると、地方移住の希望者に対するアンケート調査の結果として、40%程度の移住希望者が、移住先で本業を行い東京圏で副業を行う、あるいは移住先で副業を行い東京圏で本業を行うといったように、東京の仕事と地方の仕事を副業によって掛け持ちするような働き方を希望している。

副業規制の緩和について、厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を作成・改定し、ルール明確化を図っている¹²。また、経済団体連合会のアンケートによると、社外での副業・兼業を「認めている」とした回答企業割合は、2020年の50.6%から2022年に66.7%へと上昇し、「認める予定」と回答した企業を含めると83.9%になり、副業を促す動きが加速している¹³。今後、こうした動きに沿って、多様で柔軟な働き方(テレワーク・副業等)がより浸透することによって、地方移住における「仕事や収入」に対する懸念の軽減し、地方移住が活発化していくことが期待される。

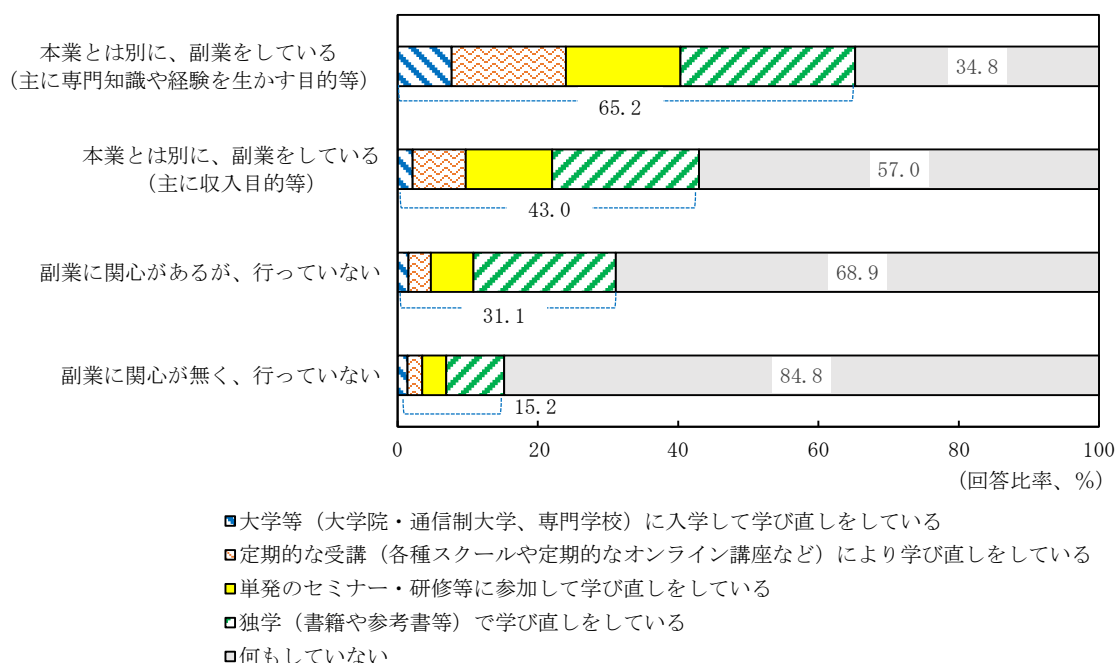
¹² 厚生労働省では、副業・兼業に関して、2018年1月に、企業や労働者が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成するとともに、モデル就業規則を改定して労働者の遵守事項である「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設した。その後も、2022年7月に、労働者に対して副業・兼業に関する情報開示を推奨するようガイドラインの改定を行っている。

¹³ 経団連が会員企業に行ったアンケート調査(調査機関2022年7月28日～8月25日、回答企業数275社)。本文の数字はこのうち常用労働者数5000人以上の企業(87社)の調査結果。

コラム1：副業とリスクリング

副業のメリットには、前述のように、多様な働き方の実現によって居住地の選択肢が広がり、地方移住に対する関心が高まる可能性があるだけでなく、リスクリング（学び直し）に対する意識が高まることも挙げられる。アンケート調査の結果によれば、副業を行っている人は、リスクリングに取り組んでいる割合が高い傾向がみられる（コラム1-1-1図）。

コラム1-1-1図 副業とリスクリング（学び直し）の実施状況



調査結果によれば、副業に関心がなく、（副業を）行っていない人のうち、何らかのかたちで学び直しに取り組んでいるのは15.2%であり、残りの84.8%は学び直しを何もしていない。また、副業に関心があるが、行っていない人のうち、何らかの学び直しを行っている人は31.1%、何もしていない人は68.9%となっている。

一方、副業を行っている人の場合、専門知識等を生かす目的で副業をしている人は、半数を超える65.2%が学び直しに取り組んでおり、何もしていない人は34.8%である。

収入目的で副業をしている人は、43.0%が学び直しを行っており、何もしていない人は57.0%になっている。既存の調査において、わが国の社会人は自己学習に取り組む割合が低いとの指摘がみられるが¹⁴、副業には人を学び直しに向かわせる可能性が示唆される。

副業に付随するその他のメリットとして、生活の満足度を高める可能性がある。アンケート調査によれば、特に専門的知識等を活用する目的で副業をおこなっている人は、そうでない人よりも社会とのつながりに関する生活満足度が高い傾向がみられる（コラム1-1-2図（1））。生活満足度の評価（10点満点）の結果をみると、就業者全体が5.5点であるのに対し、専門的知識等を活用する目的で副業を行っている人は5.9点となっており生活満足度は高い。他方、副業に関心があるが副業をおこなっていないと回答した人の平均点は5.3点であり、就業者全体を下回っている。

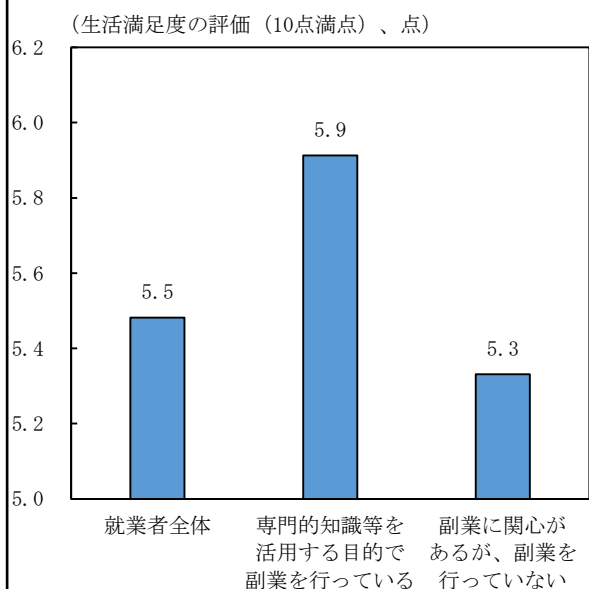
上述の比較では、回答者の個人属性によって、副業のメリットが正しく評価できない可能性があるため、個人属性（収入、性別、年齢及び職種）の影響をコントロールして分析したところ、専門的知識等を活用する目的で副業を行っている人は、満足度について高い点数（6点以上）を回答する確率が8%ほど高く、副業に関心があるが副業を行っていない人は、高い点数を回答する確率が5%ほど低い結果となった（コラム1-1-2図（2））。

以上のように、副業を行うことは収入を得るといった経済的メリットだけでなく、本業以外の場で専門的知識等を発揮することを通じて、社会とのつながりに関する生活の満足度を高める効果を持つといえよう。

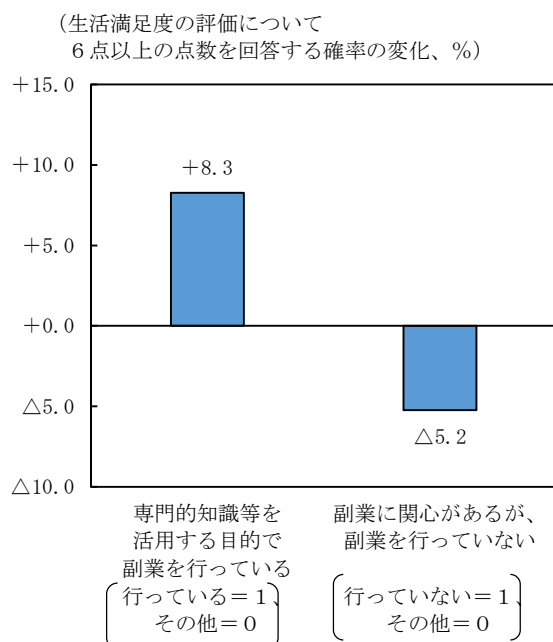
¹⁴ リクルートワークス研究所（2018）によれば、日本の雇用者のうち自己学習の実施割合は33.1%とされている。また、経済産業省（2022）によれば、社外学習・自己啓発を行っていない人の割合は46%と諸外国に比べて高いことが示されている。

コラム 1-1-2 図 副業の実施状況と社会とのつながりに関する生活満足度

(1) 副業の実施状況と生活満足度



(2) 副業の実施が生活満足度に与える効果



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査 (調査期間: 2022年6月1日~6月9日)」により作成。
2. (1) について、調査における生活満足度についての質問「「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点とすると、あなたの「交友関係やコミュニティなど社会とのつながり」に関する満足度について、現在は何点くらいになると感じますか。」に対する回答と、副業の実施状況についての質問に対する回答とのクロス集計により作成。
3. (2) について、生活満足度の評価を被説明変数、回答者の性別、年齢、収入、職種、及び副業の実施状況を説明変数とし、順序ロジットモデルによる回帰分析を行った上で、説明変数の限界効果を求めた (n=6825、詳細は付注1-1参照)。なお、副業の実施状況の係数は、いずれも1%水準で有意。
4. 「専門的知識等を活用して副業を行っている」とは、副業の実施状況に対する質問の回答のうち「本業とは別の企業・法人に雇用されている (主に専門知識や経験を生かす目的等)」及び「本業とは別に、個人で事業を実施している (主に専門知識や経験を生かす目的等)」の合計。

コラム2：時間や場所にとらわれない働き方に取り組む企業の事例

ここでは、時間や場所にとらわれない働き方に取り組む複数の企業に対して、ヒアリング調査を行った結果を紹介する¹⁵。感染症の影響が続く中であって、順調に取り組みを進めている企業がある一方、新たな課題に直面している企業もみられるが、いずれの企業も先進的な取り組みを継続しており、多様な働き方が企業の現場において次第に浸透しつつある様子が見えてくる。

A社（都市部の人材と地方企業を「副業」でマッチングするサービスを展開）

●都市部の「副業」希望者は増加、地方企業側の労働需要の掘り起こしに課題

プロフェッショナルな人材に特化したビジネスマッチングサービスを展開しているA社は、業務委託、派遣、紹介という形態で即戦力となる外部人材を様々な企業に供給し、企業の経営課題の解決を支援している。こうした活動の一環として、同社はキャリアアップや地域貢献の機会を得たい都市部の人材と人材が不足する地方企業を、「副業」でマッチングするサービスに力を入れている。

地方への展開強化として、地方自治体、地域金融機関等と提携及び事業連携を行い、全国で副業人材マッチングを実施している。副業希望の登録者は、2020年4月に約3千人であったが、2021年8月には、約6千5百人と倍増し、2022年9月の登録者数は1万人まで増加している。一方、副業を募集する地方企業がA社のサイトに掲載する求人数も増加傾向にあり、2022年6月には1千件超となっている。

A社によれば、副業人材を募集する地方企業への平均応募者数は1つの募集に対して18人となっており、地方で副業を希望する者という「求職」に対して、地方企業からの求人需要が少ない状況にある。こうした背景には、地方企業が人材不足を解決する選択肢として副業人材の活用には思い至らない場合や、副業人材の活用方法がわからない等の課題があるとA社はみており、今後も地方の自治体や金融機関と連携を行いつつ、都市部の人材と地方企業と間に立ち、副業人材のマッチング事業を進めていく考えである。

h社（居住地を問わず、全国から在宅勤務可能な専門エンジニアを採用）

●拠点オフィスの無い地域からも採用を進め、全国から優秀なエンジニアを確保

ソフトウェアの品質保証等を手がけるh社は、感染症の拡大を受けて、2020年の春以来、従業員が在宅勤務で社内環境と同等の情報セキュリティレベルを維持しながら、多

¹⁵ 具体的には、2021年8月にヒアリング調査を行い、内閣府（2021c）で取り上げた企業の中の数社を対象に、前回のヒアリング内容を踏まえた上で、その後も取り組みを継続した結果、どのような課題や成果が現れたかについて、聞き取り調査を行った（調査時点2022年7月）。昨年からの進捗状況が把握できるよう、社名のアルファベット表記は内閣府（2021c）と同様としている。

様なライフスタイルの実現とより高い生産性を目指せる業務環境の整備を行った。また、居住地を問わず、入社後に在宅勤務で働き続けるエンジニアの採用を始め、入社者には、在宅ワークの業務環境整備のため、在宅勤務環境応援金として 100 万円を会社が負担する採用施策なども実施した。

こうした取組みを継続しながら、h社の在宅勤務割合は、2020年春頃の75%程度をピークに、2022年の夏まで平均的に6割前後の水準を維持している。また、在宅業務を行うことを前提に、拠点オフィスの無い地域からの採用も積極的に進めたことにより、日本全国の優秀なエンジニアの採用が可能となった。在宅勤務が社内で一般化したため、感染症が拡大する以前には、社員の大部分が拠点オフィスに通勤可能な範囲内に居住していたが、2022年には従業員の居住地が国内の37都道府県にまで広がっている。

長期的な視点でも、在宅勤務が定着することは、従業員がライフステージの変化の中で、例えば子育てや介護などのために居住地を変える場合や、いわゆるIターンやJターンのように故郷やその近郊で働くことを望んだ場合に、企業として柔軟な対応が可能となり、より継続的に従業員が活躍することができると考え、新しい働き方への期待を強めている。

i社（転居せずにオンラインで異動先の業務をこなす新しい転勤を導入）

●女性を中心に仕事と家庭の両立に成果があった一方で、顧客・同僚とのリアルなネットワーク構築に課題

オフィスビルや商業施設の運営・管理を行うi社は、転居を必要とした異動（すなわち転勤）をせず、遠隔地から行う新たな転勤制度の導入を進めている。営業担当の女性を中心に、リモートワークを活用し、これまで現地でしか対応できないとされた業務を見直す等の実証実験を重ね、2021年度より一部を制度化した。

これまでに数名の従業員が新たな転勤制度に参加した結果からは、i社にとって制度の課題もみえはじめている。例えば、この制度を使用し、リモートによって新しい転勤先の業務を遂行する場合、顧客や転勤先の同僚との間で人間関係を構築することが、従来のように実際に転勤を行うことに比べて難しく、転勤者本人や周囲の人間にとっての負担となりやすい。i社はこうした課題について、適宜出張などを行うことで、リモートに並行してリアルでの関係性の構築も行うことが必要と考えている。また、上司や同僚など周囲の制度への理解や、顧客理解を得ることなども、制度の利用のしやすさに大きく影響するとみている。i社ではこの制度を全社員が利用可能としていることから、業務の特性上リモートワークが難しい管理職などの従業員にも対象を広げることができるよう、今後も制度の運用法をブラッシュアップしていく予定である。

（２）暮らしにおけるデジタル化の地方への広がり現状と課題

前節では、新たな人の流れの加速に向け、テレワークというデジタルを活用した働き方や副業の取組を通じた雇用契約の柔軟化の重要性について指摘した。一方で、新たな人の流れを加速するためには、こうした多様で柔軟な働き方に加えて地方の暮らしにおけるデジタル化を進展させることも求められるところ、政府が進める「デジタル田園都市国家構想」においても関連した取組が掲げられている。本節では、暮らしにおけるデジタル化の現状と課題について、地方での活用の視点に立ちつつ検討する。

1) デジタル化が地方の暮らしに与える効果（整理）

（デジタル化は距離に関わる費用削減効果とともに、地方の課題解決を促す）

デジタル化¹⁶は、暮らしの様々な分野において広がりを見せている。光ファイバ網や移動通信網といったデジタル技術活用のための基盤が全国的に整備されつつあることを背景に¹⁷、場所の制約なしに利用可能な情報通信機器（スマートフォンなど）が広く普及している¹⁸。

こうした基盤整備を受けて、デジタル化は、ソフトウェアやデータといったデジタルにかかる無形の財の活用を通じた情報通信機器や家電など財・サービスの高度化や、インターネット等の活用を通じた商圈や取引先、購入先など経済活動範囲の拡大や時間の短縮に貢献している。さらに、財・サービスの供給者から利用者あるいは購入者へのいわば一方向となる傾向のあった情報伝達の流れを、利用者あるいは購入者から供給者への情報伝達のほか、SNS¹⁹などによる利用者同士の当該財・サービスに関する情報交換を容易にするなど、利用者・購入者側からの情報の価値を大きくする方向に変化させるといった役割を果たしている。

デジタル化の経済的効果としては、取引にかかる費用削減を促すとの論考があるが²⁰、とりわけ地方にとって削減効果が大きい費用としては、各種の財・サービスを店頭購入

¹⁶ OECD (2019)では、「デジタル化 (Digitalisation)」を、データやデジタル技術、あるいはそれらを連結して利用することにより新たな活動を生み出すことや既存の活動に変化をもたらすことと定義づけている。本節では以下本定義で記述。なお「デジタル技術」という用語については、デジタルを用いたあらゆる活動（生成、収集、交換など）を改良したり開発したりするための情報通信 (IT) 技術（例としてインターネット、移動通信技術・機器、データ分析）と定義している例がみられる (OECD (2014))。

¹⁷ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月23日閣議決定)では、光ファイバ等の世帯カバー率を2021年3月末の99.3%（未整備世帯約39万世帯）（「令和2年度末ブロードバンド基盤整備率調査」(2022年1月31日総務省)）から2027年度末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすること、また5G人口カバー率を2022年3月末の93.2%（「5Gの整備状況の公表 (2021年度末)」(2022年10月21日総務省)）から2030年度末までに全国・各都道府県ともに99%とすることをそれぞれ目指すとしている。

¹⁸ 総務省「令和3年通信利用動向調査」(2022年5月27日)によると、2021年におけるスマートフォンの世帯保有率は88.6%、これに携帯電話を含めたモバイル端末全体の世帯保有率は97.3%となっている。

¹⁹ Social Networking System

²⁰ Avi Goldfarb, Catherine Tucker (2017)を参考に記述。

する場合に必要となる移動等にかかる、距離にかかる費用となろう²¹。

E C、住宅検索サイト、シェアリングエコノミーに係るサイトなどの利用は、需要側である地方在住の消費者にとって、物理的な移動をすることなく、海外市場に流通しているものなども含めた財やサービスの購入を可能とし、距離にかかる費用の低減に資する。他方、供給側となる地方に所在する企業にとっても、こうしたサイト等の活用は、所在地以外の国内市場、あるいは海外市場への参加の可能性を広げる効果をもたらし得る。

また、感染症は、デジタル技術の活用に対して更なる進展や新たな視点とともに、地方の課題解決を促すきっかけも与えた²²。オンライン診療やオンライン教育について、感染拡大により、その利活用が世界的に広がったが、感染拡大後においても、特に地方で、移動距離の削減といったアクセスの観点、あるいは医療や教育にかかる人的資源の活用が容易でないなどの状況を解決する方策として活用が期待できる。

2) 地方でも活用が広がるE Cの現状と課題

本項では、暮らしにおけるデジタル化のうち、まずはかねてから利用され、かつ市場規模も拡大を続けている²³E Cの活用状況を長期的にみる。はじめに購入者側であるE C利用世帯の動向について、地域別も含めた現状を確認の上、特に地方で利用を広げるための方策を探る。また、供給側である販売者側の観点から、配送にかかる課題を確認するとともに、地域の特産品販売にかかるE Cの活用についても触れる。

(E C利用世帯及び利用額はこの10年程度全国で増加も、都市規模による差が拡大)

E Cによる購入の1世帯・1か月当たり利用平均額（E C利用世帯および非利用世帯を合算した平均額）の推移をみると、全国において、2010年では4,238円であったものが、2021年では18,727円となっている（第1-2-1図（1））。これをE Cの利用世帯割合と利用1世帯・1か月当たりE C支出額に分解すると、利用世帯割合は、2010年²⁴では18.0%であったものが、その後はすう勢的に上昇を続け、2021年には52.7%と3倍弱となっており（第1-2-1図（2））、E C利用1世帯・1か月当たり支出額は、2010年の22,360円から2021年は35,470円と1.6倍になっている（第1-2-1図（3））。

²¹ Avi Goldfarb, Catherine Tucker (2017)では、取引にかかる費用削減として、距離にかかる費用のほかに、情報収集にかかる費用、認証にかかる費用、複製にかかる費用、追跡にかかる費用に類型化している（付表1-1参照）。

²² 本段落は、OECD (2021a)、OECD (2021b)を参考にして整理。

²³ 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」によると、日本の事業者・消費者間取引（B to C：物販系、サービス系、デジタル系の合計）は、1998年の市場規模は650億円であったものが、2021年には20兆6,950億円となったとしている。

²⁴ 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層化2段階抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。ただし、2010年の利用世帯割合及びE C利用1世帯・1か月当たり支出額は、抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府が算出した。

これについて、2010年から2021年にかけてのEC利用世帯割合の上昇寄与及び利用1世帯・1か月当たりEC支出額の増加寄与を年齢階層別にみると、40歳以上64歳以下世帯の寄与が大きい（第1-2-2図）。

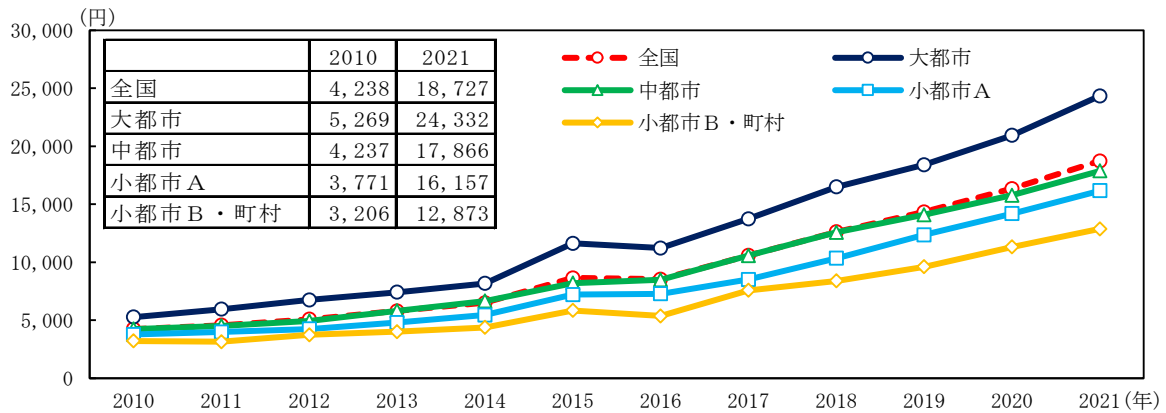
1世帯・1か月当たり利用平均額及びその内訳であるEC利用世帯割合と利用1世帯・1か月当たり支出額を都市規模²⁵別にみると、全ての都市規模において増加しているが、利用世帯割合や支出額の増加幅は、規模の大きい都市ほど大きく、都市規模間の利用割合や支出額の差は拡大している。例えば、EC利用世帯割合は、2010年は大都市では21.8%、小都市B・町村では13.6%と8%ポイント程度の差であったが、2021年には大都市は60.3%、小都市B・町村では42.5%と18%ポイント程度の差となっている。EC利用世帯における1世帯・1か月当たりの利用額についても、2010年は大都市で22,975円、小都市B・町村では22,355円と600円程度の差であったのに対し、2021年には大都市で40,270円、小都市B・町村では30,197円と10,000円程度の差となっている。これは2010年から2021年にかけてのEC利用世帯割合の上昇寄与及び利用1世帯・1か月当たりEC支出額の増加寄与の大きい40歳以上64歳以下世帯の比率が大都市は高い一方、小都市B・町村では低いためである²⁶。

²⁵ 「都市規模」は、大都市（政令指定都市及び東京都区部）、中都市（大都市を除く人口15万以上の市）、小都市A（人口5万以上15万未満の市）、小都市B・町村（人口5万未満の市及び町村）の4つに区分している（「家計調査」（総務省）等で用いられている「都市階級」と同義）。

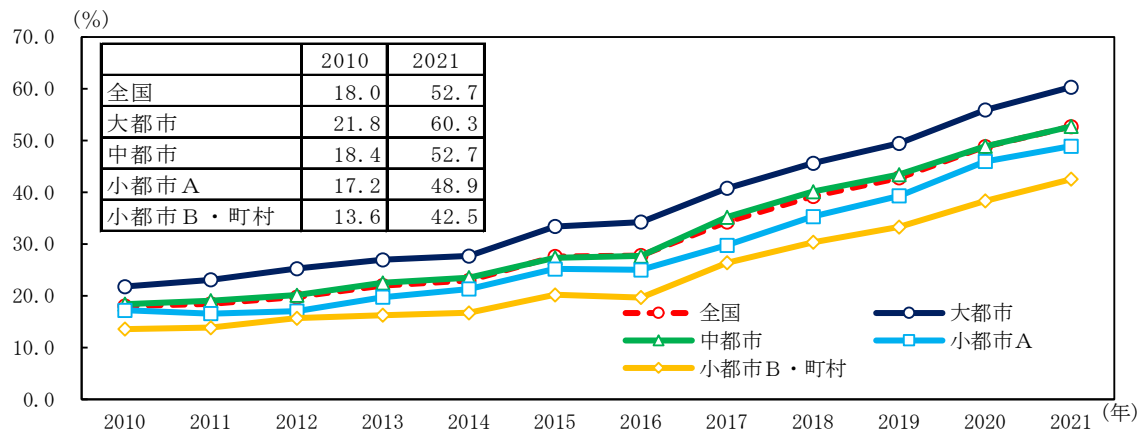
²⁶ 総務省「国勢調査」によると、2020年における都市規模別の40歳以上64歳以下世帯比率は、大都市48.5%、中都市46.5%、小都市A45.0%、小都市B・町村41.4%となっている。なお、当該比率は2010年から2020年にかけていずれの都市規模においても低下しているが、低下幅は大都市が▲0.9%ポイント、中都市が▲2.9%ポイント、小都市A▲4.7%ポイント、小都市B・町村▲7.5%ポイントと大都市の低下幅は小幅である一方、小都市B・町村の低下幅は大きくなっている。

第1-2-1図 EC利用額の推移（都市規模別、二人以上の世帯）

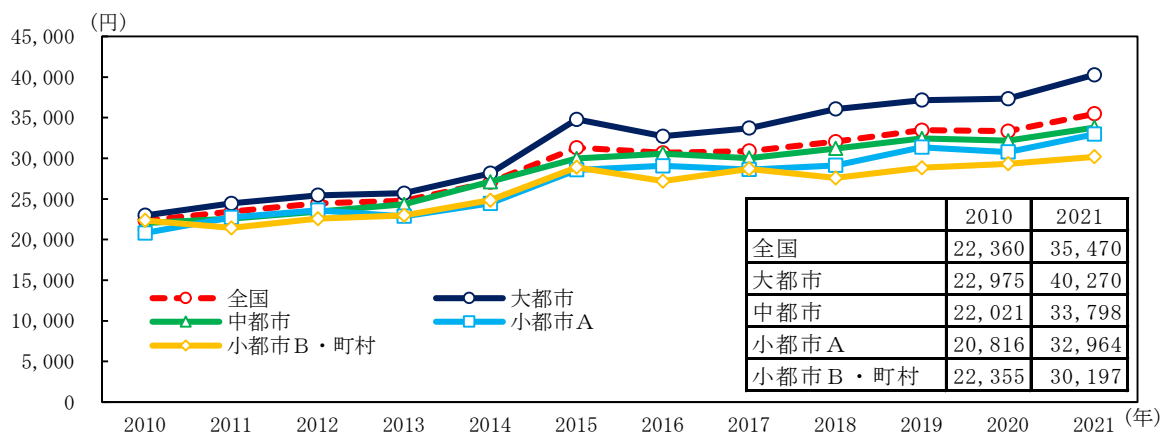
(1) 1世帯・1か月当たりEC利用額



(2) EC利用世帯割合



(3) EC利用世帯の1世帯・1か月当たり利用額

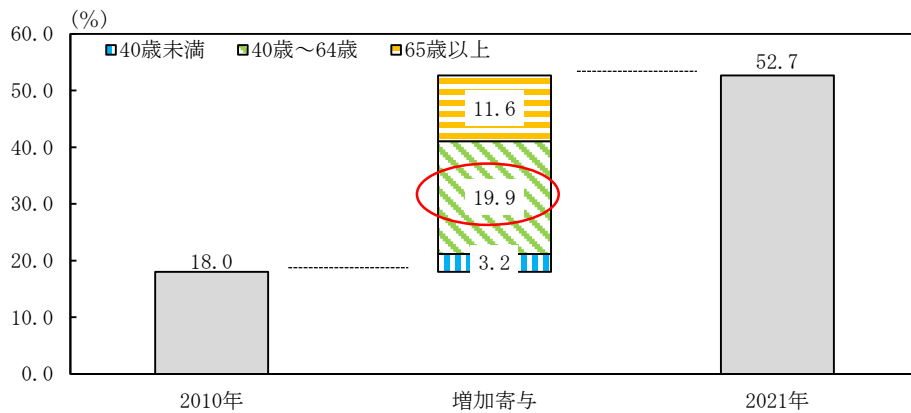


(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。

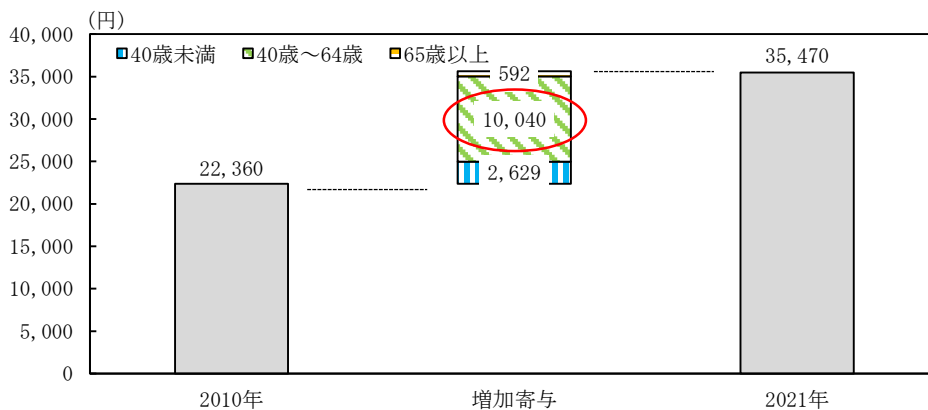
2. 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層別2段階抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。(2) 及び (3) について、2015年以降は抽出率調整を加味した数値であるが、2010～2014年は抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府が算出。

第1-2-2図 EC利用額推移の要因分析（二人以上の世帯）

(1) EC利用世帯割合



(2) EC利用世帯の1世帯・1か月当たり利用額



(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。

2. 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層化2段抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。2021年は抽出率調整を加味した数値であるが、2010年は抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府で算出。

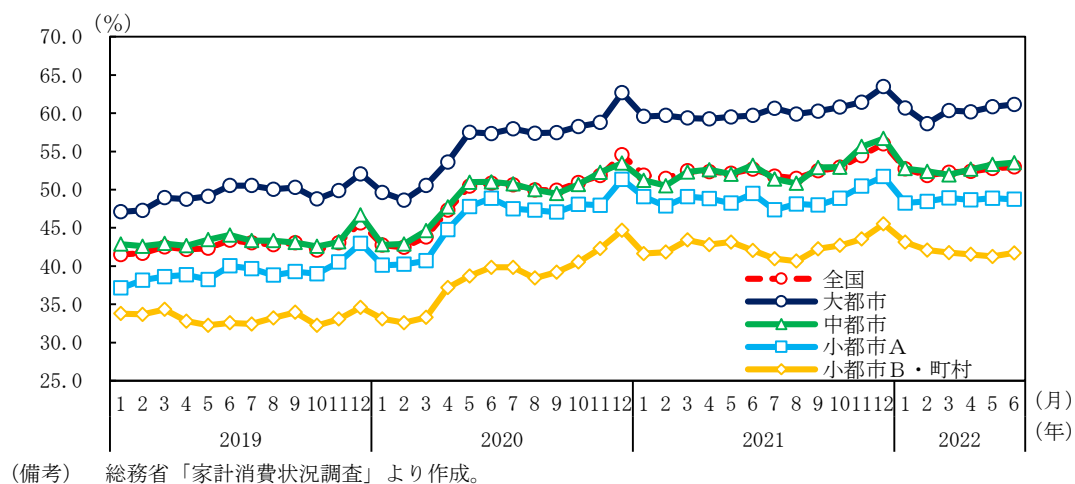
3. 各項目の内訳合計と全体合計は必ずしも一致しない。

(感染拡大直後に大きく上昇したEC利用世帯割合はこのところ動きに一服感)

次に、感染症の影響が現れた時期について、EC利用の動向を月次統計で確認する。EC利用世帯割合については、感染拡大の当初に各地域でみられた上昇がこのところ一服している（第1-2-3図）。2020年2月から、最初の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」という）が解除された後の2020年6月にかけて、全国平均のEC利用世帯割合は2月の42.5%から6月の50.8%と8%ポイント程度上昇した。また、都市規模別では、大都市が2月48.6%から6月57.3%、中都市が2月42.9%から6月51.0%、小都市Aが2月40.2%から6月48.9%、小都市B・町村が2月

32.6%から6月 39.8%と、いずれの都市規模においても7～9%ポイント程度と、それまでのすう勢（2010年～2019年の年平均で2～3%程度の上昇）を大幅に上回る上昇となった。その後も緩やかな上昇傾向を辿ったものの、2022年6月の全国におけるEC利用世帯割合は53.0%と、前年同月（52.7%）とほぼ同水準にとどまっている。都市規模別では、大都市および中都市はそれぞれ61.2%、53.5%と前年同月（大都市59.7%、中都市53.2%）と比べてそれぞれ1.5%ポイント、0.3%ポイント上昇している一方、小都市A及び小都市B・町村はそれぞれ48.7%、41.7%と、前年同月（小都市A49.5%、小都市B・町村42.1%）と比べてそれぞれ▲0.8%、▲0.4%と低下している。

第1-2-3図 EC利用世帯割合の月次推移（二人以上の世帯）



（EC利用世帯割合は高齢世帯が低い）

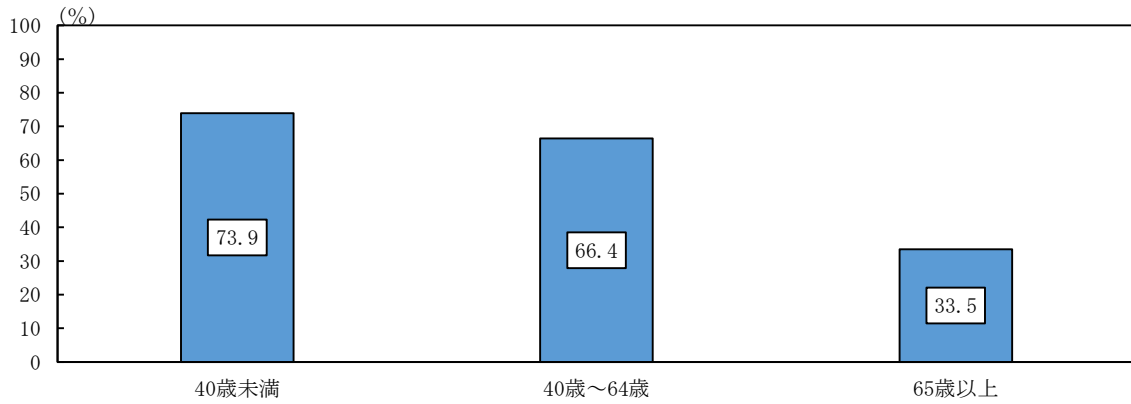
こうしたEC利用状況について、「家計消費状況調査」の個票を利用して、地域や年齢階層による特徴を探るため、都市規模×年齢階層別での集計分析を2021年について行った。

まず、EC利用世帯割合をみると、全国及びいずれの都市規模においても、世帯主が65歳以上の高齢世帯が、64歳以下の世帯に比べて低くなっている（第1-2-4図）。

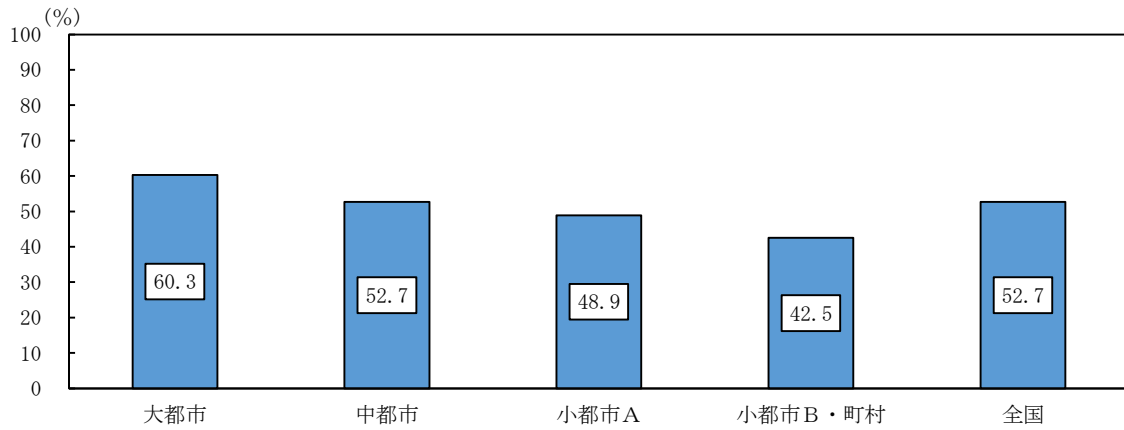
全国では、世帯主が65歳以上の世帯のEC利用世帯割合は33.5%と、世帯主が40歳以上64歳未満、および40歳未満の世帯の66.4%、73.9%より30～40%ポイント程度低くなっている。世帯主が65歳以上の世帯と64歳未満の世帯におけるEC利用世帯割合の差は、いずれの都市規模においても同様、30～40%ポイント程度、65歳以上世帯の利用割合が低くなっており、一番規模の小さい小都市B・町村における65歳以上の世帯のEC利用世帯割合は27.5%と唯一30%に届かない水準となっている。高齢者のデジタル機器やインターネット等の利用割合や、デジタル化への意識が全体に比較して低いことを反映しているとみられる。

第1-2-4図 EC利用世帯割合（二人以上の世帯、2021年平均）

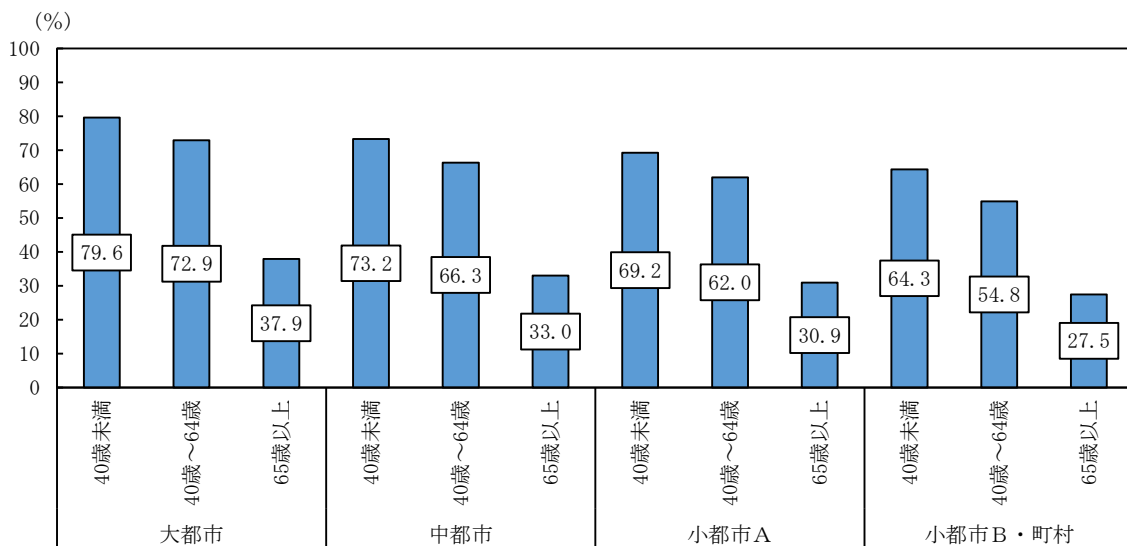
(1) 全国の世帯主の年齢階層別



(2) 全国の都市規模別



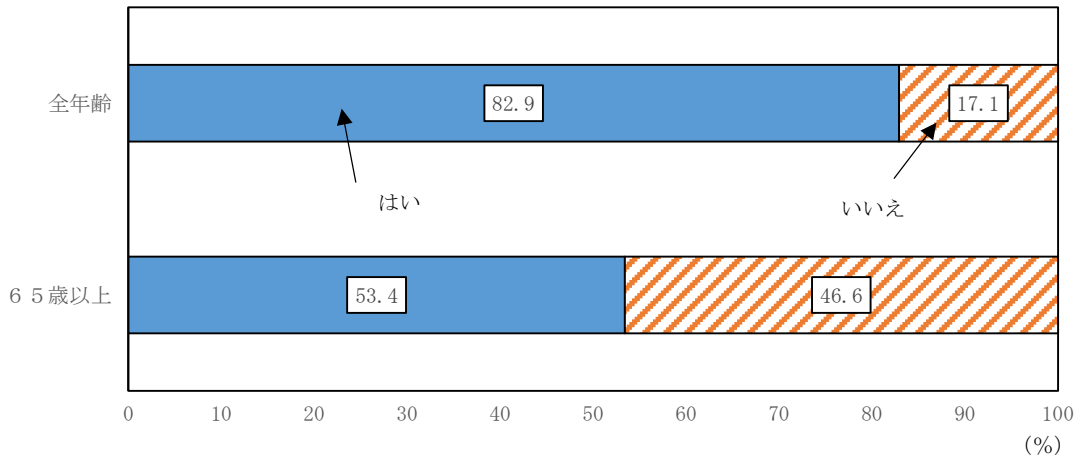
(3) 都市規模×世帯主の年齢階層別



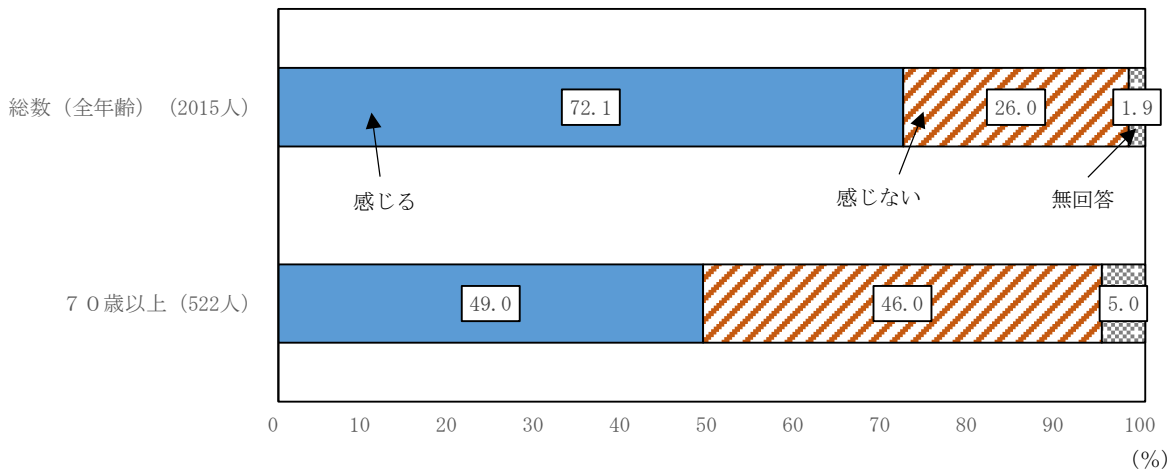
(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」により作成。
 2. 2021 暦年における 1 か月当たりの平均。

(4) 高齢者のインターネットに対する利用経験及び意識

① 過去1年間のインターネット利用経験



② 「新たな生活様式」にスマートフォンやタブレットが生活により不可欠になったと感じるか



(備考) 1. (1) は総務省「令和3年通信利用動向調査」により作成。集計対象は世帯構成員(個人)。
 2. (2) は内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査」(2021年1月29日公表)により作成。「感じる」は「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計。「感じない」は、「どちらかといえば感じない」、「感じない」の合計。母集団は、全国18歳以上の日本国籍を有する者。

(規模の小さい地域におけるEC利用世帯の利用額は高齢世帯ほど高い傾向)

一方、EC利用世帯に限って見た場合、一人当たり(等価)利用額²⁷(月平均)についてみると、大都市では世帯主年齢が65歳以上である高齢世帯ほど利用額が少なくなっているものの、それ以外は都市規模においては高齢世帯の利用額の方が多くなっている(第1-2-5図)。

²⁷ 一人当たりEC利用額については、世帯人員の違いによる影響を除くため、世帯当たりのEC利用額を世帯人員数の平方根で割った等価消費額としている。

全国平均では、世帯主が65歳以上の世帯でECを利用している一人当たりのEC利用額は20,923円と、世帯主が40歳未満世帯(19,593円)、40歳以上64歳未満世帯(20,008円)より高くなっている。これを都市規模別にみると、大都市では65歳以上の世帯の利用額は22,189円と、40歳未満の世帯(23,177円)、40歳以上64歳未満の世帯(22,968円)よりも少なくなっている。しかしながら、中都市になると65歳以上の世帯の利用額は20,405円と、40歳未満の世帯(18,809円)、40歳以上64歳未満の世帯(18,691円)より1,500円程度多くなり、一番小さい規模(人口5万未満の市及び町村)である小都市B・町村においては、65歳以上の世帯の利用額は18,313円と、40歳未満の世帯(14,784円)、40歳以上64歳未満の世帯(16,281円)より2,000円～3,500円程度多くなっている²⁸。

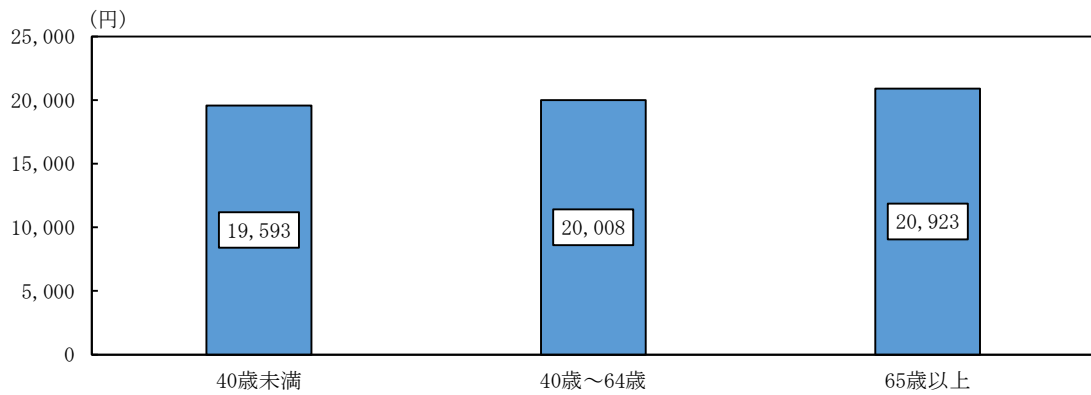
このように、高齢世帯のEC利用割合が低い中で、EC利用世帯に限れば、特に都市規模の小さい地方において、高齢世帯の一人当たり利用額が多い。こうした地域では、EC利用によってデジタル技術活用の恩恵を実現している姿が浮かび上がっている。同時に、利用割合が相対的に低いことは、潜在的な活用余地として、今後の利用促進が課題といえよう。高齢者のデジタル機器・サービス利用を支援することでEC利用率を高めれば²⁹、地方圏のEC支出額が更に拡大することが期待される。

²⁸ 仮に65歳以上の高齢世帯について、39歳以下の世帯員が含まれる世帯を除外して集計しても、EC利用世帯における利用額は大都市22,657円、中都市21,112円、小都市A20,965円、小都市B・町村19,967円と、大都市以外は40歳未満世帯、40歳以上64歳未満の世帯の利用額よりも多くなっている。

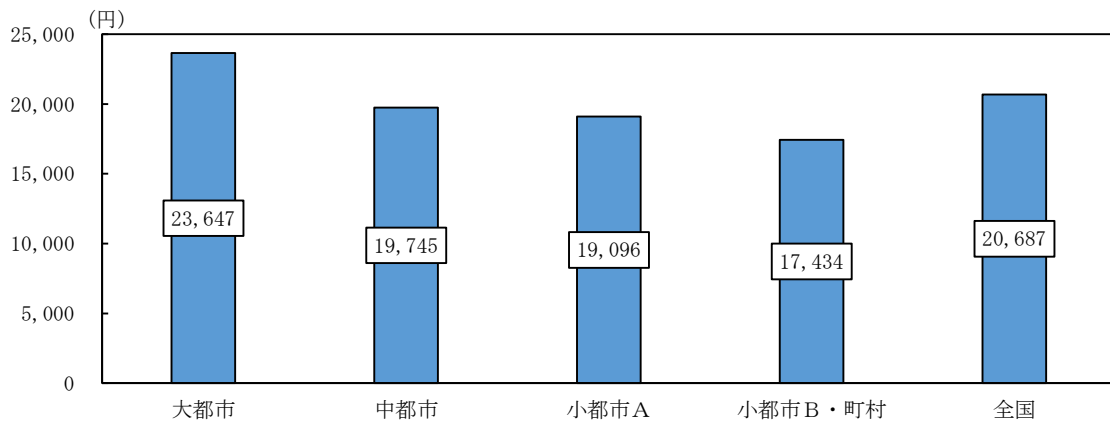
²⁹ 「デジタル田園都市国家構想」においては、高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組むこととしており、その一環として、「デジタル推進委員」の取組を2022年度に2万人以上でスタート、2027年までに5万人にするとしている。

第1-2-5図 EC利用世帯における一人当たり利用額（1か月当たり消費額）（2021年平均）

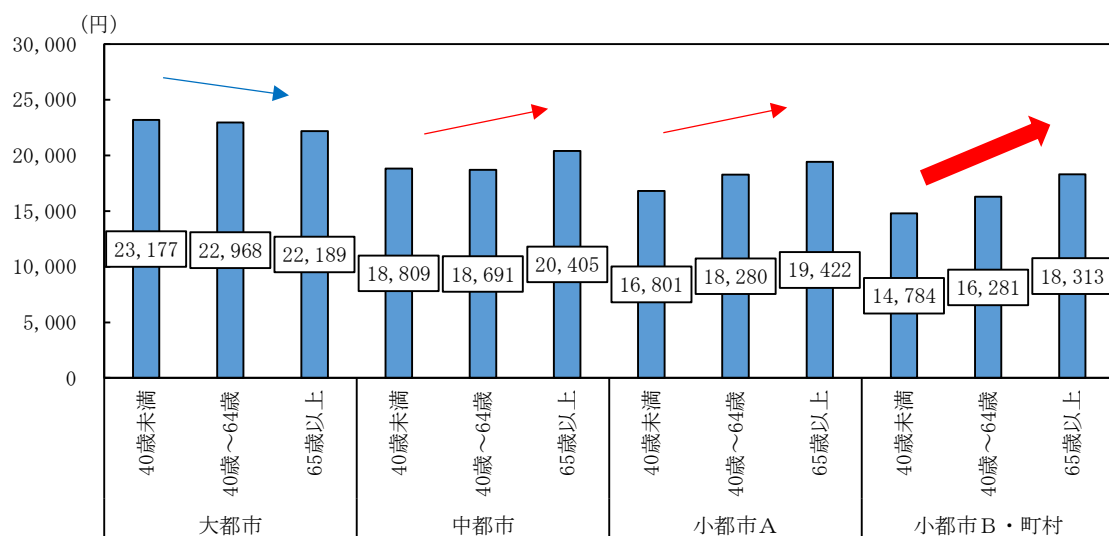
（1）全国の世帯主の年齢階層別



（2）全国の都市規模別



（3）都市規模×世帯主の年齢階層別



- （備考）
- 総務省「家計消費状況調査」より作成。
 - 1人当たりEC利用額については、世帯人員の違いによる影響を除くため、「世帯当たりの1か月のEC利用額÷√世帯人員数」で算出した等価消費額としている。

コラム3：最近のキャッシュレス決済の地域別の利用状況

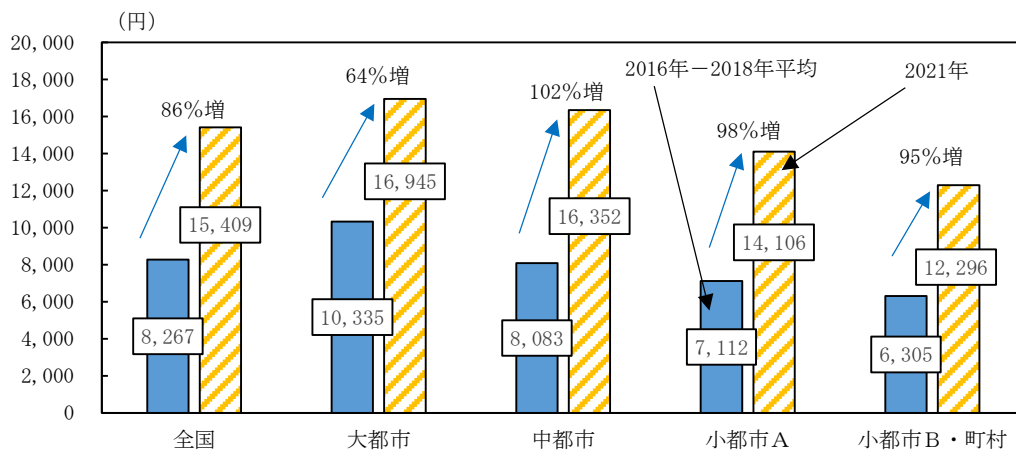
感染症は経済社会活動における接触機会の抑制を促したが、それによりキャッシュレス決済が注目された。具体的な手段としては、電子マネーとクレジットカードが大宗を占めている³⁰とされるどころ、これらの利用状況について、地域別も含めて確認したい。

まず、電子マネーの利用状況について総務省「家計消費状況調査」でみると、2021年における1世帯・1か月当たりの利用平均額（電子マネー利用世帯および非利用世帯を合算した平均額）は15,409円と、2016年から2018年の平均8,267円と比べて86%の増加となっている。都市規模別にみると大都市では64%程度の増加、それ以外の都市規模では95～102%増と概ね倍増となっている（コラム1-3-1図（1））。

これを利用世帯割合の上昇と利用世帯における支出額の増加に分けると、利用世帯割合については大都市が7.9%ポイントの上昇であるのに対し、それ以外の都市規模においては、中都市13.3%ポイント、小都市B・町村12.9%ポイント、小都市A12.5%ポイントと、大都市に比べて利用世帯が広がったことを示している。一方、電子マネー利用世帯当たりの利用額については、中都市の上昇が58%増と一番高く、次いで小都市A、大都市と続き、小都市B・町村が37%増となっている（コラム1-3-1図（2）、（3））。

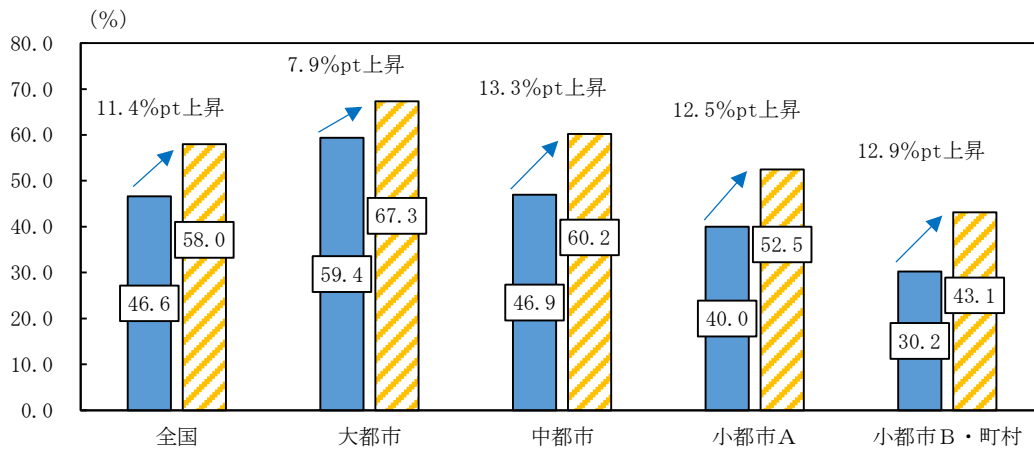
コラム1-3-1図 電子マネーの都市規模別利用状況（二人以上の世帯）

（1）1世帯・1か月当たりの利用額の変化

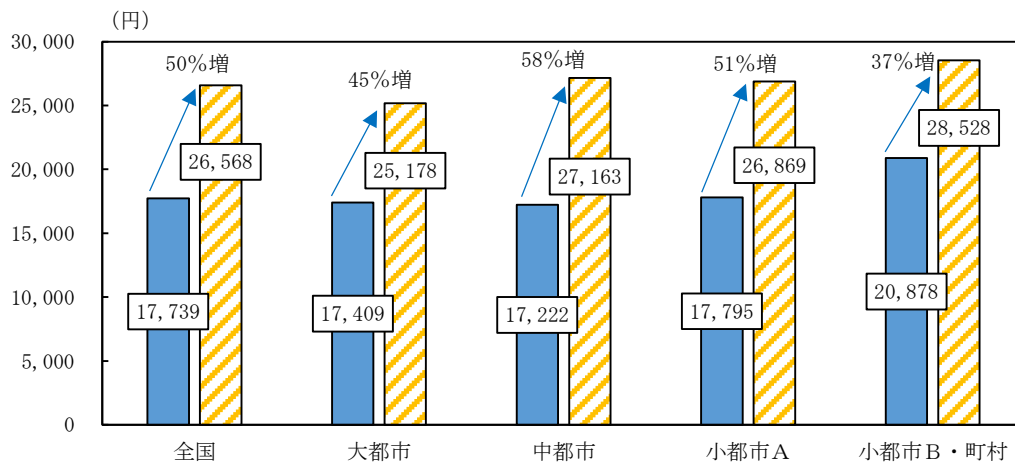


³⁰ 経済産業省（2022）によると、地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System：RE S A S）に掲載されている2019年から2020年にかけての「キャッシュレス決済データ（ポイント還元事業）」（以下、キャッシュレス決済データという）から決済手段別の計数をみると、電子マネーおよびクレジットカードで、全国各地域において、決済回数および決済金額ともにキャッシュレス決済のうち95%前後を占めるとの結果となっている。

(2) 電子マネーの利用世帯割合の変化



(3) 電子マネーを利用した世帯における1世帯・1か月当たり利用額の変化



- (備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」により作成。
 2. 表中の数値について、(1)及び(3)は増加率、(2)は変化幅を示す。

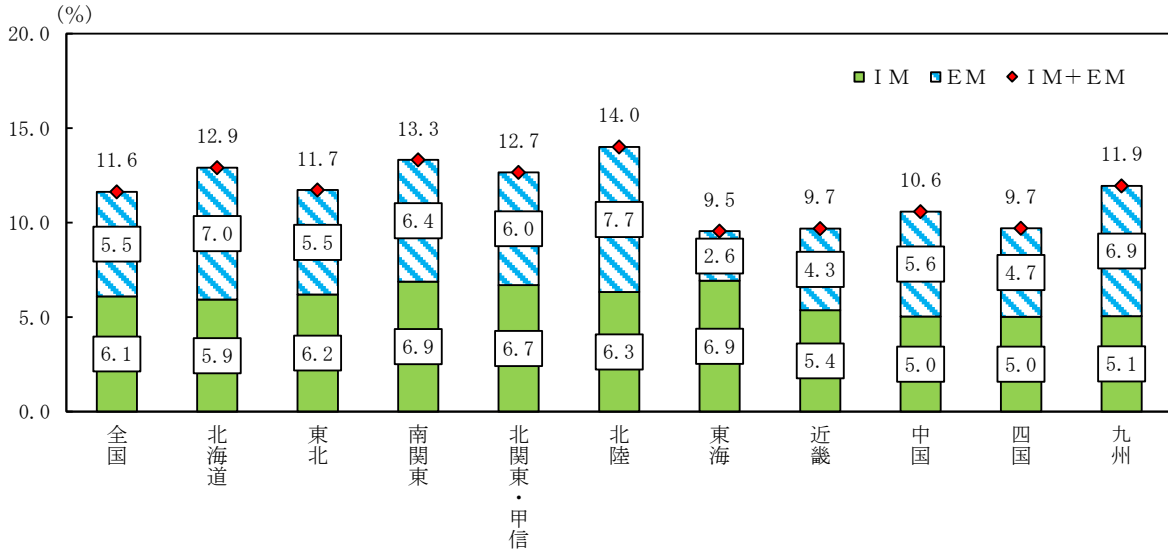
次に、クレジットカードによる支出金額について、2021年の全国及び地域区分別の状況を2016年から2018年の平均と比較すると、財については全国で11.6%増、地域別でも9~14%の範囲でいずれの地域も増加となっている(コラム1-3-2図(1))。これをカード利用者比率(EM)および利用者一人当たりの支出額(IM)にわけてみると、EMは2~8%の範囲、IMについては5~7%の範囲でいずれの地域においても増加に寄与している。

一方、サービスへの支出については、全国で▲16.2%、地域区分別でもいずれの地域も▲15~▲20%の減少となっている(コラム1-3-2図(2))が、これは感染症の影響により感染症前と比較した旅行や外食への支出の減少による。

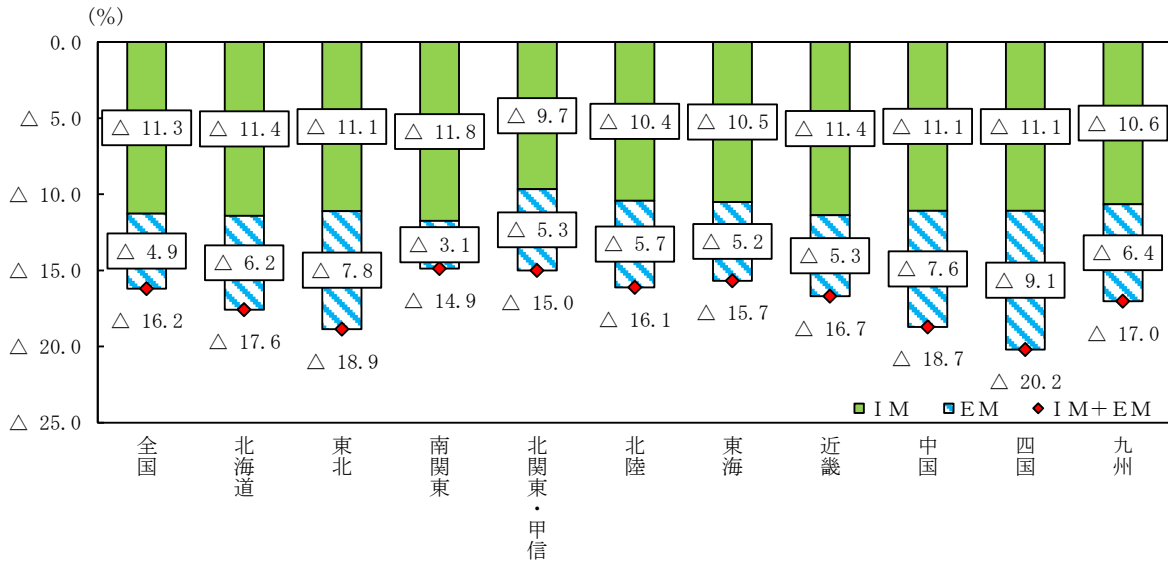
以上のように、感染症の影響により、総じて接触機会の減少を意図してキャッシュレス決済が活用された状況がみてとれる。

コラム1-3-2図 クレジットカードの地域別利用状況（2021年）

（1）財（2016-18年ベースライン比）



（2）サービス（2016-18年ベースライン比）



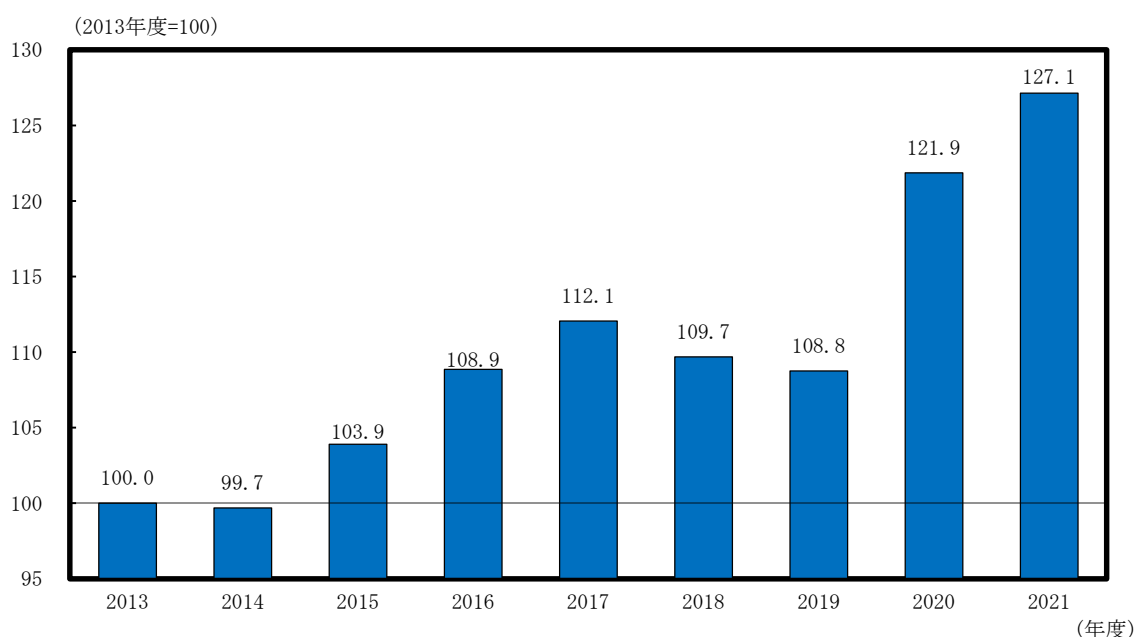
- （備考）
- 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」により作成。
 - 渡辺努「クレジットカード支出金額の『一人当たり支出金額』と『支出者数』への分解」（2020年4月）の参考系列。
 - 2016-18年ベースライン比とは、2016-18年度の同期の平均からの変化率。
 - IM（Intensive margin）は当該項目の支出者数の1人当たり支出金額を表し、EM（Extensive margin）は全会員数のうち当該項目に支出した支出者の割合を表す。
 - 「IM+EM」と「IM」の2016-18年ベースライン比を使用し、差分を「EM」として求めている。

3) 供給側からみたECを取り巻く現状と課題

(EC拡大により全国的に配送事業の人手不足感が高まっている)

EC利用額の増加もあり配送量が増加する中、サービスの提供側では、配送事業に携わる労働者の人手不足感が高まっている。宅配大手3社の取扱個数の推移をみると、2018年度から2019年度にかけて増加に一服感がみられたものの、感染症後の2020年度において前年度比12%増と高い伸びとなり、2021年度も引き続き増加となっている(第1-2-6図)。

第1-2-6図 宅配大手3社の取扱個数の推移



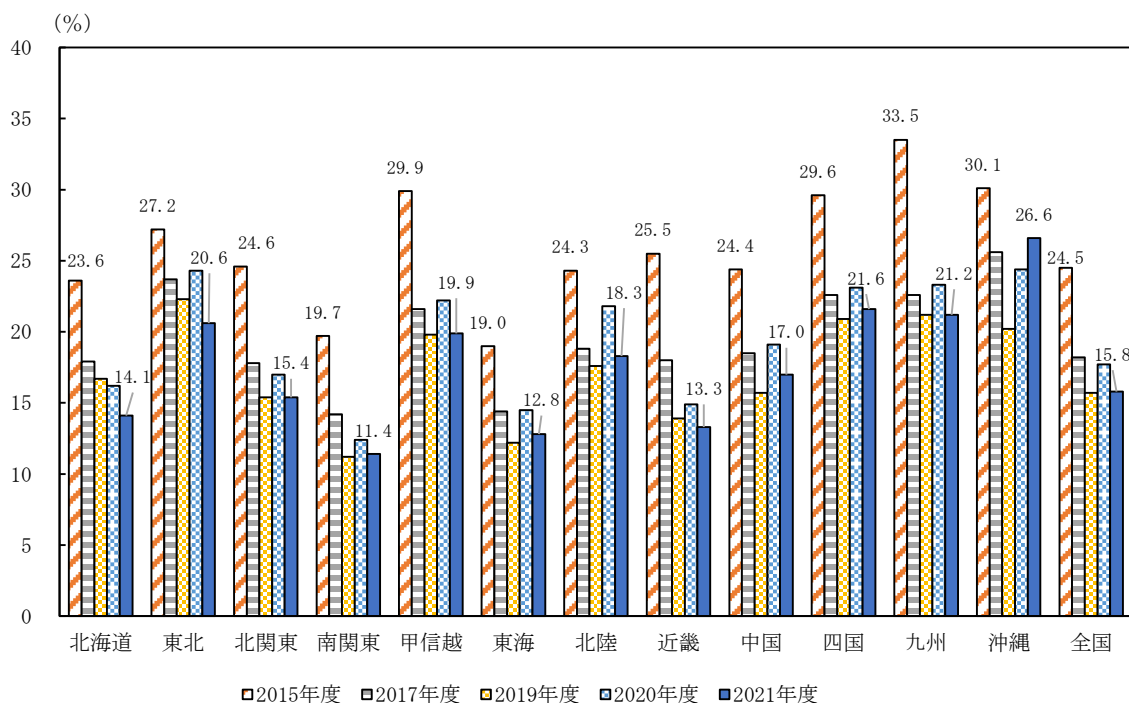
- (備考) 1. ヤマトホールディングス「小口貨物取扱実績」、日本郵便株式会社「引受郵便物等物数」、SGホールディングス「決算説明資料」「デリバリー事業月次取扱個数」により作成。
2. ヤマトホールディングスについては「宅急便」、日本郵便株式会社については「ゆうパック」、SGホールディングスについては「飛脚宅配便」を使用。
3. 日本郵便株式会社「ゆうパック」は、2016年10月以降「ゆうパケット」を控除して計算。

こうしたなか、貨物自動車運転手の人手不足の程度を、雇用充足率(=雇用充足数÷新規求人数)により確認すると、感染症の影響を受けた2020年度を除き、2021年度にかけていずれの地域でも低下傾向、つまり人手不足感が高まっていることを示している(第1-2-7図(1))。これを新規求人数と雇用充足数に分けてみると、新規求人数は全国的に2019年度までは上昇傾向で推移した後、2020年度、2021年度は感染症の影響で2019年度の水準よりおおむね減少するなどしている一方、雇用充足数はいずれの地域も2021年にかけて一貫して減少する動きとなっており、求人側と求職側の条件が合致しない状況がうかがえる(第1-2-7図(2)、(3))。

配送事業の従事者については、他産業の従業員に比べて労働時間が長い一方、賃金が低い³¹。加えて、構造的な生産年齢人口減少の影響から、労働需給は総じてひっ迫している。こうした環境を踏まえ、事業者においては、雇用条件の改善と省人化投資により事業継続を図ることが必要となるが、そのためにも、まずは投入費用の変動を反映した適切な料金・価格設定を行うことで売上を確保することが求められる。

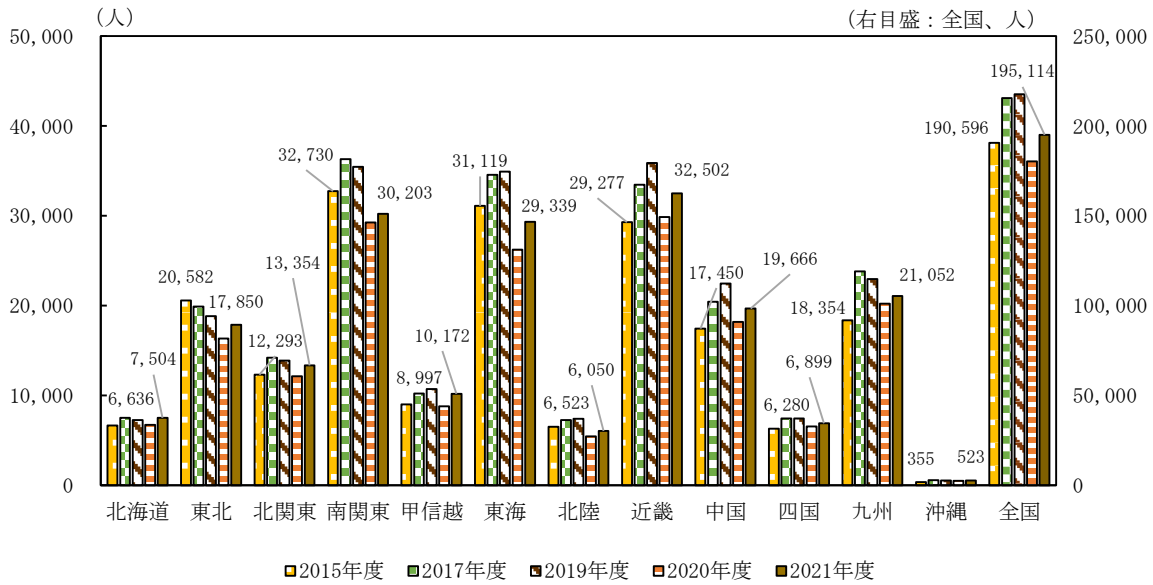
第1-2-7図 地域別貨物自動車運転手（常用（パートタイム含む））の人手不足の状況

(1) 充足率

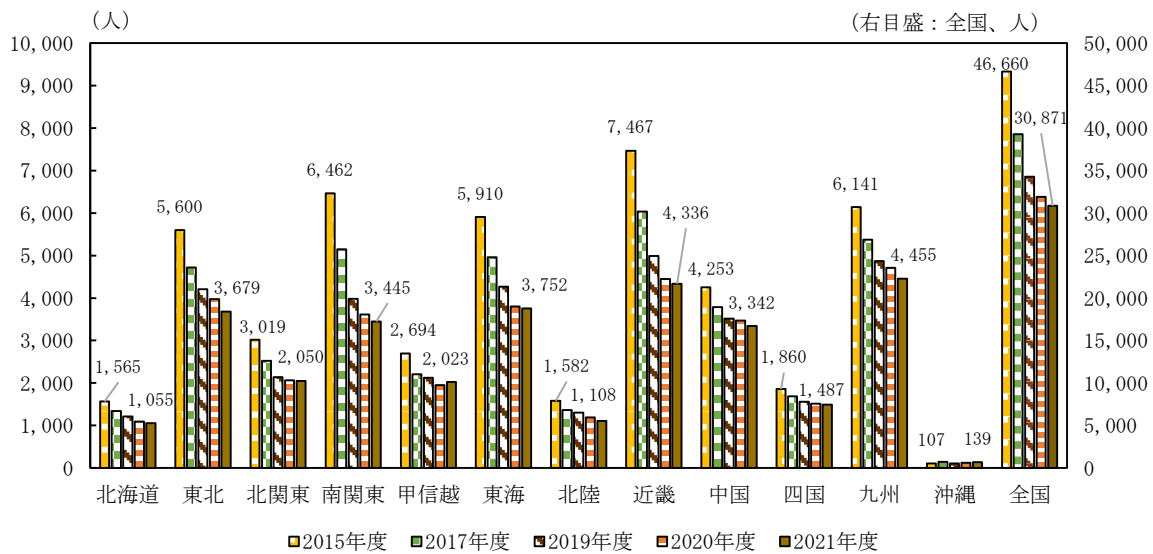


³¹ 2021年の年間所得額は、全産業が489万円に対し、営業用大型貨物自動車運転者463万円、営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）431万円。また2021年の年間労働時間は、全産業2,112時間に対し、営業用大型貨物自動車運転者2,544時間、営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）2,484時間。（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、年間所得額（きまって支給する現金給与額（月額）×12+年間賞与の他特別給与額）および年間労働時間（所定内実労働時間数（1か月当たり）+超過実労働時間数（1か月当たり）×12）を算出）。

(2) 新規求人数



(3) 充足数



- (備考)
- 厚生労働省「職業安定業務統計」より集計。
 - 平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく以下の職業分類区分の合計である。
貨物自動車運転手：「663 貨物自動車運転手」。
 - 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがないかまたは4ヶ月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。
 - 新規求人数は新規学卒者求人を除いたものである。
 - 全国計の充足数は、全国計の就職件数を用いているため、各都道府県の充足数の合計とは必ずしも一致しない。

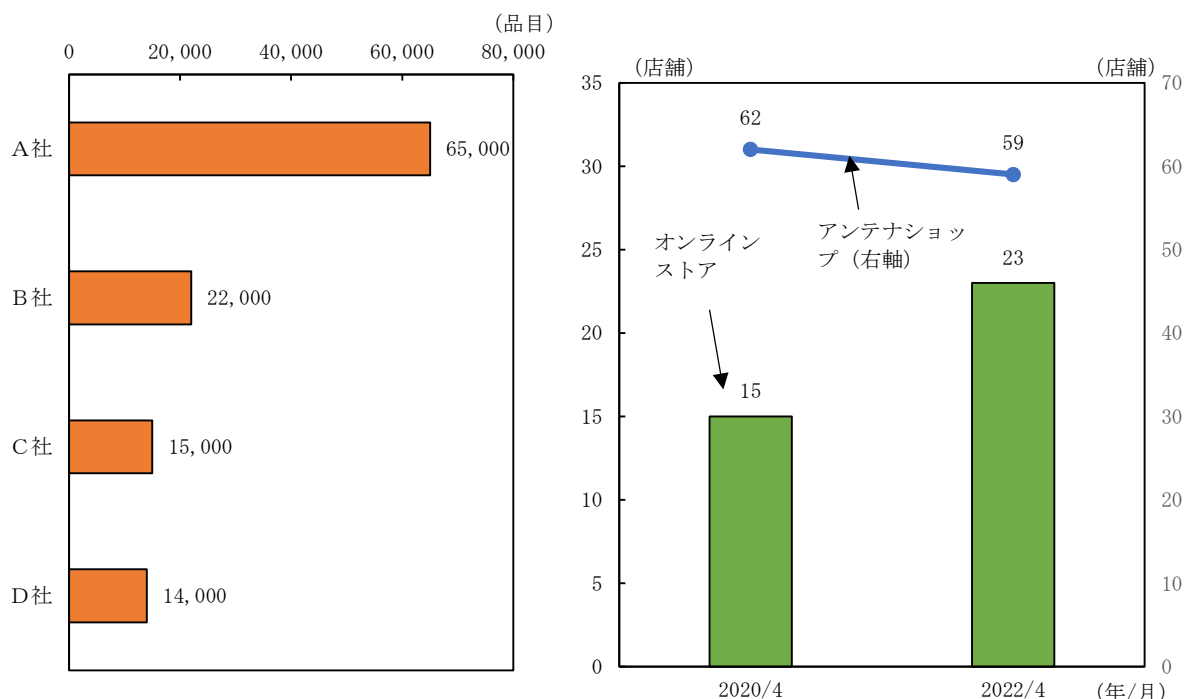
(ECによる地域の特産品販売では様々な主体のノウハウを活用した事例がみられる)

感染症の影響により外出や旅行が影響を受けるなか、地域の特産品販売についてもECの活用の動きがみられる。全国的に地域の特産品を扱うECサイトの出品数をみると、数万品目に上るところもみられる(第1-2-8図(1))。また、都道府県等の特産品を入手できるアンテナショップ³²(都内所在)においても、ECサイトの開設数は、2020年4月時点の15店舗から2022年4月は23店舗と広がりを見せている(第1-2-8図(2))。

こうしたなか、ECによる特産品販売の取組事例をみると、地域の自治体やEC開設や配送網などのノウハウを持った企業といった複数の主体が一体となり、小規模の事業者も含めて地域全般の特産品を扱い、売上を伸ばした事例のほか、EC販売拡大等により域外における企業や製品の認知度が向上したことにより域外での店頭販売拡大につながったとする企業もみられる(第1-2-9図)。

第1-2-8図 地域の特産品販売を扱うオンラインプラットフォーム等の状況

(1) 特産品ECサイト 総出品数比較 (2) 都内アンテナショップによるオンラインストア出店推移



(備考) 1. (1) 全国の特産品を対象としたECサイトを集計(2022年6月)。
2. (2) 一般財団法人 地域活性化センター「2022年度 自治体アンテナショップ実態調査報告」により作成。

³² 「(自治体) アンテナショップ」とは、自治体が主体となって、単なる観光物産案内所ではなく、地域の多様な情報を受発信するとともに特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗のことをいう(一般財団法人地域活性化センター「自治体アンテナショップ実態調査報告」)。

第1-2-9図 ECによる特産品販売事例

事例	(1) 地方企業単独(地方企業+非営利団体)の事例 ＜「北海道水産加工物専門店A社」＞	(2) 地方政府+大手プラットフォームの事例① ＜「ふくしまプライド便」＞
概要	自社ECに加え、感染症下においては商工会議所の取組を活用した結果、ECの売上増、さらに域内以外での認知度が向上し、域外における店頭取扱増にも寄与。	全国の消費者が福島県の県産品の魅力に直接触れる機会を創出するために、関連サイトを通じて県産品の魅力を発信、EC売上が好調。
取組内容	・A社は2005年4月に自社のECサイトを設立も、売上はコロナ前までは年間30万円前後で推移。 ・感染症発生の間もない時期には、過剰在庫を抱えた道内企業の売上回復を目的として(札幌)商工会議所が時限的に設置したECサイト「北海道つながるモール～SOS掲示板」も活用し、店頭販売等を予定していた商品を販売。この商工会議所のECサイトは当時新たな取組として注目されたことから、A社の売上増にも貢献。	・福島県は2017年に、米や果実、肉、飲料などの県産品の販売を取り扱うECサイト「ふくしまプライド便」を大手プラットフォーム3社(P社、Q社、R社)と連携し開始した。 ・関連サイトにおいては、単に商品を陳列するのみでなく、特定の果物や新規商品等を取り扱う特設コーナーの開設、旬の季節等に合わせた販売促進キャンペーンをおおむね年間を通じて展開している。 ・また、生産者の顔が見える形で商品紹介をするコラムを掲載するなどし、県産品の魅力を発信している。
効果	・感染症後の2019年度(2019年11月から2020年10月)は商工会議所設置ECサイトと併せて約200万円の売上を計上。その後商工会議所設置のECサイトは閉鎖されたが、自社のECサイトの売上は2020年度約46万円、2021年度56万円と増加が継続。 ・EC販売の取組により、サイトに掲載している商品カタログや、かまぼこに関する情報発信の認知度も上昇、これまでの百貨店での物産展の他、東京や名古屋のアンテナショップ、関東や関西のスーパーなどA社の商品の取扱店舗が増加するといった効果をもたらしている。	・大手プラットフォーム3社における県産品の売上が2017年度に15億円超を計上後、感染症下の2020年度に過去最高売上33億8,985万円、2021年度も30億369万円と、2年連続で売上30億円を計上。福島県の農林水産物産出額との比較でみると2017年度の約0.7%から2021年度は約1.4%に上昇した。
事例	(3) 地方政府+大手プラットフォームの事例② ＜「愛のくに えひめ営業本部」＞	(4) 地方政府+地方企業+大手プラットフォームの事例 ＜「おんせん県おいたオンラインショップ」＞
概要	県主導のデジタル化推進によるEC市場での県産品販売促進モデル。	事業者を繋ぐ自治体、ECノウハウ・物流の強みを持つ民間企業等、県内の幅広い主体が連携し、県産品のEC売上増加に成功。
取組内容	・愛媛県は2012年4月に全国に先駆けて行政組織の中に営業組織「愛のくに えひめ営業本部」を設置。県内事業者の補助エンジンという役割のもと、2019年度から、大手ECプラットフォームと連携して、デジタルマーケティングを活用した県産品の販売促進モデルの確立に取り組んでいる。 ・具体的には、大手ECサイト内に県産品を集めた特設ページ「愛媛百貨店」を開設し、ターゲティング広告や販促キャンペーンに取り組むとともに、ECセミナーの開催やサポートデスクの設置により、事業者の稼働力の向上を支援することで、県産品の認知向上や売上拡大を実現している。 ・また、新型コロナウイルスの影響により対面での営業活動が制限される中、当該ECでの購買データなどの分析結果をもとに、効果的な営業活動を行っており、県内事業者の販路拡大を支援している。	・大分県は県産品を取り扱う公式販売HPを開設するも、2017年以前は年間100万円程度の売上にとどまっていたところ、2018年に、実績がある大木化粧品株式会社に県産品ECの業務・運営を委託。県産品の販路拡大及び商品PR等を通じて県内の地域活性化を図ることを目的に、大分県と大手プラットフォーム会社(P社)が提携し、P社プラットフォームに「おんせん県おいたオンラインショップ」を開設。2021年7月にはQ社プラットフォーム、同年8月にR社プラットフォームに県公式オンラインショップを開設した。 ・県職員と委託会社(大木化粧品株式会社)社長自ら、各商工会議所や事業所を訪問し、当該EC上での商品取扱いを依頼。 ・配送料がネックになる小規模事業者のために、委託会社が保有する県内各エリア(13か所)の商品集荷の専用ネットワークを活用して、このネットワークで委託会社倉庫まで集荷・発送を行う。トラックの集荷拠点の一部は、市役所や道の駅のボランティアが協力。事業者は配送コストを抑えて簡単に出荷ができることが可能に。
効果	・「愛媛百貨店」での売上額は約22億円(2021年度)にのぼり、これは愛媛県の農林水産物産出額の約1.1%に相当する額である。売上額は毎年拡大し続けている。今後のEC分野の開拓としては、越境ECの活用を加速させていく考えであり、中国越境ECと動画を組み合わせた販促プロモーションの取組を始めている。	・2022年3月末時点で449事業者、5616商品、県内全18市町村全ての県産品を取り揃えるまでに拡大した。品揃えは肉や米、菓子以外にも、県産の電子機器や温泉を配合した化粧品、真珠製品、竹工芸品など豊富に取り揃えられている。 ・2021年度に感染症等の影響を受けた事業者を支援するために開催した物産展では、開催した4か月間で7億7,800万円を売上(大分県の農林水産物産出額の約1.5%に相当)。

- (備考) 1. (1) ヒアリング(A社)、札幌商工会議所HPにより作成。
 2. (2) 福島県HP、経済産業省HP(大臣官房 福島復興推進グループふくしま広報戦略・風評被害対応室作成)により作成。
 3. (3) 愛媛県HPにより作成。
 4. (4) 株式会社電通「地域のためのEC研究所」セミナー資料、おんせん県おいたオンラインショップHPにより作成。
 5. (2)～(4) 2021年度の農林水産物産出額に相当する比率は、2020年度の農林水産物産出額を用いて算出。
 なお、ECの売上額には県産農林水産物の売上のほか、県産農林水産物を使用した加工品等も含まれる。

4) EC以外にも広がる地方圏におけるデジタル化の現状と課題

(都市圏・地方圏在住者ともに医療や行政分野のデジタル化が遅れていると認識)

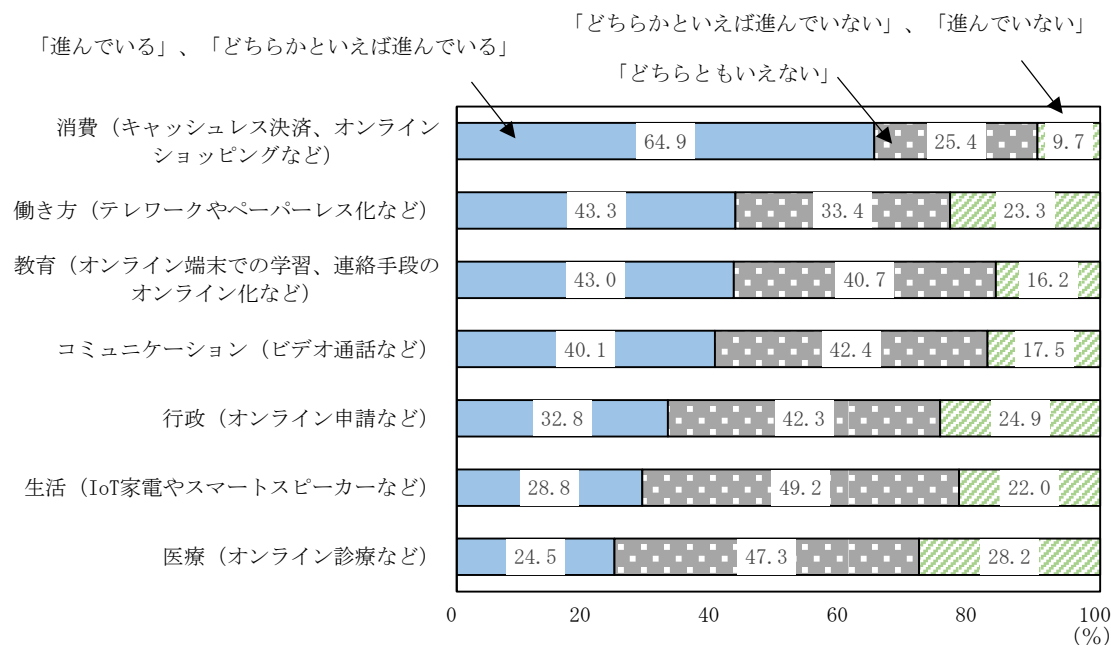
デジタル化はEC以外にも、生活の様々な分野に広がっている。こうしたなか、最近の意識調査において、感染症拡大を契機として暮らしのデジタル化が進んだと思うかを尋ねたところ、全国では、消費（キャッシュレス決済やECなど）については6割以上、また働き方（テレワークなど）や教育（オンライン教育など）についても4割以上の回答者が進んでいるといった旨の回答をしている（第1-2-10図）。

一方で、行政（オンライン申請など）は3割程度の者が進んでいる旨の回答をしている一方、2～3割程度の者は進んでいないと回答、さらには医療については2～3割程度の者が進んでいると回答しているものの、進んでいないとする回答するの方が上回っている状況となっている。なお、これを三大都市圏と非三大都市圏に分けてみても、傾向は同様となっている。

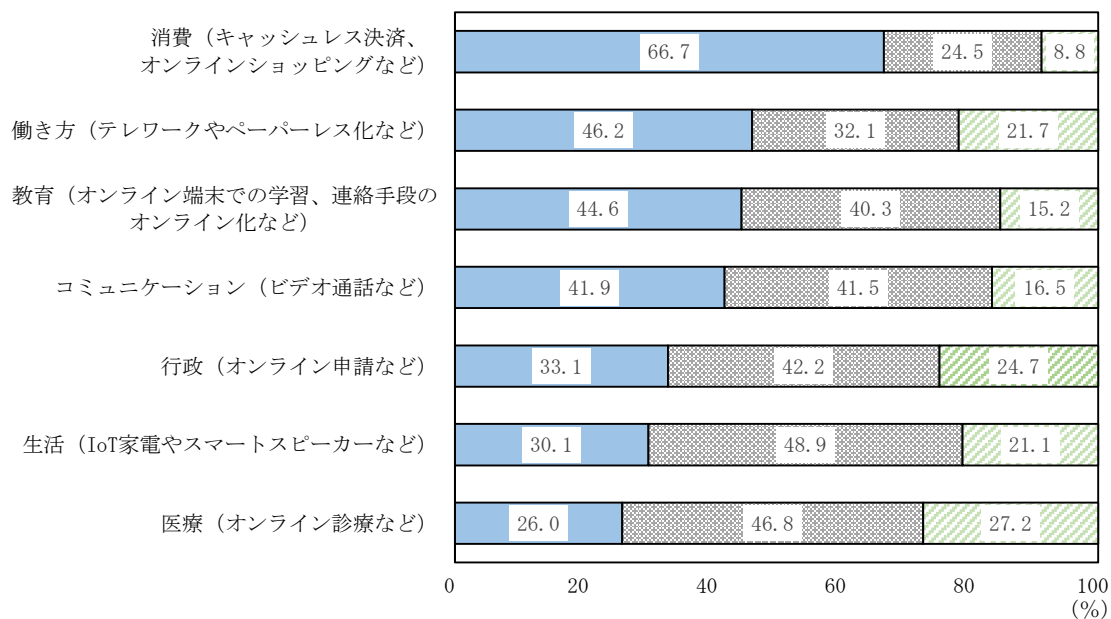
以後本節では、オンライン診療やオンライン教育、住宅情報サイトの活用、行政のデジタル化について、地域別も含めて利用可能なデータ等により確認する。

第1-2-10図 デジタル化の進展についての認識

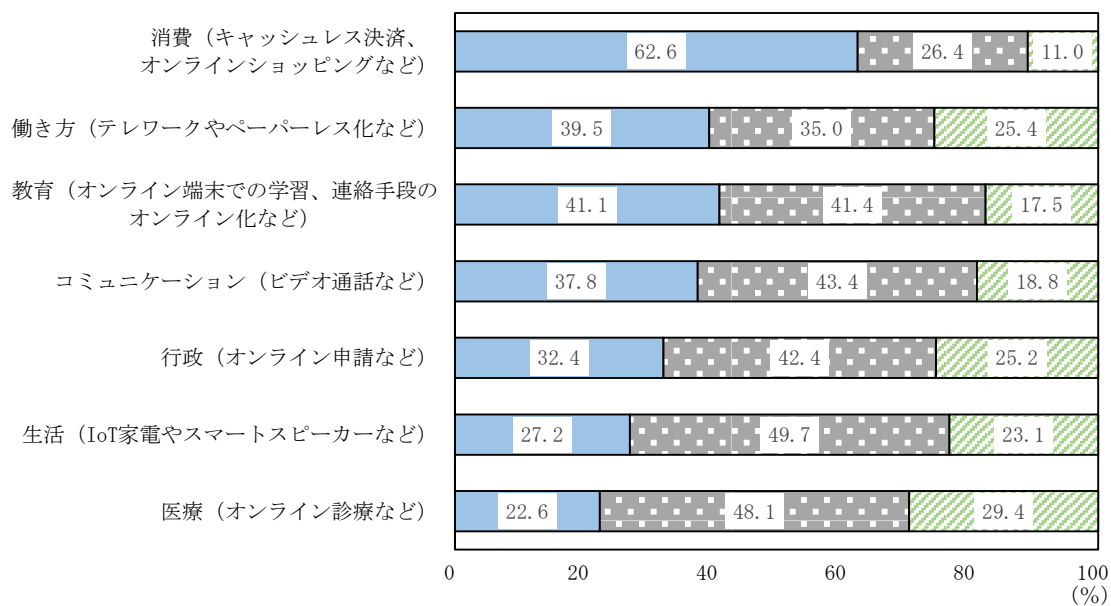
(1) 全国



(2) 三大都市圏



(3) 地方圏



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2022年7月22日)により作成(調査期間2022年6月1日~6月9日)。
 2. 三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を指す。地方圏はそれ以外の道県を指す。

(オンライン診療実施医療機関割合は都道府県間で差が存在)

感染症の拡大は、医療機関における対面受診が困難になったことからオンライン診療による対応を促すこととなった。しかし、先に示した2022年6月のアンケート結果の通り、オンライン診療は他のデジタル化と比べて進んでいないとの声がみられる。

オンライン診療については、平時における制度としては、2022年4月の診療報酬改定に合わせて制度が改正されたが、現在は2020年4月以降の感染症の拡大を受けて導入された時限的・特例的な対応³³(厚生労働省への届出をすることなく、電話や情報通信機器を用いた診療が実施可能)が継続している(第1-2-11図)。

その結果、感染症下におけるオンライン診療に対応できる医療機関は増加したものの、全医療機関に占めるオンライン診療実施医療機関数の割合は全国で16.1%と、5機関中1機関以下にとどまるとともに、都道府県間の差も大きい(第1-2-12図(1))。もちろん、オンラインの必要性の薄いところもあると考えられるが、過疎化の進む地域等においては、有効性の高い診療である。実際、人口密度が低い都道府県ほど実施率が高い傾向がみられる。ただし、一部の都道府県では、人口密度に対するオンライン実施機関数割合が全国的な傾向よりも低位に止まっている。(第1-2-12図(2))。

オンライン診療を実際に実施することにより、情報通信機器の利用方法や課題患者の症状に関する情報入手といった課題が認識された上で、そうした課題への解決に資する取組もみられてきているところ(第1-2-13図)、今後こうした課題抽出および解決を積み重ねていくことにより、オンライン診療の効果的な活用が進むことが期待される。

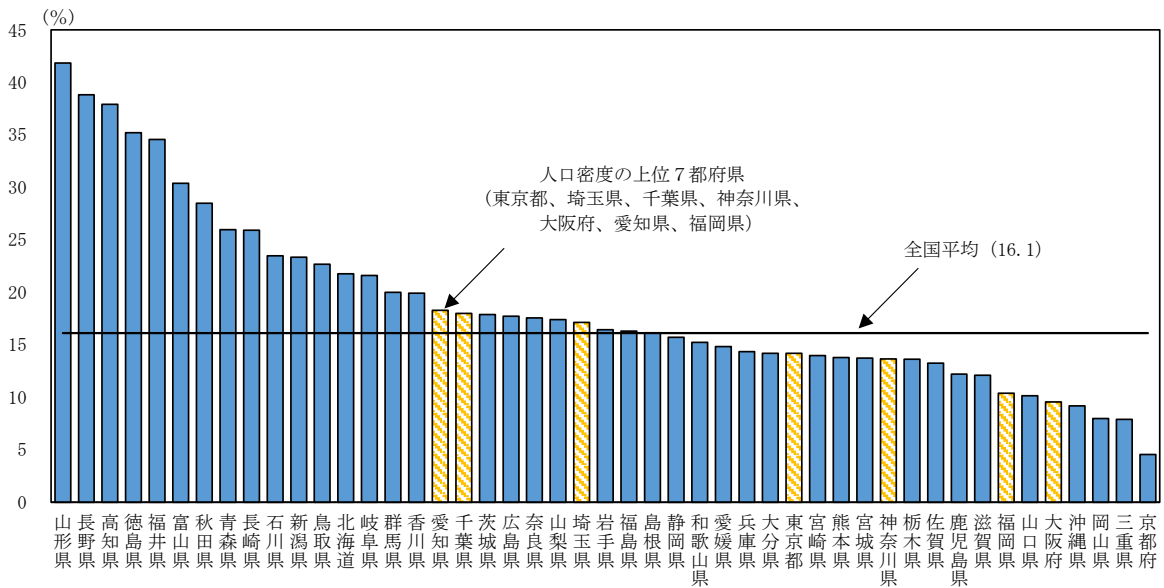
第1-2-11図 オンライン診療の制度概要

	オンライン診療料 (～R4.3.31)	情報通信機器を用いた診療 (R4.4.1～)	コロナ下における特例 (R2.4.10～継続中)
届出/報告	厚生局への届出 (オンライン診療料の施設基準)	厚生局への届出 (情報通信機器を用いた診療に係る施設基準)	都道府県への報告
届出/報告内容	・診療体制 ・医師の配置状況	・診療体制等 ・医師が保健医療機関外で診療を行う場合の想定の有無 ・自院以外で連携する保険医療機関 ・医師の配置状況	※初診から電話や情報通信機器を使って対応した患者の報告 ・日付・診療科・対応した医師 ・診療等の実施状況 ・患者情報 ・診療内容
初診料	診療不可	初診料251点 (対面の場合の約87%) ※対面は、288点	コロナ特例における初診料：214点 (一定の条件を満たせば、初診可。)
再診料	オンライン診療料：71点	再診料(情報通信機器を用いた場合)：73点	電話等再診料：73点
医学管理料	一律100点	個別に設定された医学管理料の約87%	一律147点

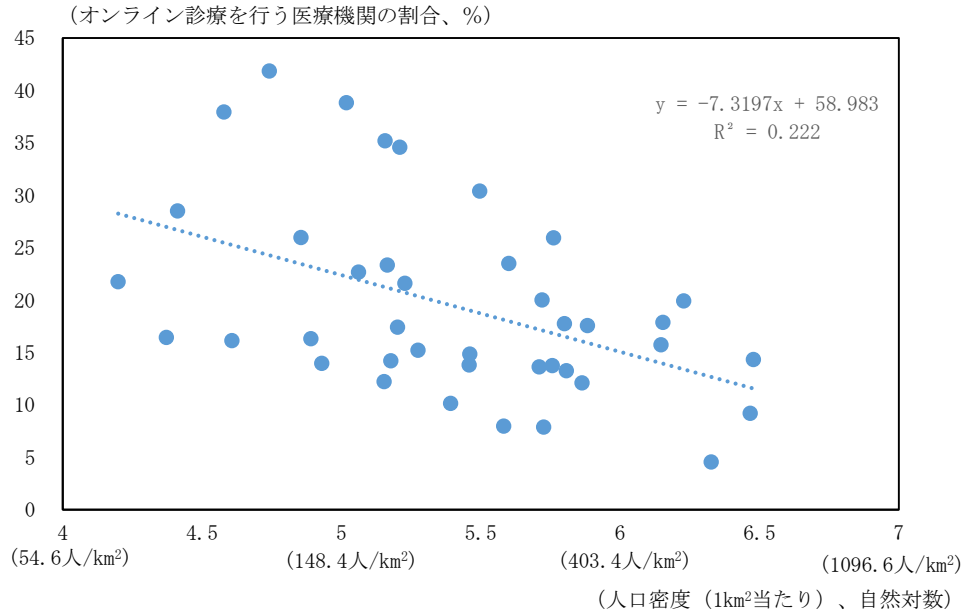
- (備考) 1. オンライン診療料の施設基準は、「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)等により作成。
2. 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準は、「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号)等より作成。

³³ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(2020年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

第1-2-12図 医療機関全体に占めるオンライン診療可能な医療機関数割合
 (1) 都道府県別の割合

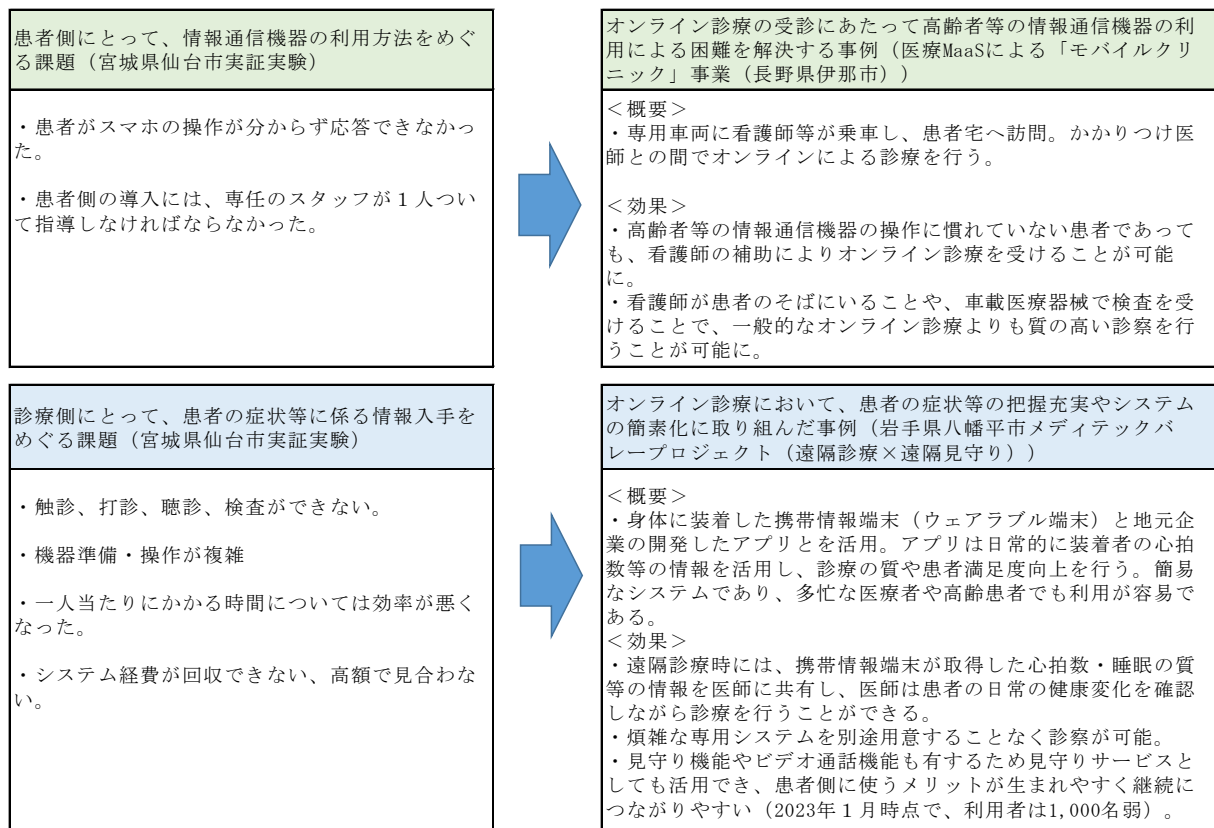


(2) オンライン診療可能な医療機関数割合と人口密度の関係 (人口密度上位7都府県を除く)



(備考) 1. オンライン診療について、時限的・特例的な対応を行っている医療機関を厚生労働省「対応医療機関リスト」より内閣府にて集計。12月28日閲覧時点。
 2. 医療機関数は、厚生労働省「令和3年医療施設(動態)調査」より病院数及び一般診療所数を基に算出。
 3. 人口密度は、総務省「令和2年国勢調査」により作成。
 4. 人口密度の上位7都府県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)は散布図から除外。

第1-2-13 図 オンライン診療の取組事例（オンライン診療を実施したことにより得られた課題及び解決策）



（備考）課題については、「令和2年度オンライン診療・オンライン服薬指導実証実験」（宮城県仙台市：実施期間 2020年7月13日～2021年3月末）より一部抜粋。

（平常時における家庭でのオンライン教育受講には地域差等が生じないよう配慮が必要）

オンライン教育についてはGIGAスクール構想³⁴、さらには感染拡大当初における教育機関の休業を契機に進展がみられ、臨時休校など非常時における活用については全体的に整備されつつある。文部科学省の調査によると、感染拡大当初である2020年4～5月において全国的に広がった臨時休校措置の時期あるいはその直後に公立小学校、中学校、高等学校等において同時双方向型のオンライン教育を実施又は実施予定であったのは、実施地方公共団体の割合でみて同年4月は5%程度、同年6月は15%程度であった³⁵が、2022年1～2月の変異株流行時において臨時休校等時にオンライン教育が実施

³⁴ GIGAスクール構想について、文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」（リーフレット）において、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」などとされている。GIGA=Global and Innovation Gateway for All。

³⁵ 2020年4月、6月とも、感染症に関連した臨時休業中に「同時双方向型オンライン指導」を行うとした設置者（地方公共団体）割合（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について」（2020年4月21日）、文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」（2020年7月17日））。

したのは、実施学校数でみて7割程度となっている（第1-2-14図（1））³⁶。同時期における臨時休校など非常時における持ち帰り端末の準備率がいずれの都道府県においても8割程度ないしそれ以上となっている³⁷なか、変異株流行の状況から、必ずしもオンライン教育が必要ではなかった都道府県もあったとみられる。実際、都道府県別の10万人当たり感染者数とオンライン教育実施率との間には正の相関関係（相関係数0.463）が確認される（第1-2-14図（2））。

今後、平常時においてオンライン教育を地域差等生じさせることなく効果的に活用できるか否かが課題となるが、GIGAスクール構想の下、平常時においても家庭学習のための端末の持ち帰りは推奨されている³⁸。

内閣府の調査（2022年6月）では、小中学校によるオンライン教育（オンライン授業、学習指導、家庭用教材の提供）の受講状況（人数比率）は、三大都市圏で23.5%、三大都市圏以外で18.8%が受講したとなっている（第1-2-14図（3））。非常時においては、学校側から通信環境が整っていない場合の代替手段の提供体制が整備されつつあるが³⁹、平時においても、場所に囚われない学習機会の提供を図ることは重要である。一方で、教員のICTを活用した指導力に地域差がみられることや、教育委員会のICT利用に対する積極性の違いにより端末の配備や持ち帰り状況に差が生じるというように、地域における学習機会にばらつきが生じている可能性もあり（第1-2-14図（4）、（5））、平時における1人1台端末の効果的な活用に向けて、こうした課題の解決が求められる⁴⁰。

³⁶ 2022年1月11日から2月16日にかけて臨時休業となった学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校4,652校）のうち、臨時休業期間中に「同時双方向型のウェブ会議システムを活用」した学習指導を実施したのは69.6%（3,238校）。（文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査〈結果〉」（2022年3月18日））。

³⁷ 「臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習に関する準備状況調査（2022年1月末時点）」（2022年2月文部科学省）

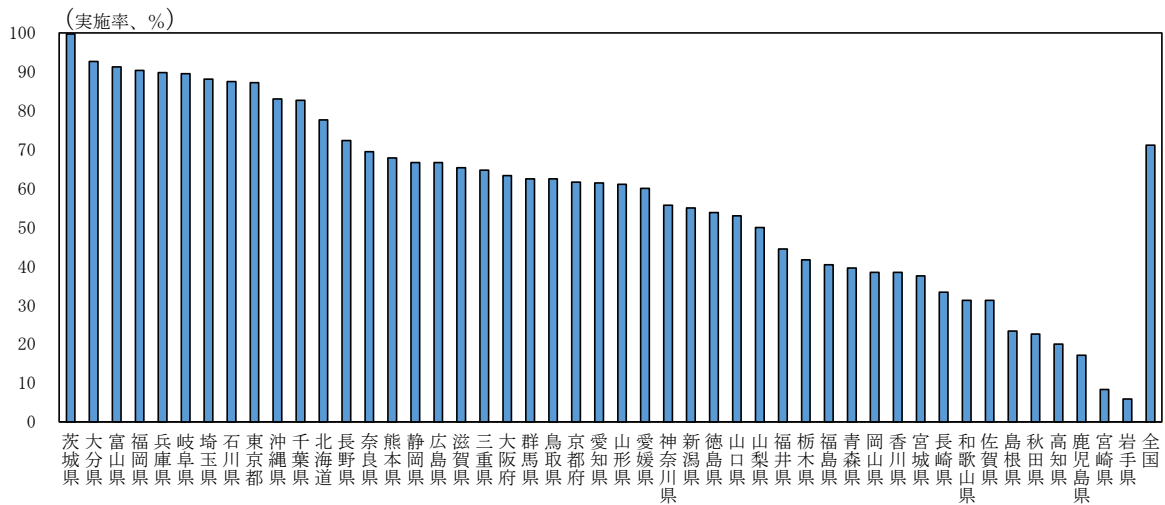
³⁸ 「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について（通知）」（2022年3月3日文部科学省初等中等教育局長）において、「平常時から、持ち帰ったICT端末等を活用した自宅等での学習を行うことは、家庭学習の質を充実される観点（中略）からも有効である」などとされている。

³⁹ 2022年1月末時点で、非常時に自宅等の通信環境が整っていない児童生徒に対する代替手段を提供している小中学校は、持ち帰り端末を準備済みとしている学校（28,555校）のうち、「ルーター等の貸し出し」は72.4%（20,682校）、「当該児童生徒のみ登校」が41.9%（11,975校）などとなっている。（「臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習に関する準備状況調査（2022年1月末時点）」（2022年2月文部科学省））。

⁴⁰ 内閣府と文部科学省で設置している「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」は、「1人1台端末」の効果的な活用に向けて、ハード環境（学校無線LAN、端末持ち帰りの可否等）、指導・支援体制を含めたソフト環境（ICT支援員の配置・活用状況、指導者研修の実施状況、アプリ等）等の現況を確認するとともに、そうした環境整備の効果に関する「定量的な効果検証」を2022年度中に実施するとしている。

第1-2-14図 オンライン教育の状況

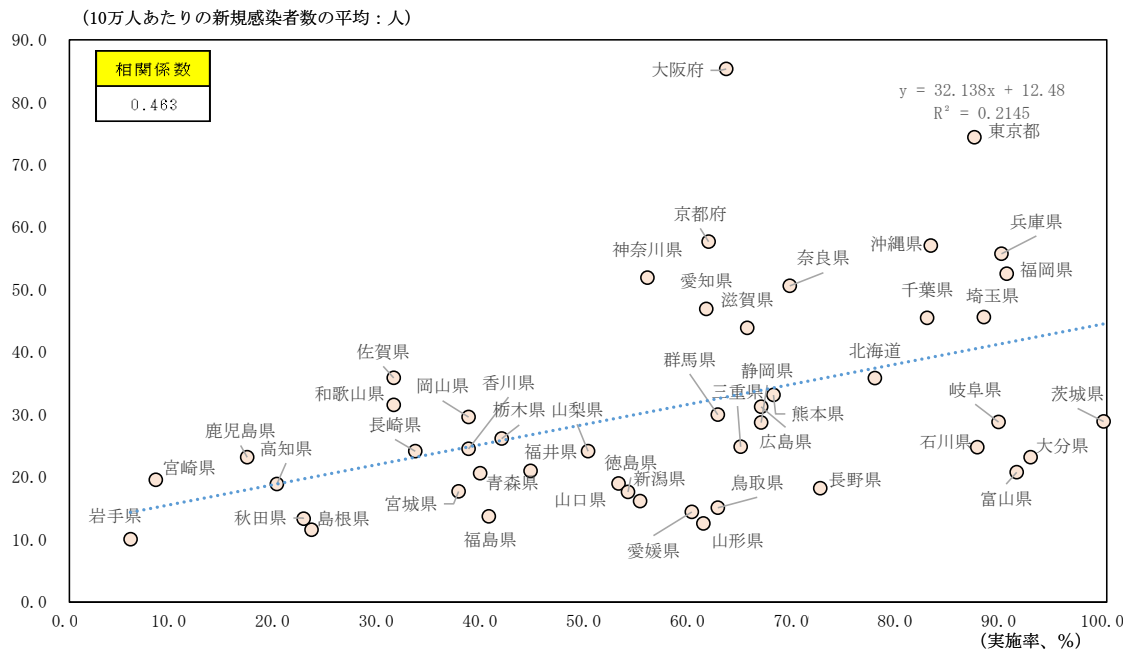
(1) 臨時休校時の公立小中学校におけるオンライン教育実施状況 (2022年1、2月)



- (備考) 1. 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査<結果>」(2022年3月公表)より作成。
 2. 実施率とは、同時双方向型ウェブ会議システムを活用した学習指導の実施率(調査対象期間2022年1月11日～2月16日)。

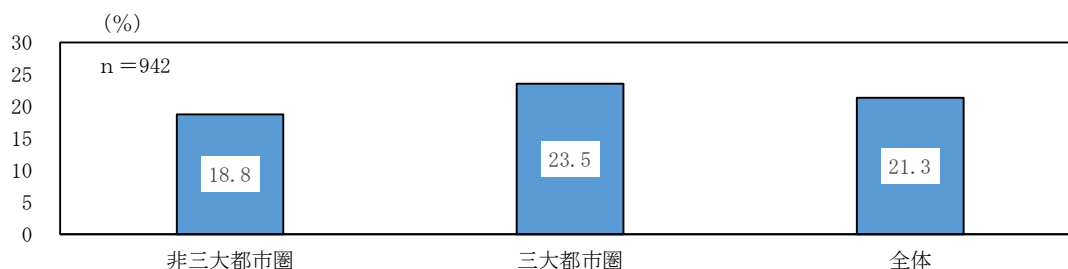
(2) 新規感染者数と臨時休校時の公立小中学校におけるオンライン教育実施状況

(2022年1、2月)



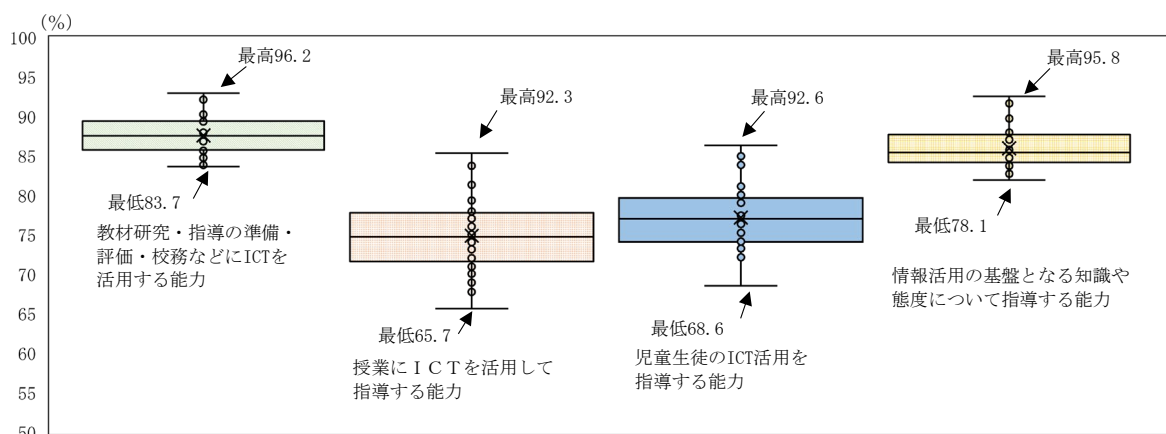
- (備考) 1. 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査<結果>」(2022年3月公表)より作成。
 2. 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況」より作成。
 3. 新規感染者数とは2022年1月1日～2月28日までの10万人あたりの新規感染者数の平均。
 4. 実施率とは 同時双方向型ウェブ会議システムを活用した学習指導の実施率(調査対象期間2022年1月11日～2月16日)。

(3) 居住地域とオンライン教育の受講割合 (2022年6月)



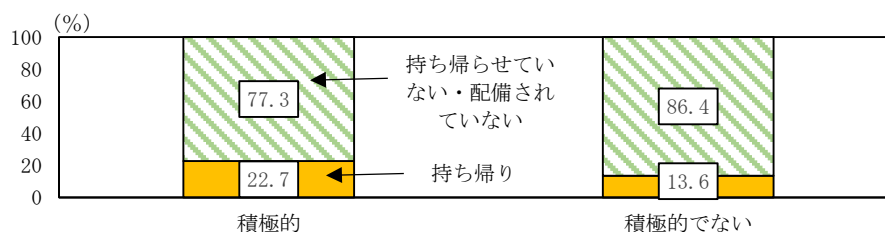
- (備考)
1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査より作成 (2022年7月公表。調査期間 2022年6月1日～6月9日)。
 2. 三大都市圏とは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。
 3. 対象は小学生以上の末子がいる942人。
 4. 学校オンライン教育とは直近1ヵ月において「学校の先生からオンライン授業を受けている」、「学校の先生からオンライン上の学習指導(メール等)を受けている」「学校から家庭用のオンライン教材の提供を受けている」の回答の合計。

(4) 都道府県における公立学校教員のICT活用指導力の状況



- (備考)
1. 文部科学省「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」(令和4年8月公表)、「4. 都道府県別順位教員のICT活用指導力の状況」より作成(令和4年3月1日現在)。
 2. 各能力について、「できる」「ややできる」と自己評価により回答した公立小中高教員の都道府県単位における割合の箱ひげ図。

(5) 端末整備および端末持ち帰りの状況と教育委員会のICT利用に対する積極性



- (備考)
1. 内閣府「令和4年第4回経済財政諮問会議」(令和4年4月13日開催)、資料1-2「EBPMアドバイザーボード会議(令和4年4月11日)」資料6より作成(元データ 令和3年度全国学力・学習状況調査(調査日時:令和3年5月27日(木)))。
 2. 持ち帰りとは「毎日持ち帰り、毎日利用」「毎日持ち帰り、時々利用」「時々持ち帰り、時々利用」との合計。持ち帰らせていない・配備されていないとは「持ち帰らせていない」「持ち帰ってはいけないこととしている」「配備されていない」との合計。

（空き家・空き地バンクの掲載物件数は限定的）

地方圏への移住の検討に当たって、オンラインサイトによる物件情報の検索・収集は距離に関する費用の削減の観点から有用である。また、不動産取引については、民間手続における書面交付等について対面以外の電磁的方法により行うことが可能となったところであり⁴¹、デジタルを通じて手続きを進めることが容易になりつつあるといえる。

中古住宅の売買を取扱う主要住宅情報サイトにおいて掲載されている物件数を確認したところ、「住宅・土地統計調査」上の「売却用の住宅」に占める割合が24.0%となっている（第1-2-15図）。これを三大都市圏とそれ以外の地方圏別にみると、三大都市圏は27.5%、地方圏18.5%となっている。

また、移住に当たって活用可能な不動産としては空き家も対象となりうるが、2019年に構築された全国版空き家・空き地バンク（2社）に掲載されている購入用物件数と取扱対象となりうる空き家の総数（「住宅・土地統計調査」上の「その他の住宅」の件数⁴²）の比率をみると、全国では0.13~0.14%となっている。うち三大都市圏は0.06%、地方圏は0.18~0.20%と地方圏の方が高くなっているものの、ともに限定的となっている（第1-2-16図）。

空き家・空き地については、所有者に関する情報基盤が不十分であることにより多くの自治体が把握できないという問題等が指摘されてきた⁴³が、法改正⁴⁴により、所有者不明土地・建物の管理制度の創設や相続登記の申請義務化、相続土地国庫帰属制度がいずれも2023年度に施行予定となっているところ、空き家・空き地の発生予防や利用円滑化のために、こうした制度を周知のうえ活用されることが重要である。

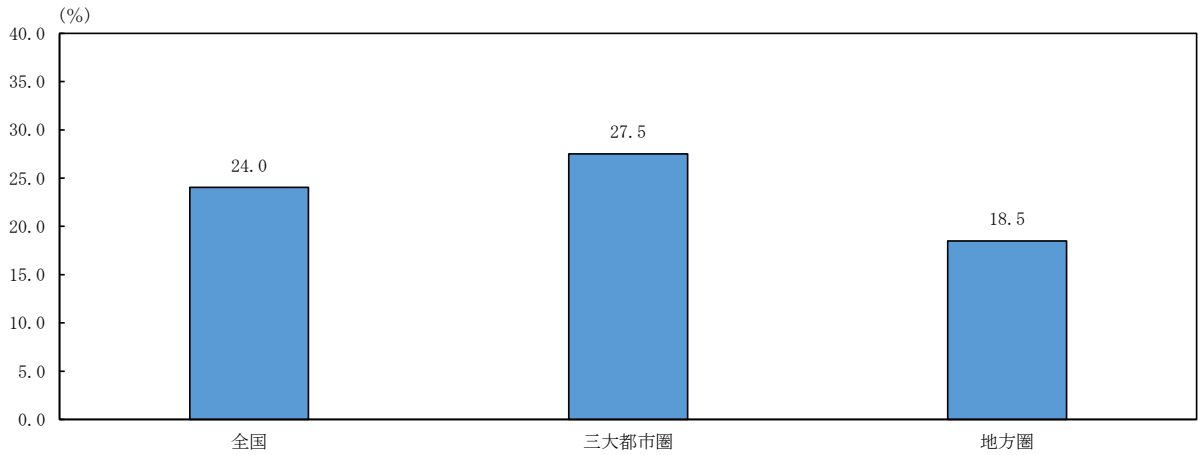
⁴¹ 宅地建設取引業法関連で、重要事項説明書、契約締結時書面、媒介契約締結時書面等の書面の電磁的方法による提供を可能とする改正規定が2022年5月18日から施行。

⁴² 総務省「住宅・土地統計調査」によると2018年の空き家（「居住世帯のない住宅」）の総数は約848.9万戸。そのうち、「二次的住宅（別荘等）」は約38.1万戸、「売却用の住宅」は約29.3万戸、「賃貸用の住宅」は432.7万戸、「その他の住宅」は348.7万戸とされている。「売却用の住宅」、「賃貸用の住宅」については空き家以外の住宅情報サイト、「その他の住宅」については「全国空き家・空き地バンク」の対象物件にそれぞれなりうるものとみられる。

⁴³ 吉原（2016）は、全市町村および東京都（23区）に対するアンケート調査の結果、多くの自治体において、土地の所有者が特定できないことで老朽化した空き家の危険家屋化などの問題が発生したことや、相続未登記の実態を示す死亡者課税（死亡者に対する無効な課税）の実態が把握されていないことが明らかになったとしている。

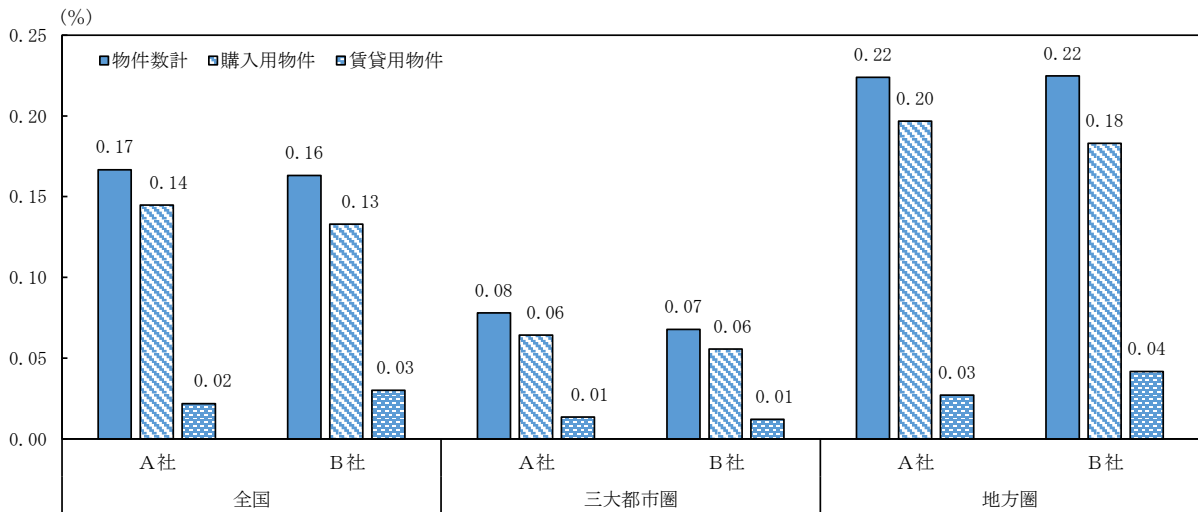
⁴⁴ 「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）（両法律とも、令和3年4月21日成立）。

第1-2-15 図 住宅情報提供サイトにおける中古住宅掲載件数の状況（対「売却用の住宅」件数）



- (備考) 1. 住宅情報提供サイトA社における物件掲載数を、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」における売却用の住宅戸数で除して算出。
 2. 住宅情報提供サイトにおける物件掲載数は、令和4年10月17日時点の閲覧情報。
 3. 三大都市圏は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）の合計。地方圏は、三大都市圏以外の道県。

第1-2-16 図 全国版空き家バンク登録物件数割合（対居住世帯のない「その他の住宅」件数）



- (備考) 1. 全国版空き家バンクにおける物件掲載数を、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」におけるその他住宅戸数で除して算出。
 2. 全国版空き家バンクにおける物件掲載数は、令和4年10月17日時点の閲覧情報。
 3. 三大都市圏は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）の合計。地方圏は、三大都市圏以外の道県。

(行政サービスの質向上に向け、行政のデジタル化が必要)

地域における行政事務については、申請・届出等行政サービスが国民にとって利用しやすくなるとともに、サービスを提供する行政職員の業務が効率化されることが肝要である。地方公共団体の一般行政部門の職員数の対人口比率をみると、全国平均では人口1,000人当たりの一般行政部門の職員数は5.4人だが、都市規模別で規模の一番小さい小都市B・町村では8.1人と他の都市規模と比較して多い(第1-2-17図(1))。

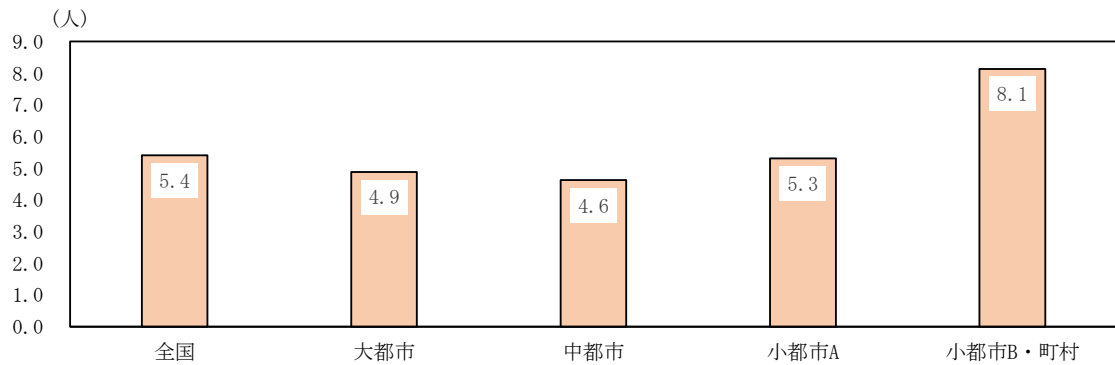
また、地方公共団体における申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムについて、全国における導入団体割合をみると、2021年4月現在において73.1%となっているが、未導入の469団体には小都市B・町村が433団体と集中している(第1-2-17図(2))。行政事務のデジタル化は、小規模自治体ほど進んでない。

小規模自治体では、住民対比の職員数は多いものの、職員数にも限りはあり、デジタル化による省人化効果は大きいと期待される。実際、人口推計を踏まえた将来の自治体職員数の試算によると、小規模の自治体ほど減少率が大きくなっており、より少ない職員での行政サービスの提供が必要となる⁴⁵。こうしたなか、特に、申請や届出等の窓口業務は、電子的な処理に馴染む分野であり、バーチャル化も含めた地方行政のサービス提供体制の見直しが効果的な対応策になる⁴⁶。同時に、より対人サービスが求められる社会福祉分野等への人材再配置余力を生み出すことを通じて、住民ニーズに合った質の高い行政サービスの提供体制を整えることが期待される。

⁴⁵ 総務省(2018)によると、2040年の人口を基に試算した同年の自治体の職員数(参考値)の2013年からの減少率は、都道府県▲5.4%、指定都市▲9.1%、中核市・施行時特例市▲13.9%、一般市(人口10万人以上)▲13.4%、一般市(人口10万人未満)▲17.0%、特別区▲4.5%、町村(人口1万人以上)▲13.8%、町村(人口1万人未満)▲24.2%となっており、こうした減少率を踏まえると、現在よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる可能性があるとしている。

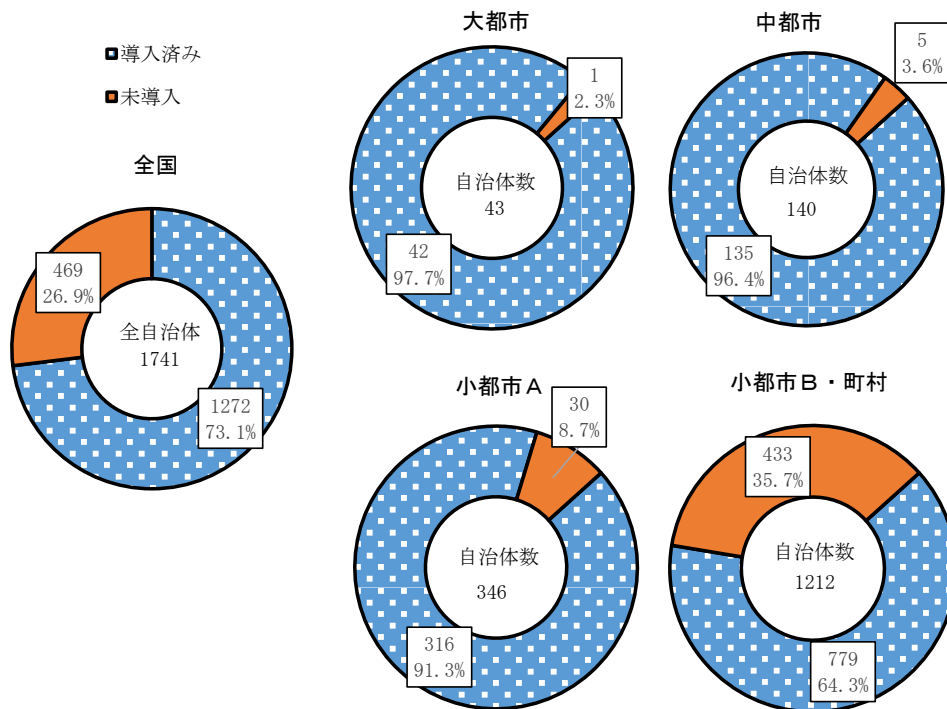
⁴⁶ 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(2022年10月7日閣議決定)では、自治体の行政サービスを支える基幹業務システムを利用する地方公共団体が、2025年度までにガバメントクラウド(デジタル庁が調達し地方公共団体に提供するクラウドサービス等)を活用した標準準拠システムへ移行できる環境を整備することを目標としている。

第1-2-17図 地域における行政のデジタル化の状況
 (1) 人口1,000人当たりの一般行政部門の職員数(都市規模別)



(備考) 1. 一般行政部門の職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」(2021年)より、人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2021年1月1日現在)より作成。
 2. 2021年4月1日時点。

(2) 申請・届出手続きのオンライン化するためのシステム導入状況(都市規模別)



(備考) 1. 総務省「令和3年度自治体DX・情報化推進概要(地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果)」(2022年3月)より作成。
 2. 2021年4月1日時点。
 3. 未導入とは「2021年度導入予定」「2022年度以降導入予定」「導入予定なし」の合計。

(3) 地方の賃金・生産性向上に向けた課題

第1節では、都市部から地方圏への新たな人の流れの創出・定着には「仕事や収入」に対する懸念を軽減させることが重要であることを確認した。本節では、経済圏単位の目線から、「仕事や収入」の前提となる地方圏の年収と賃金の状況を確認したのち、地方圏の賃金水準が低い要因を産業別労働生産性と労働投入という視点から検討する。最後に、地方圏の労働生産性向上に欠かせないIT技術の活用に関する課題についてみていく。

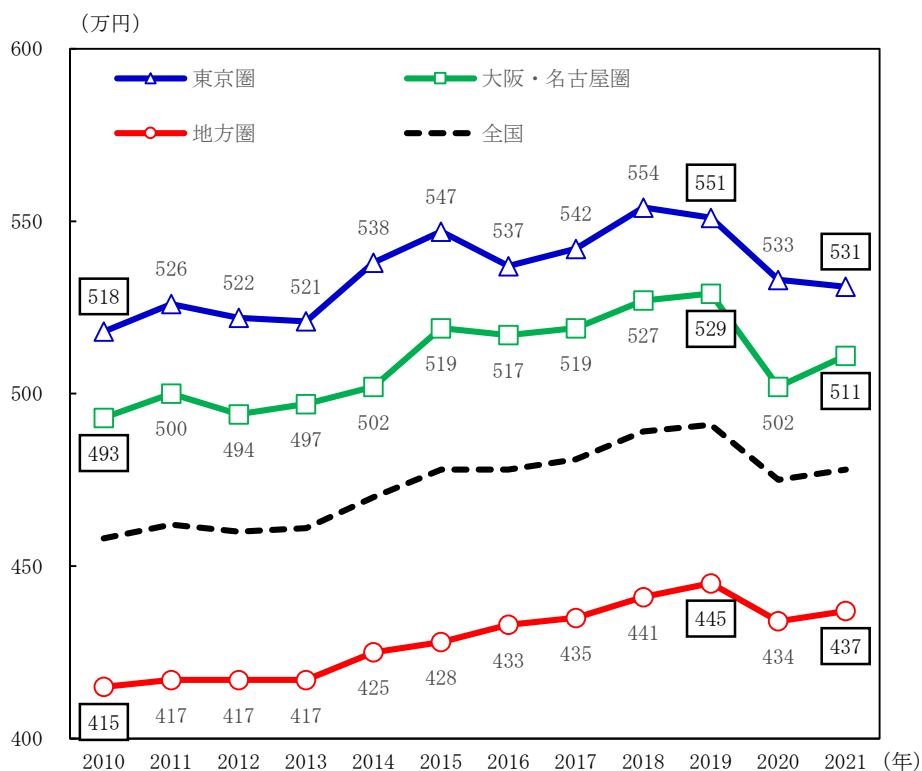
1) 地方圏の年収と賃金の状況

(都市圏の方が感染症の影響による年収の落ち込みが大きく、年収差はやや縮小)

都市部の労働者と地方圏の労働者で所得にどのような違いがあるかを確認するため、ここでは、東京圏、大阪・名古屋圏及び地方圏の3つの圏域別に労働者1人当たり（全産業平均）の年収の推移をみていく（第1-3-1図）。まず、感染症拡大以前の2019年までの動きをみると、地方圏の平均年収は、2010年時点で415万円であったが、2019年時点では445万円（+30万円増（+7.3%増））まで増加している。東京圏では2010年時点の518万円から2019年時点で551万円（+33万円増（+6.4%増））、大阪・名古屋圏では2010年時点の493万円から2019年時点で529万円（+35万円増（+7.2%増））まで増加している。感染症拡大直前の2019年時点で、3つの圏域の年収を比較すると、地方圏の年収は東京圏を100万円程度、大阪・名古屋圏を80万円程度下回る状況となっていた。

次に、感染症拡大前後の変化について、2019年から2021年にかけての年収の変化幅をみると、都市圏（東京圏及び大阪・名古屋圏）は20万円程度減少しているが、地方圏は8万円程度の減少に留まっており、都市圏と地方圏の年収差はやや縮小している。

第1-3-1図 一般労働者（フルタイム）の年収（全産業）の推移（圏域別）



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査」及び「国勢調査」により作成。
 2. 一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。
 3. 年収は一般労働者の決まって支給する現金給与額を12倍し年間賞与その他特別給与額を加えて算出。
 4. 圏域ごとの年収は、各圏域の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）による加重平均値。
 5. 2010年の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）は、2010年国勢調査。
 6. 2015年の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）は、2015年国勢調査、2011年から2014年まで及び2016年の雇用者数は、2015年国勢調査の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）に都道府県別労働力人口（労働力調査・モデル推計値）の変化率を乗じて算出。
 7. 2020年の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）は、2020年国勢調査、2017年から2019年まで及び2021年の雇用者数は、2020年国勢調査の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）に都道府県別労働力人口（労働力調査・モデル推計値）の変化率を乗じて算出。

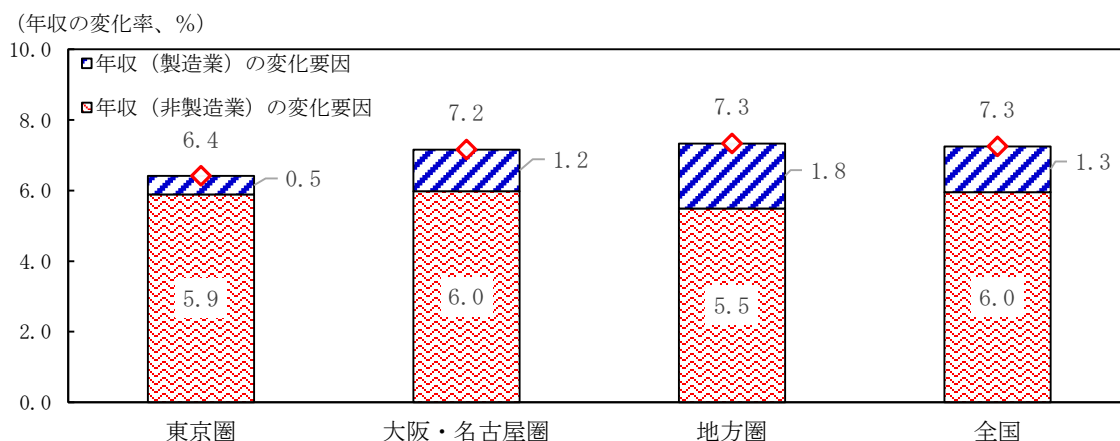
都市圏の方が感染症の影響で年収の落ち込みが大きかった要因について、年収の変化率を製造業と非製造業の寄与に分けて確認する。

2010年から2019年までの全産業でみた年収の変化率をみると(第1-3-2図(1))、東京圏が+6.4%増、大阪・名古屋圏が+7.2%増、地方圏が+7.3%増となっている。この内訳をみると、全圏域で非製造業の寄与が+5%台半ばから+6%程度となっており、いずれの圏域においても非製造業の寄与で平均年収が大きく押し上げられたことが分かる。製造業の寄与をみると、東京圏が+0.5%と僅かなプラス寄与の一方で、地方圏は+1.8%と最も寄与が大きくなっており、全産業でみた年収の変化率も地方圏が最も高い結果となった。

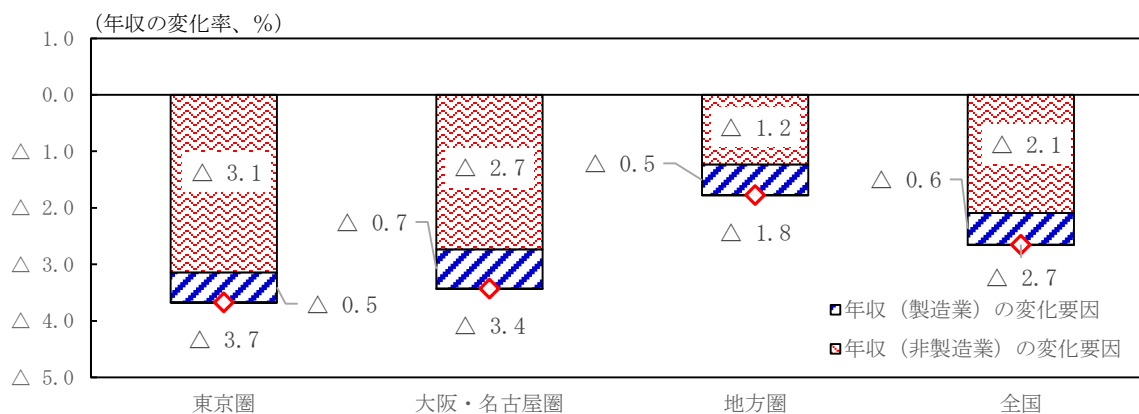
続いて、感染症が経済活動に強い影響を与えた期間を含む 2019 年から 2021 年までの年収の変化率をみると（第 1-3-2 図（2））、東京圏では▲3.7%減、大阪・名古屋圏では▲3.4%減、地方圏では▲1.8%減となっている。いずれの圏域においても値はマイナスであるが、マイナス幅は東京圏が最も大きく、地方圏は最も小さい。また、非製造業のマイナス寄与が製造業のマイナス寄与よりも大きい点が、全圏域に共通する特徴である。

この結果、2010 年から 2021 年の年収の変化率でみると東京圏は+2.5%増と最も低くなっている（第 1-3-2 図（3））。

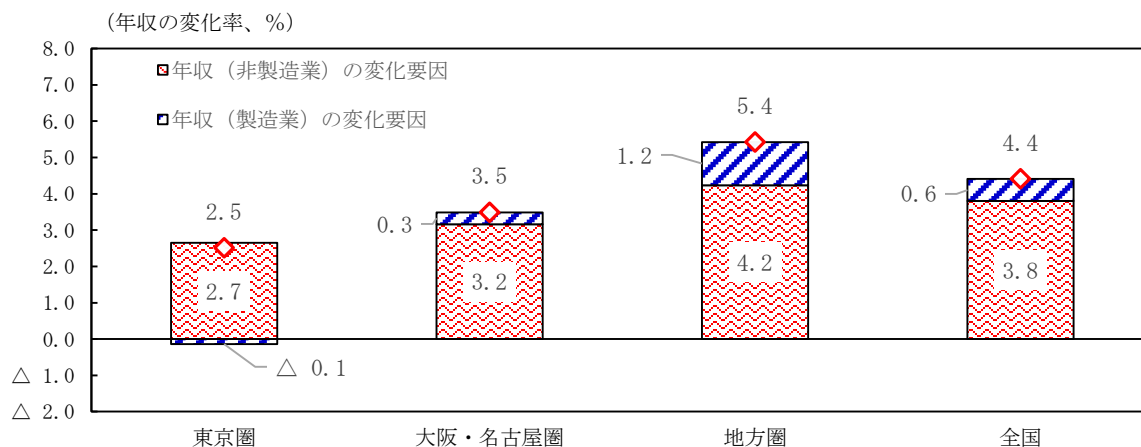
第 1-3-2 図 一般労働者（フルタイム）の年収（全産業）の変化率
と製造業・非製造業の寄与（圏域別）
（1）2010～2019 年（感染症前まで）



（2）2019～2021 年（感染症以降）



(3) 2010~2021年



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査」及び「国勢調査」により作成。
 2. 一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。
 3. 年収は一般労働者の決まって支給する現金給与額を12倍し年間賞与とその他特別給与額を加えて算出。
 4. 圏域ごとの年収は、各圏域の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）による加重平均値。
 5. 2010年の就業者数は国勢調査、2019年及び2021年の雇用者数は国勢調査の雇用者数（うち正規の職員数・従業員数）に都道府県別労働力人口（労働力調査・モデル推計値）の変化率を乗じて算出。
 6. 年収の変化は次式によって分解し、右辺の第1項を①年収（製造業）要因、第2項を②年収（非製造業）要因、第3項を③製造業のシェア要因とした（③の1/2を①と②に加えて作図している）。

$$W = W_m \times p + W_s \times q \text{ より、} \Delta W = \Delta W_m E[p] + \Delta W_s E[q] + \Delta p (E[W_m] - E[W_s])$$

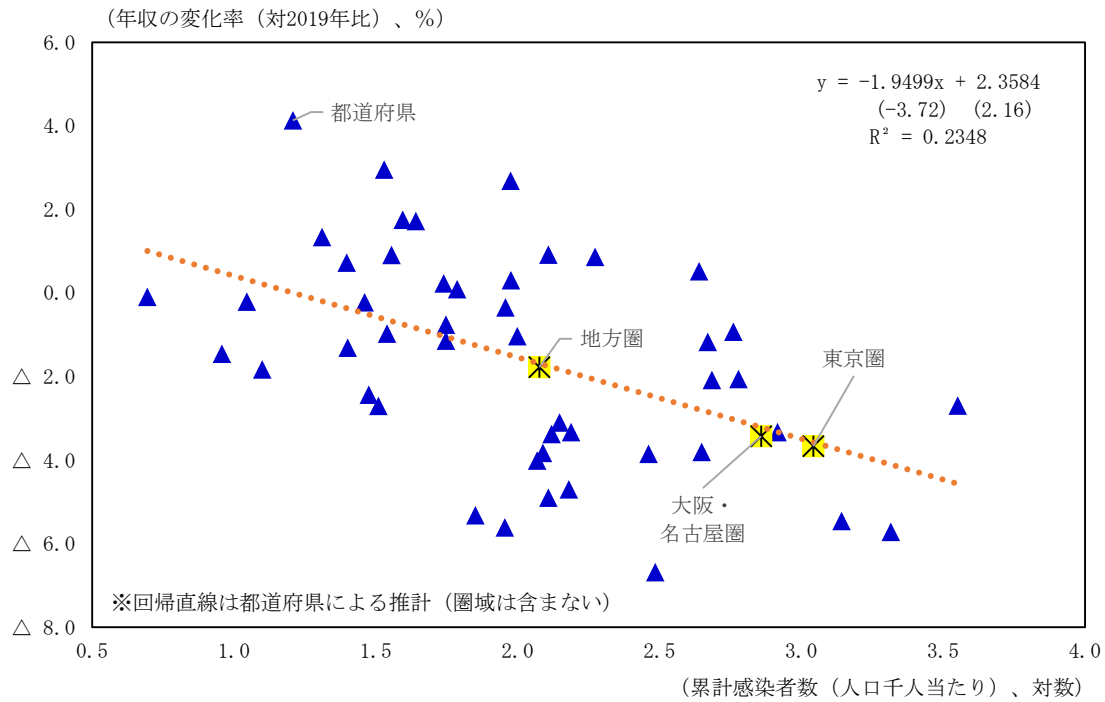
(感染症の影響が大きい都市圏で、特に非製造業の年収が低下)

感染症下での年収動向については、内閣府(2020)が、感染症の拡大に伴う経済活動低下により労働時間が減少し年収が下押しされたと分析している。こうした指摘を踏まえば、感染症の拡大傾向が強かった地域ほど経済活動が低下したため、その地域の年収はより強く下押しされたものと予想される。そこで、都道府県別のデータを用いて感染者数と年収の変化率との関係を見ると(第1-3-3図(1))、感染者数が多い都道府県ほど年収の変化率が低い傾向にある。

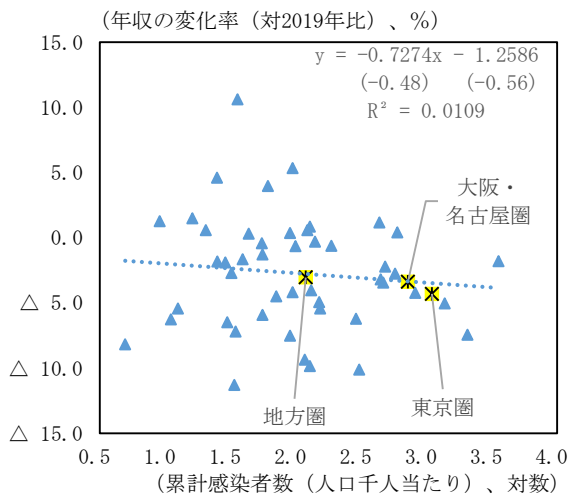
さらに、都道府県別の年収について製造業と非製造業に分けた上で、同様に感染者数と年収との関係を見ると(第1-3-3図(2)、(3))、製造業では統計的に有意な関係はみられないが、非製造業では、感染者数が多い都道府県ほど、年収の変化率が低い傾向がみられる。こうした違いは、非製造業が人出の増減のような国内の感染状況に相関する事象から強い影響を受けたのに対し、製造業はこれらの影響は限定的だったためと考えられる。製造業に対する影響は、むしろ、輸出の増減、海外都市のロックダウンといった海外の感染状況に伴う事象によるものと推測される。したがって、国内の感染症の拡大に伴う経済活動の低下の影響は、特に都市圏の非製造業において大きく、都市圏の年収が地方圏以上に下押しされたものと考えられる。

第1-3-3図 感染者数と年収の関係（都道府県別・圏域別）

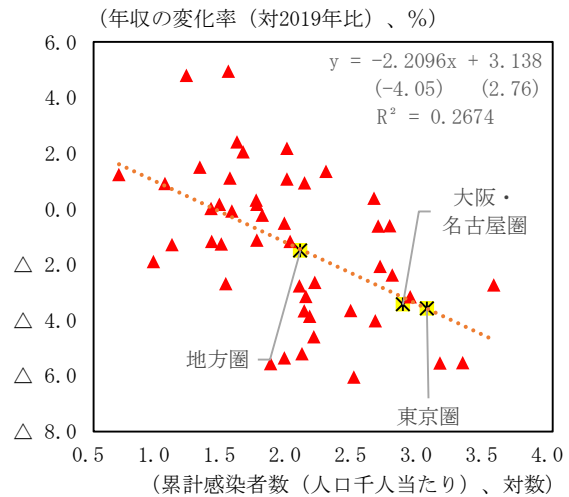
(1) 全産業



(2) 製造業



(3) 非製造業



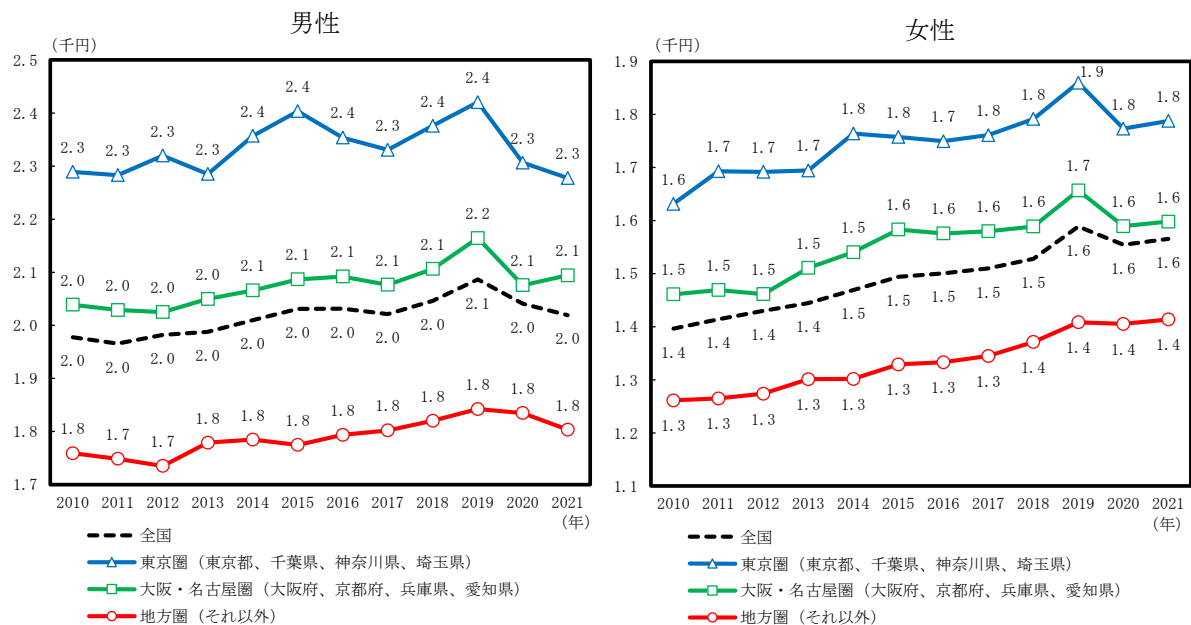
- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及び「各都道府県の検査陽性者状況」により作成。
 2. 累計感染者数は2021年12月末までの集計値、年収は2021年値(対2019年比)の増減率。
 3. 年収は一般労働者の決まって支給する現金給与額を12倍し年間賞与その他特別給与額を加えて算出。
 なお、一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。
 4. 圏域ごとの年収は、各圏域の雇用者数(うち正規の職員数・従業員数)による加重平均値。
 5. 図中の回帰直線は都道府県データによる結果(圏域は含まない)、回帰式の括弧内の値は各係数のt値。

(全産業平均の賃金をみると都市圏と地方圏で大きな水準差が存在)

ここまで、都市圏と地方圏の年収差と感染症が年収に与えた影響についてみてきたが、年収の基盤となる時給ベースの賃金についても、圏域別・性別に分けて状況を確認したい(第1-3-4図)。

まず、男性の時給ベースの賃金(一般労働者(全産業))をみると、2021年時点で、東京圏は2.3千円、地方圏は1.8千円となっており、東京圏と地方圏では0.5千円の水準差が存在している。女性についても、2021年時点で、東京圏は1.8千円、地方圏は1.4千円となっており、東京圏と地方圏では0.4千円の水準差が存在している。これは、一般労働者の月の所定内労働時間が160~170時間程度であることを考えると、月の所定内給与で8万円程度の水準差が存在することを意味している。

第1-3-4図 一般労働者(全産業)の賃金(時給)の推移(性別・圏域別)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 2. 一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。
 3. 賃金(時給)は一般労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除して算出。

2) 地方圏の労働生産性と産業構造

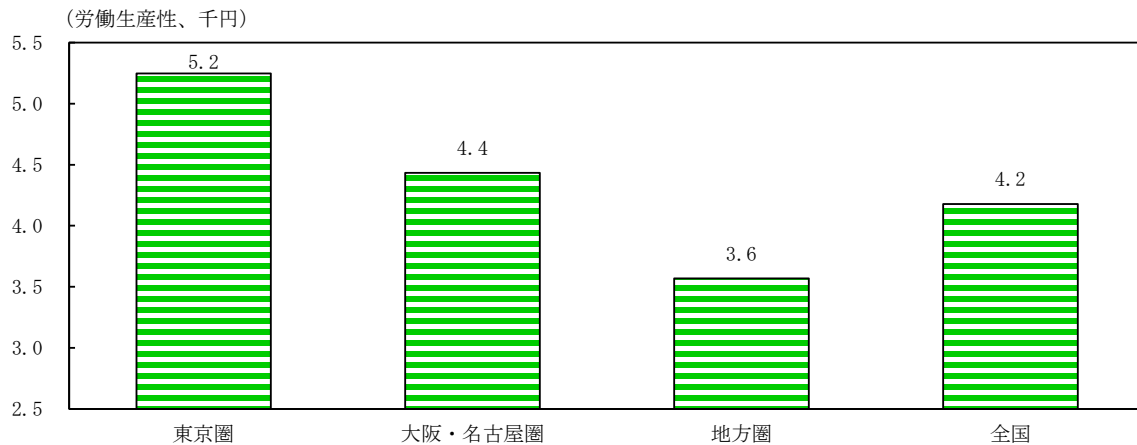
(地方圏と都市圏の賃金水準の差は労働生産性の差による)

前項では都市圏と地方圏で時給ベースの賃金水準に差が存在することを確認したが、本項ではこのように水準差が生じている要因について検討を進めたい。

一般的に賃金は労働生産性の水準によって決まると言われていることから、まずは圏域別の労働生産性の状況についてみていきたい。地域別に労働生産性のデータが入手可能な「都道府県別産業生産性(R-JIP)データベース2021」から、最新の推計値となる2018

年のデータで比較すると、全産業の労働生産性は、東京圏が 5.2 千円と最も高く、次いで大阪・名古屋圏が 4.4 千円となっており、地方圏は 3.6 千円と最も低い（第 1-3-5 図）。このように地方圏と都市圏の賃金水準の差は、労働生産性の差に符合している。

第 1-3-5 図 労働生産性（全産業）の水準（2018 年）



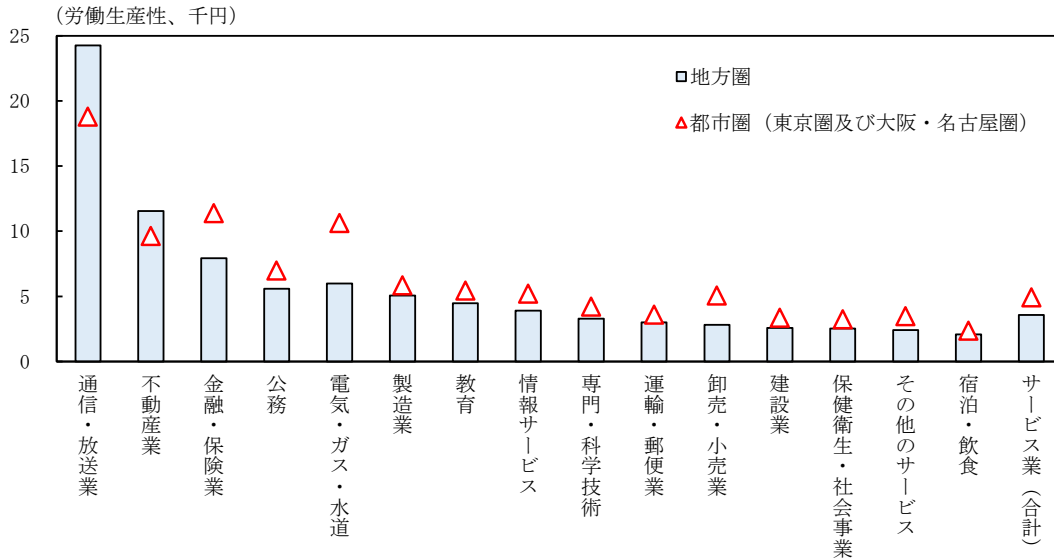
(備考) 1. 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」より作成。
2. 労働生産性はマンアワーベース。

(卸売・小売業、金融・保険業等の業種が地方圏の労働生産性を下押し)

地方圏の労働生産性が都市圏（東京圏及び大阪・名古屋圏）よりも低い水準にある背景を探るため、ここからは業種別の労働生産性と労働投入の状況についてみていく。

まず、地方圏と都市圏の業種別労働生産性を確認すると、通信・放送業と不動産業は地方圏が上回っているが、他の業種は全て都市圏を下回っている（第 1-3-6 図）。特に、金融・保険業、電気・ガス・水道、卸売・小売業といった非製造業の業種で都市圏と地方圏の差が大きくなっている。

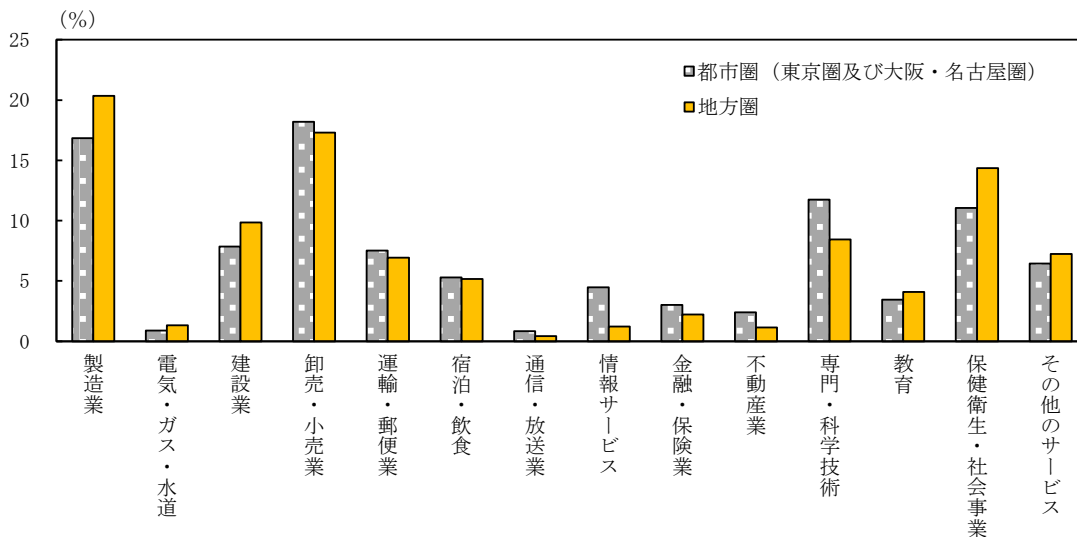
第1-3-6図 業種別労働生産性（2018年）



(備考) 1. 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」により作成。
2. 労働生産性はマンアワーベース。

次に、業種別の労働投入のシェアをみると、製造業、建設業、保健衛生・社会事業などは地方圏のシェアが都市圏のシェアを上回っているが、労働生産性の高い金融・保険業、不動産業、情報サービス業などの業種では地方圏のシェアが都市圏のシェアを下回っている（第1-3-7図）。

第1-3-7図 業種別労働投入のシェア（2018年）



(備考) 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」により作成。

以上を踏まえ、労働生産性（全産業）への業種別の寄与を確認すると（第1-3-8図）、卸売・小売業では都市圏では0.9千円の寄与があるのに対し、地方圏では0.5千円の寄与に留まっており、寄与度差が0.4千円と最も大きい。情報サービス、金融・保険業、専門・科学技術についても寄与度差が0.2千円あり、これらサービス業の労働生産性と労働投入の状況の違いにより都市圏と地方圏の差が生じている。

第1-3-8図 労働生産性への業種別寄与

(千円)

	①都市圏	②地方圏	差分 (①-②)
製造業	1.0	1.0	0.0
電気・ガス・水道	0.1	0.1	0.0
建設業	0.3	0.3	0.0
卸売・小売業	0.9	0.5	0.4
運輸・郵便業	0.3	0.2	0.1
宿泊・飲食	0.1	0.1	0.0
通信・放送業	0.2	0.1	0.1
情報サービス	0.2	0.0	0.2
金融・保険業	0.3	0.2	0.2
不動産業	0.2	0.1	0.1
専門・科学技術	0.5	0.3	0.2
教育	0.2	0.2	0.0
保健衛生・社会事業	0.4	0.4	0.0
その他のサービス	0.2	0.2	0.1
合計	4.9	3.6	1.3

(備考) 1. 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」により作成。
2. 労働生産性はマンアワーベース。

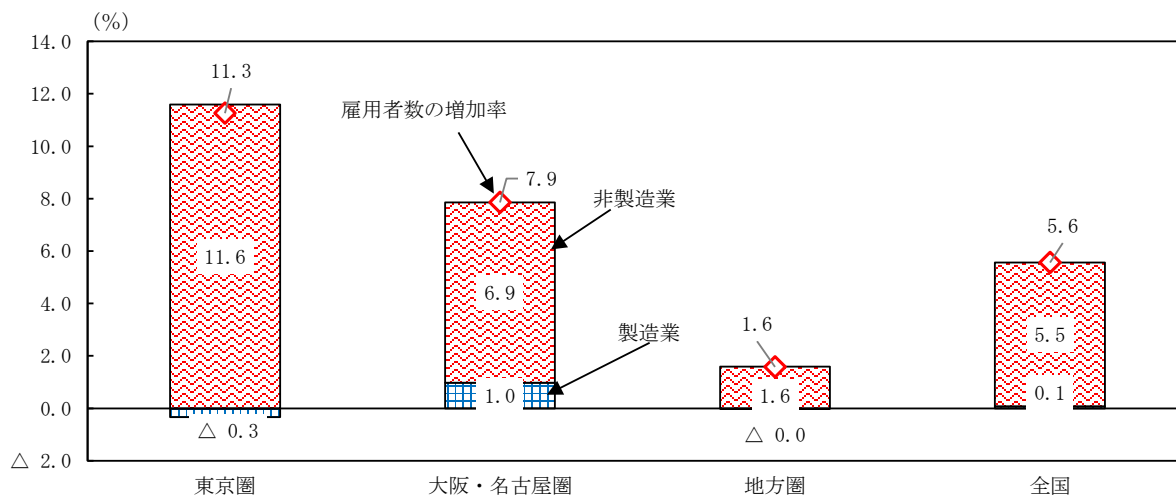
(地方圏は労働生産性の低い分野の雇用が増加)

労働投入の時系列的な変化についても確認したい。雇用者数の変化について、2012年から2021年の増減率をみると、東京圏の増加率が11.3%と最も高く、大阪・名古屋圏が7.9%、地方圏が1.6%と最も低くなっている（第1-3-9図）。同時に、雇用者数の増加要因について製造業と非製造業に分けてみると、いずれの圏域においても、非製造業の雇用者数が大きく増加に寄与している。一方、製造業の雇用者数は、大阪・名古屋圏が1%程度のプラスであるものの、東京圏ではマイナス、地方圏はほぼゼロであり、いずれの圏域でも製造業の寄与は限定的である。

続いて、非製造業の雇用者数の内訳を、業種によって詳しくみると、全ての圏域に共通して、医療・福祉の寄与が最も大きくなっている（第1-3-10図）。ただし、東京圏の雇用者数は、医療・福祉のほか、情報通信業、卸売業・小売業、教育・学習支援、学術

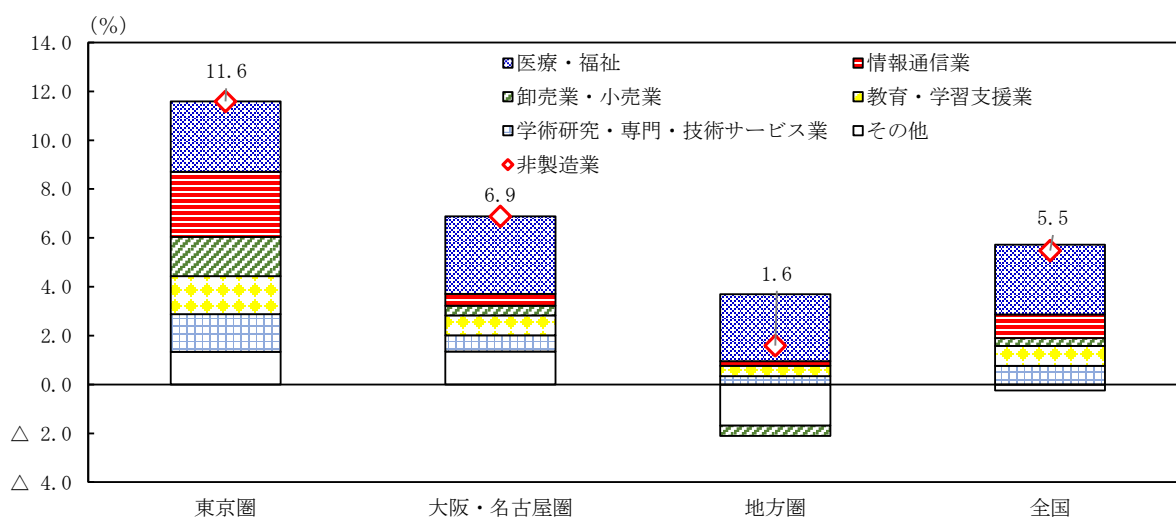
研究・専門・技術サービス業など、様々な業種が増加に寄与しており、大阪・名古屋圏も同様の傾向となっているが、地方圏では雇用者数の増加率に占める医療・福祉の割合が特に大きい姿になっており、都市圏に比べて地方圏は労働生産性の低い分野の雇用が増加している。

第1-3-9図 雇用者数の増減率と寄与の内訳（圏域別、2012→2021年）



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 東京圏は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県。大阪・名古屋圏は大阪府・京都府・兵庫県・愛知県。地方圏は、東京圏と大阪・名古屋圏以外の道県。

第1-3-10図 非製造業の雇用者数の増減率と寄与の内訳（圏域別、2012→2021年）

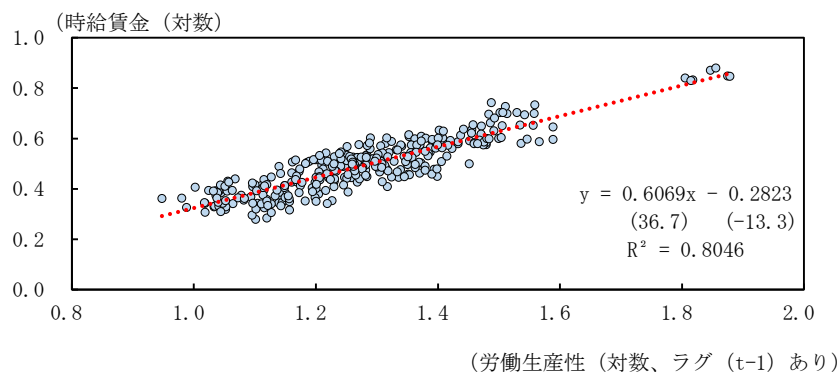


(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. その他は、農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス事業、サービス業（ほかに分類されないもの）、公務の計（分類不能の産業は集計外）。

コラム4 労働生産性と賃金の関係

労働生産性と賃金との間に正の相関があることは、内閣府（2014）等でも指摘されているが、ここでは都道府県のデータを使って両者の関係をあらためて確認しておく。2012年から2018年までの都道府県別のデータにより両者の関係をみると、労働生産性の高い都道府県ほど、賃金が高い傾向となっている（コラム1-4-1図）。

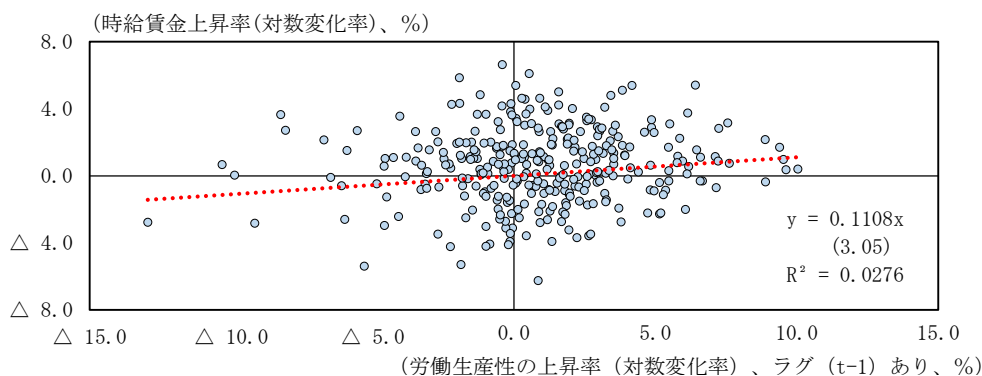
コラム1-4-1図 労働生産性と賃金（時給）の関係（全産業、都道府県別、2012～2018年）



- (備考) 1. 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 2. 労働生産性はマンアワーベース。
 3. 図中の回帰式はプールデータによる推計（括弧内の値は係数の t 値。n = 329）。
 4. 賃金（時給）は一般労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除して算出。
 なお、一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。

同様に、労働生産性の上昇率と賃金の上昇率との関係についても正の相関がみられ、労働生産性の上昇率が高い都道府県ほど、賃金の上昇率も高くなる傾向が確認できる（コラム1-4-2図）。

コラム1-4-2図 労働生産性の上昇率と賃金（時給）の上昇率の関係
（全産業、都道府県別、2012～2018年）



- (備考) 1. 経済産業研究所「R-JIP データベース 2021」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 2. 労働生産性はマンアワーベース。
 3. 図中の回帰式はプールデータによる推計（括弧内の値は係数の t 値。n = 329）。
 4. 賃金（時給）は一般労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除して算出。
 なお、一般労働者とは雇用形態の違いに関わらず、フルタイムで就業している労働者のこと。

3) 地方圏の経済の活性化とIT

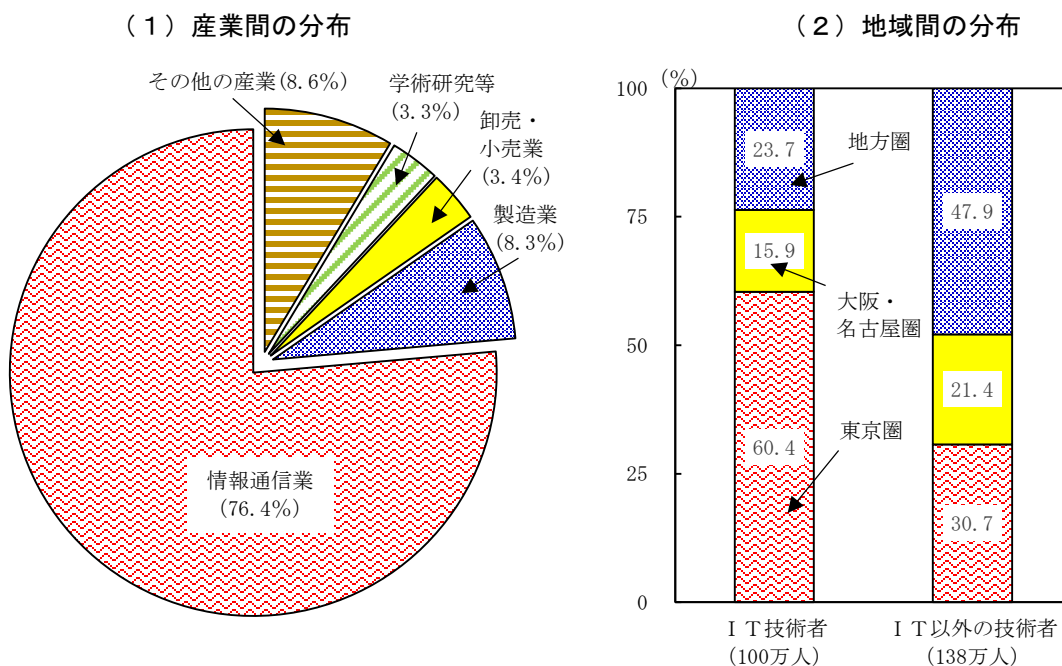
(IT技術者は産業別には情報通信業に、地域別には東京圏に偏在)

ここまで確認したとおり、卸・小売業や金融・保険業等のサービス業の労働生産性や労働投入の違いによって、地方圏の労働生産性は都市圏より低くなっており、これが原因となって賃金水準に差が生まれている。

サービス業の労働生産性の向上にはIT技術の活用が重要との指摘もあるとおり⁴⁷、地方圏の労働生産性向上にもIT技術の活用が欠かせないだろう。そこで、本項では地方圏におけるIT技術の活用に関する課題についてみていきたい。

まず、IT技術者の産業別分布を確認すると、製造業(8.3%)、卸売・小売業(3.4%)、学術研究等(3.3%)に比べて、情報通信業が76.4%と非常に高い⁴⁸(第1-3-11図(1))。

第1-3-11図 IT技術者の分布(2020年)



- (備考) 1. 総務省「令和2年国勢調査」により作成。
 2. IT技術者は、システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者、その他の情報処理・通信技術者の合計。
 3. (1)について、学術研究等は、学術研究、専門・技術サービス業、その他の産業は、農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務、分類不能の産業の合計。
 4. (2)について、IT以外の技術者は、農林水産・食品技術者、電気・電子・電気通信技術者、機械技術者、輸送用機器技術者、金属技術者、化学技術者、建築技術者、土木・測量技術者、その他の技術者の合計。

⁴⁷ IT技術がサービス産業の労働生産性を上昇させる効果については、内閣府(2007)等で指摘されている。

⁴⁸ なお、内閣府(2020)によれば、我が国では、IT人材が情報関連産業に集中している傾向が、アメリカ等の諸外国に比べても特に強いとされている。

また、IT技術者の地域間の分布をみると、東京圏が60.4%、地方圏は23.7%となっており、東京圏に偏在していることが分かる（第1-3-11図（2））。比較として、IT以外の技術者⁴⁹の分布をみると、東京圏が30.7%、地方圏が47.9%となっている。IT技術者が全体の四分の一程度しか地方圏に存在しないのに対して、IT以外の技術者は約半数が地方圏に存在しており、技術者であっても分布に大きな違いがある。

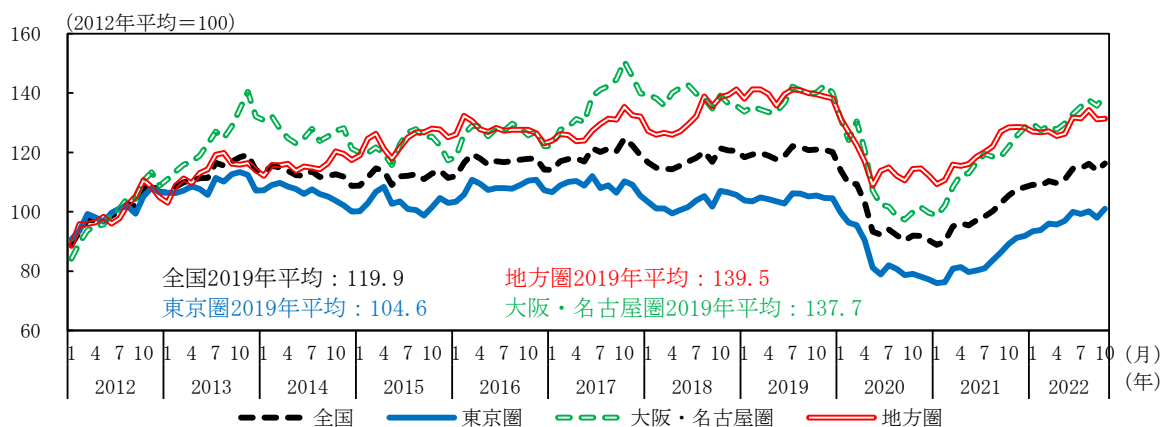
（IT技術者への求人増加は地方の方が顕著）

このように人材供給面ではIT技術者が東京圏に偏在している状況にあるが、実際に圏域別にIT技術者の労働需給のバランスがどのようになっているか、ハローワークにおけるIT技術者の有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率の推移をみてみたい⁵⁰。

IT技術者の有効求人数の推移（第1-3-12図（1））を2012年=100としてみると、2012年以降の景気回復局面において、大阪・名古屋圏及び地方圏では求人数が大きく伸び、感染症拡大前の2019年には2012年比で40%程度増加した。一方で、東京圏ではおおむね横ばい程度で推移しており、東京圏以外の地域でIT技術者の採用ニーズが高まっていたことが分かる。感染症拡大後は、全国的に一旦は求人数が落ち込んだものの、2021年以降は求人数が回復してきていることが分かる。

第1-3-12図 圏域別にみたIT技術者の求人数・求職者数の推移

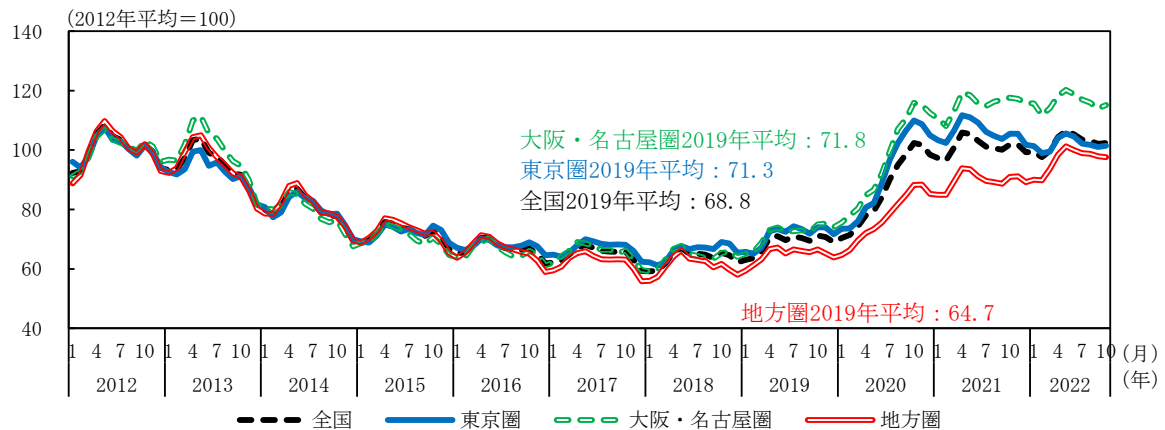
（1）有効求人数（指数）の推移



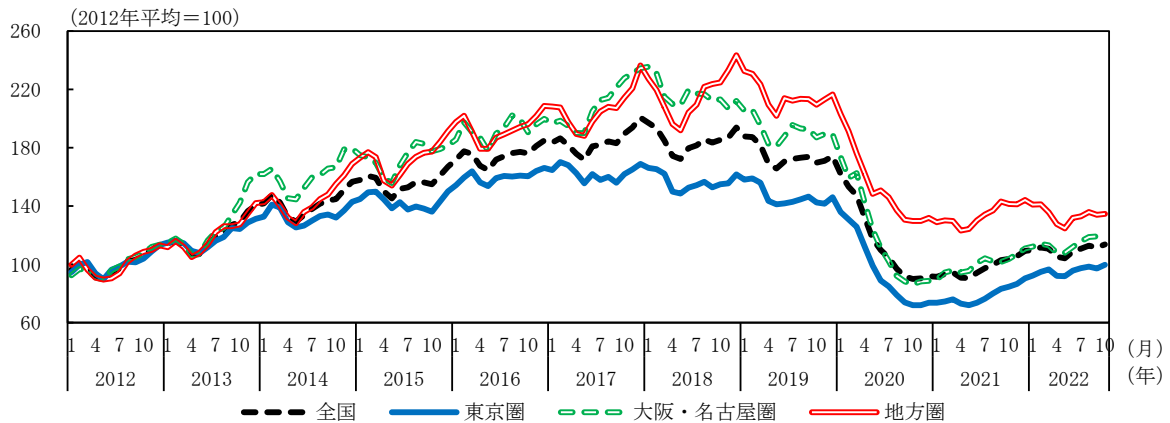
⁴⁹ ここでは、IT以外の技術者として、農林水産・食品技術者、電気・電子・電気通信技術者、機械技術者、輸送用機器技術者、金属技術者、化学技術者、建築技術者、土木・測量技術者等を集計し比較した。

⁵⁰ データの制約上、各都道府県のハローワークが受理した有効求人数、それをもとに計算した受理地別の有効求人倍率で議論を進める。都市圏に本社を置く企業は、勤務地が地方圏の支社の求人であっても、本社が所在する都市圏のハローワークに一括して求人を提出することが多い。そのため、都市圏の「就業地別の有効求人倍率」は「受理地別の有効求人倍率」を下回る傾向にある一方で、地方圏では「就業地別の有効求人倍率」は「受理地別の有効求人倍率」を上回る傾向にある。

(2) 有効求職者数（指数）の推移



(3) 有効求人倍率（指数）の推移



(備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」、内閣府・経済産業省「RESAS（地域経済分析システム）」により作成。
 2. 情報処理・通信技術者の常用（一般・パート計）の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率（受理地別）。

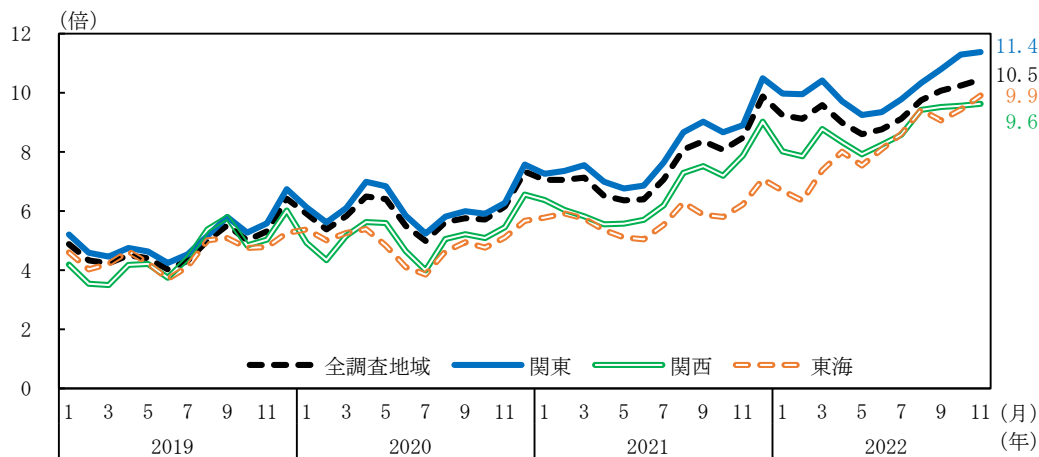
他方、IT技術者の有効求職者数の動きをみると（第1-3-12図（2））、感染症拡大前の期間では、雇用情勢の回復に伴い全国的に求職者数が減少していた。感染症拡大後は、全国的に求職者数が増加しているが、地方圏の増加率は都市圏（東京圏及び大阪・名古屋圏）の増加率を下回っている。この結果、圏域別に2012年平均を起点として指数化した有効求人倍率（有効求人数/有効求職者数）の推移をみると（第1-3-12図（3））、IT技術者の労働需給は、地方圏がよりタイト化していることが分かる。

こうした需給のひっ迫は転職を取り扱う民間の転職求人サイトにおけるIT技術者の転職求人倍率の推移でも確認できる（第1-3-13図）。

感染症拡大以降、ビジネスの非対面化・オンライン化といった変革に対応するため、アプリ開発やサーバー・ネットワークなどのITインフラ整備に対する需要が高まり、IT技術者の転職求人倍率は全地域で大きく上昇し、直近では各地域10倍程度に到達し

ている。通常、IT技術者に対する求人は即戦力として期待できる経験者を求めているものが多いが、doda（2022）によると、採用ニーズが大きく高まる中、経験の乏しいエンジニアや未経験者を育成前提に採用する動きも出てきており、全国的に人材の枯渇感は大きく高まっている。

第1-3-13図 地域別にみたIT技術者の転職求人倍率の推移



- (備考) 1. パーソルキャリア株式会社「転職求人サービス「doda」転職求人倍率レポート」により作成。
 2. 転職求人倍率は、転職求人サイト「doda」における求人数を登録転職希望者数で除して算出。
 3. 関東は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、関西は大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、東海は愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、を表す。

(地方の労働生産性向上に向けデジタル人材の還流や人材のシェアを促すことが重要)

地方圏全体の労働生産性を向上させるため、特にサービス業の分野で、前節で述べたようなECサイトや住宅情報サイトの整備、行政のデジタル化などIT技術の活用は欠かせないだろう。しかしながら、全国的にIT技術者の不足感は高まっており、特に地方圏で必要な人材の獲得が困難な状況にある。

こうしたIT技術者の需給ひっ迫を受け、一部の県ではデジタル人材を市町村とシェアするという新しい動きも生じている(第1-3-14図)。こうした取組により、各自治体は人材確保が可能になるとともに、人的・財政的負担の抑制といったメリットも生まれる可能性がある。行政の効率化・生産性向上に向け、先進事例のノウハウや課題の整理を行い、横展開を進め、人材のシェアを促していくことは重要な取組であると考えられる⁵¹。

⁵¹ こうした先進事例の横展開を含め、自治体におけるデジタル人材の確保を推進するため、総務省の2023年度当初予算(案)において、自治体におけるデジタル人材の確保・定着支援事業(0.8億円)が新規計上された。

第 1-3-14 図 自治体間のデジタル人材のシェアリング取組例

愛媛県	「チーム愛媛」高度デジタル人材シェアリング事業：各自治体の人的・財政的負担を抑え、質の高いDXを広域的に実現することを目的に、DXを推進できる人材を県と県内20自治体がシェアする仕組みを構築。
福岡県	ふく電協DXプロデューサー：市町村のデジタル化推進に向け、市町村固有の課題整理や方針検討をサポートできる人材を確保・共有する仕組みを県と県内54自治体で構築。
備後圏域中枢都市圏 (広島県：福山市など、岡山県：笠岡市など)	びんご兼業・副業人材活用事業：デジタル分野を始めとした高度専門人材の情報を備後圏域の8自治体で共有、課題に対して迅速に高度専門人材をマッチング。

(備考) 総務省「自治体DX推進のためのデジタル人材の確保の取組」(令和4年6月)により作成。

また、地方企業のデジタル化の進展と労働生産性向上に向けては、出向や副業といった形態で都市部のデジタル人材とのマッチング支援を進め、IT人材の還流や人材のシェアを促すことが重要である。あわせて、デジタル人材の育成を目的とした教育訓練の利活用を促進することで、地方の労働者のリスクリングを進めることも必要な取組と考えられる。

政府は「デジタル田園都市国家構想総合戦略⁵²⁾」において、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の社会課題解決を牽引する人材を「デジタル推進人材⁵³⁾」と位置付け、その育成を行うとともに、地方への人材の還流を進めることにしている。

具体的には、

- ①46道府県(東京都を除く)が設置したプロフェッショナル人材戦略拠点⁵⁴⁾と地域金融機関等が、地域企業の求人ニーズ発掘を行い、都市部のデジタル人材とのマッチング支援を進める、
- ②デジタル田園都市国家構想交付金(2023年度当初予算:1,000億円)を活用して起業者・移住者に対して補助金を交付することにより、地方での起業支援・移住支援を行う⁵⁵⁾、

といった取組が進められている。今後、こうした施策の効果によって地方への人材の還流や人材のシェアが促されることで、地方圏のデジタル化が進展し、労働生産性向上が実現していくことが期待される。

⁵²⁾ 2022年12月23日閣議決定。

⁵³⁾ 「デジタル推進人材」としては、具体的には「ビジネスアーキテクト(ビジネスの現場においてデジタル技術の導入を行う全体設計ができる人材)」や、「データサイエンティスト(AIを活用して多くのデータから新たな知見を引き出せる人材)」等が想定されている。

⁵⁴⁾ 各拠点に所属するプロフェッショナル人材戦略マネージャーが、地方企業の「攻めの経営」への転換に必要な人材ニーズの掘り起こしを行い、期限付きの出向・研修等という形態で都市部大企業の人材とマッチングさせる取組を行っている。

⁵⁵⁾ 地域の社会的課題の解決を目指す起業に対して最大200万円の支援金が支給される。また、移住に対しては、世帯で移住する場合、最大100万円の支援金の支給に加えて子育て世帯への加算も行われている。

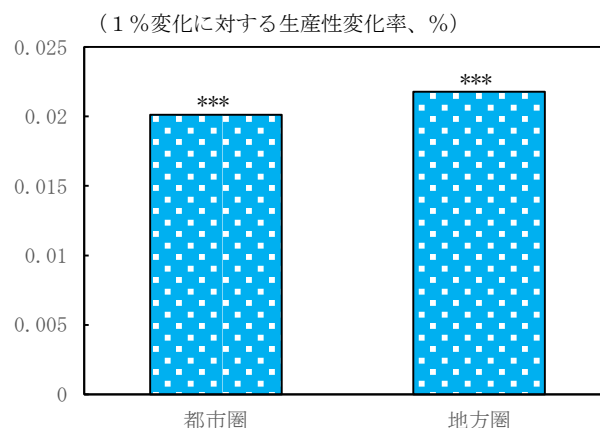
（人への投資とスタートアップの活性化が地方圏のサービス業の生産性を押し上げ）

労働生産性を向上させるためには、デジタル化を進めるなど労働者の資本装備率を高めるとともに、労働の質の向上や成長分野への労働移動を進め、全要素生産性（Total Factor Productivity、以下TFP）を上昇させていくことも必要な取組となる。

そこで、ここでは、内閣府（2022）の分析を参考に、企業を所在地により都市圏（東京圏及び大阪・名古屋圏）とそれ以外の地方圏に分けた上で、産業別に生産関数の推計を行い、TFPに影響を与えると考えられる人的資本ストック要因と企業の新陳代謝要因に関して、地域別に違いがあるかを確認した⁵⁶。

まず、人的資本ストック要因を表す「教育訓練ストック」のパラメーターをみると（第1-3-15図）、都市圏・地方圏のサービス業では有意にプラスと推計され、企業がIT教育などOFF-JTを行って教育訓練ストックを蓄積することで、地域を問わず生産性を向上させる効果が確認された。

第1-3-15図 教育訓練ストックが労働生産性に及ぼす効果（サービス業）

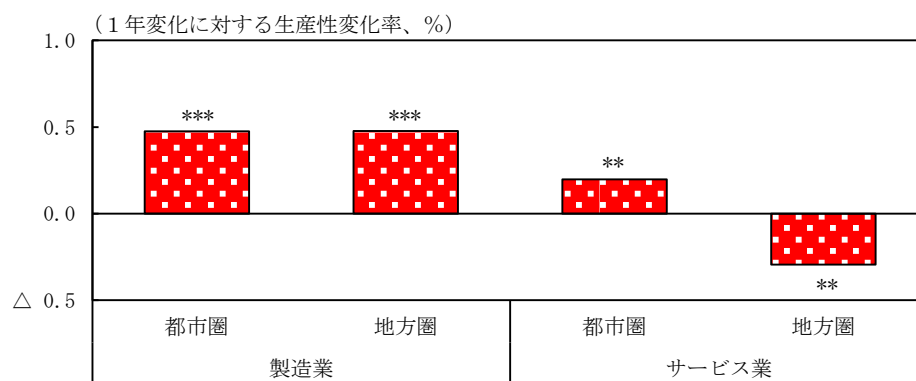


- (備考) 1. 経済産業省「企業活動基本調査」により作成。
2. 労働生産性 = (営業利益 + 賃借料 + 給与総額 + 減価償却費 + 租税公課) / 従業員数。
推計の詳細は付注1-3-1を参照。
3. サービス業は、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療福祉、複合サービス事業、サービス業（その他）を表す。

⁵⁶ 具体的には、経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報（2013～19年度）を用い、資本（ソフトウェア・非IT資本）、労働を生産要素とするコブ・ダグラス型生産関数を想定した上で、被説明変数を企業の労働生産性、説明変数にTFPの構成要素として「教育訓練ストック（人的資本ストック要因）」「企業年齢（企業の新陳代謝要因）」といった変数を加え、産業別（サービス業/製造業）に都市圏の企業と地方圏の企業の2グループに対して、固定効果モデルによる回帰分析を行い、その地域差を分析した。

次に、新陳代謝要因を表す「企業年齢」のパラメーターをみると（第1-3-16図）、製造業では都市圏・地方圏ともに有意にプラスと推計された一方で、サービス業では地方圏で有意にマイナスと推計された。これは、製造業と都市圏のサービス業では企業年齢の増加と共に生産性が高まる一方、地方圏のサービス業では企業年齢の増加と共に生産性が低下することを意味している。製造業と異なり、サービス業の場合は生産（供給）と需要（消費）が同時に発生するため、立地による独占性が強いと考えられる。都市圏と比べて新規参入と撤退という企業間競争の違いが、生産性に対する企業年齢の差を生んでいる可能性を示唆している。

第1-3-16図 企業年齢が労働生産性に及ぼす効果



- (備考) 1. 経済産業省「企業活動基本調査」により作成。
 2. 労働生産性 = (営業利益 + 賃借料 + 給与総額 + 減価償却費 + 租税公課) / 従業員数。
 推計の詳細は付注1-2を参照。
 3. サービス業は、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療福祉、複合サービス事業、サービス業(その他)を表す。

以上の分析結果を踏まえると、地方圏の経済を活性化させるため、リスクリング支援の強化とスタートアップの育成支援を進めることは重要な取組といえる。

「人への投資」については、3年間（2022～2024年度）に4,000億円規模で実施を予定していた施策パッケージの規模を、5年間で1兆円に拡充し、労働者のリスクリングへの支援強化が進められている⁵⁷。また、スタートアップについては、官民によるスタートアップ育成策の全体像と5年間の具体的なロードマップを示した「スタートアップ5か年計画」が取りまとめられ、人材、資金供給、オープンイノベーションの3本柱を一体にして推進し、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度には10兆円規模と10倍増にする目標が掲げられている。今後、こうした取組の効果が発現し、地方圏の労働生産性向上につながる事が期待される。

⁵⁷ 施策パッケージの主な取組として、事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に訓練経費等の一部を助成する人材開発助成金について、2022年度から新たにデジタル人材等の育成を目的とした「人への投資促進コース」を創設している。また、施策パッケージの拡充に伴い、本助成金の助成率引上げ等が行われている。

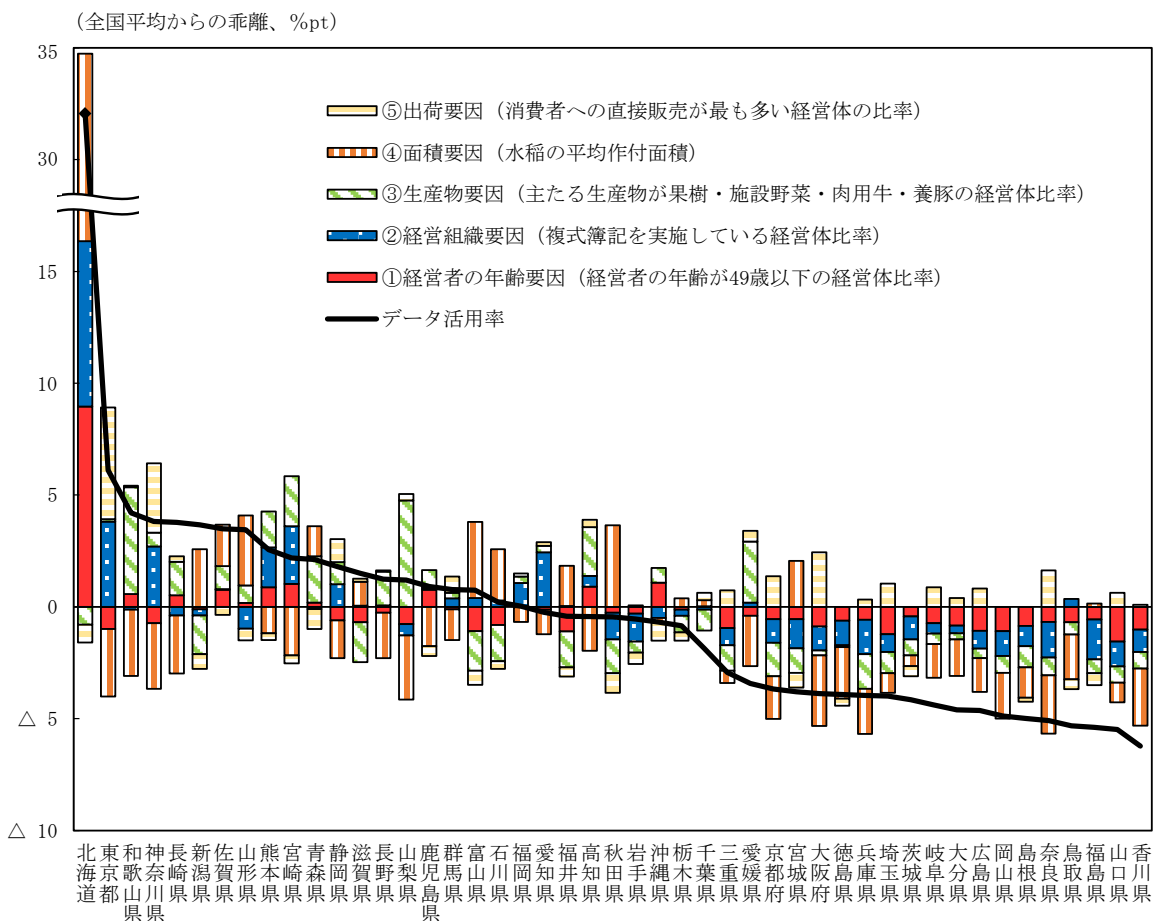
(スマート農業の普及に向け若手経営者の人材育成と農家の経営力向上が重要)

最後に、農業分野の生産性向上に関して、先端技術を活用したスマート農業の普及に向けた動きについて触れたい。

農林水産省(2022)によると、スマート農業の普及は、ロボットトラクタやドローンの活用による作業の省力化、作業記録のデジタル化と共有やAIによる気象データ等の解析で生育の予測可能性を高める等により、生産性向上に資すると指摘されている。

しかしながら、2020年の農林業センサスによると、データを活用した農業を行っている経営体の割合は全国平均で17.0%に留まっており、データ活用という面でスマート農業の普及は、発展の途上と考えられる。そこで、都道府県別のデータ活用率(全国平均からの乖離幅)を、「①経営者の年齢要因(経営者の年齢が49歳以下の経営体比率)」、「②経営組織要因(複式簿記を実施している経営体の比率)」等を説明変数にして推計を行い、データ活用率の地域差について要因分解を行った(第1-3-17図)。

第1-3-17図 データを活用した農業を行っている経営体の割合(都道府県別)
(全国平均からの乖離幅)



(備考) 農林水産省「2020年農林業センサス」により作成。

推計結果をみると、「①経営者の年齢が49歳以下の経営体比率」、「②複式簿記を実施している経営体比率」、「③主たる生産物が果樹・施設野菜・肉用牛・養豚の経営体比率」、「④水稲の平均作付面積」及び「⑤消費者への直接販売が最も多い経営体の比率」の5要素は、いずれも各々の比率が高いとデータ活用率が高いという関係にあることが確認された（付注1－3参照）。言い換えると、それぞれ、若年の農業経営者が、企業経営の方式に沿った事業運営を行い、コモディティー化しにくい（価格競争力のある）商品作物を作り、事業規模の大きさを活かし、直接的な販売チャネルを活用する、といったことが、データ活用と親和性が高く、その活用に繋がりやすい傾向にあると言える。

次に、都道府県別にデータ活用率の全国差に対する各要因の寄与をみていく。まず、北海道のデータ活用率が全国で飛び抜けて高い割合となっているが、その理由は、地域特性（平均作付面積が大きいこと）も大きく影響しているが、若い農業経営者の割合が高いことに加え、企業として財務状況を把握する経営体の割合が高いといった経営面の要因からも説明される。

また、東京都と神奈川県は、水稲の面積要因はマイナスに寄与しているものの、大消費地に近いという地理的特性から消費者への直販要因と経営意識が強い経営体の割合が大きくプラスに寄与することで、データ活用率が全国で上位となっている。他方、同様の立地と考えられる近畿圏の各都道府県は、経営組織要因がマイナスであり、データ活用が進んでいない。

生産物等に注目すると、和歌山県や山梨県は、気象や生育データの活用と親和性が高い果樹栽培が盛んという生産物の特性から、また、新潟県や山形県は、大規模稲作農家が多いという特性から、それぞれデータ活用率が全国平均を上回っている。総じてみれば、経営規模が小さく高齢化が進んでいる地域では、データ活用率が全国平均を下回っている傾向にあるが、上述のように地域特性等を活かしたデータ活用の進展がみられる都道府県もみられる。

データの活用は手段であって目的ではないが、事業収益を高めて豊かな生産者を増やすためには、有効な手段である。こうしたことを踏まえると、例えば、用地取得等において部外若年者の参入を阻害する要因を緩和し、地域全体として農業の担い手を確保することや、販売管理や天候対策等の面にデータの活用を進めて経営を安定化させることは不可欠な取組である。また、法人化を進めることは、税制面での優遇措置の利用（欠損金繰越控除）⁵⁸や金融機関等からの融資拡大が可能となるといったメリット⁵⁹を伴い、農業経営体の経営力を強化することでスマート農業の初期投資コストを賄いやすくする面もある。

⁵⁸ 欠損金の繰越控除は、法人は10年間まで、青色申告を行っている個人事業主は3年間まで認められている。

⁵⁹ 例えば、法人化した認定農業者は日本政策金融公庫等が行う農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額が10億円となる（個人の認定農業者の場合は、貸付限度額は3億円）。

農林水産省は、スマート農業の普及に向け、2022年6月に「スマート農業推進総合パッケージ」を改定し、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践するという目標を掲げている。こうした目標を実現するため、技術・ノウハウを有するスマートサポートチームによる人材育成や、普及指導員による技術指導支援、農業機械のシェアリングやデータに基づく経営指導等を行う農業支援サービスの育成・普及を進めてスマート農業機械等の導入コスト低減に向けた取組を実施するとしている。農業の生産性向上に向け、先端技術を活用したスマート農業の普及は重要な取組の一つであり、今後こうした取組が着実に進められることが期待される。

コラム5 地方圏のスタートアップの状況

地方圏で労働生産性の高い企業が増加するためには、既存企業の成長だけでなく、新しい企業が生まれることも重要である。そこで、2012年（第16景気循環の開始時期）、2019年（感染症拡大前）、2020年（感染症拡大後）の3時点で、都道府県別に企業の開業率と廃業率の状況を確認していきたい。

まず、開業率の状況を見ると、2012年から2019年にかけては全国的に開業率が上昇傾向にあったが、感染症拡大前後（2019年から2020年にかけて）では、ほぼ横ばいで推移した。地域別にみると3時点とも上位は沖縄県、東京都、福岡県、大阪府、千葉県、神奈川県の間になっており、全国平均との関係でみても、これらの地域のみが全国平均を上回っている。

次に、廃業率の状況を見ると、2012年から2019年にかけては全国的に若干の上昇傾向にあったが、感染症拡大前後（2019年から2020年にかけて）では、政府による金融支援の効果もあって全国的に廃業率が低下している⁶⁰。地域別には、東京近郊（東京都、千葉県、神奈川県）と大阪府がおおむね全国平均の廃業率を上回っているが、その他の地域はおおむね全国平均の廃業率を下回っている。

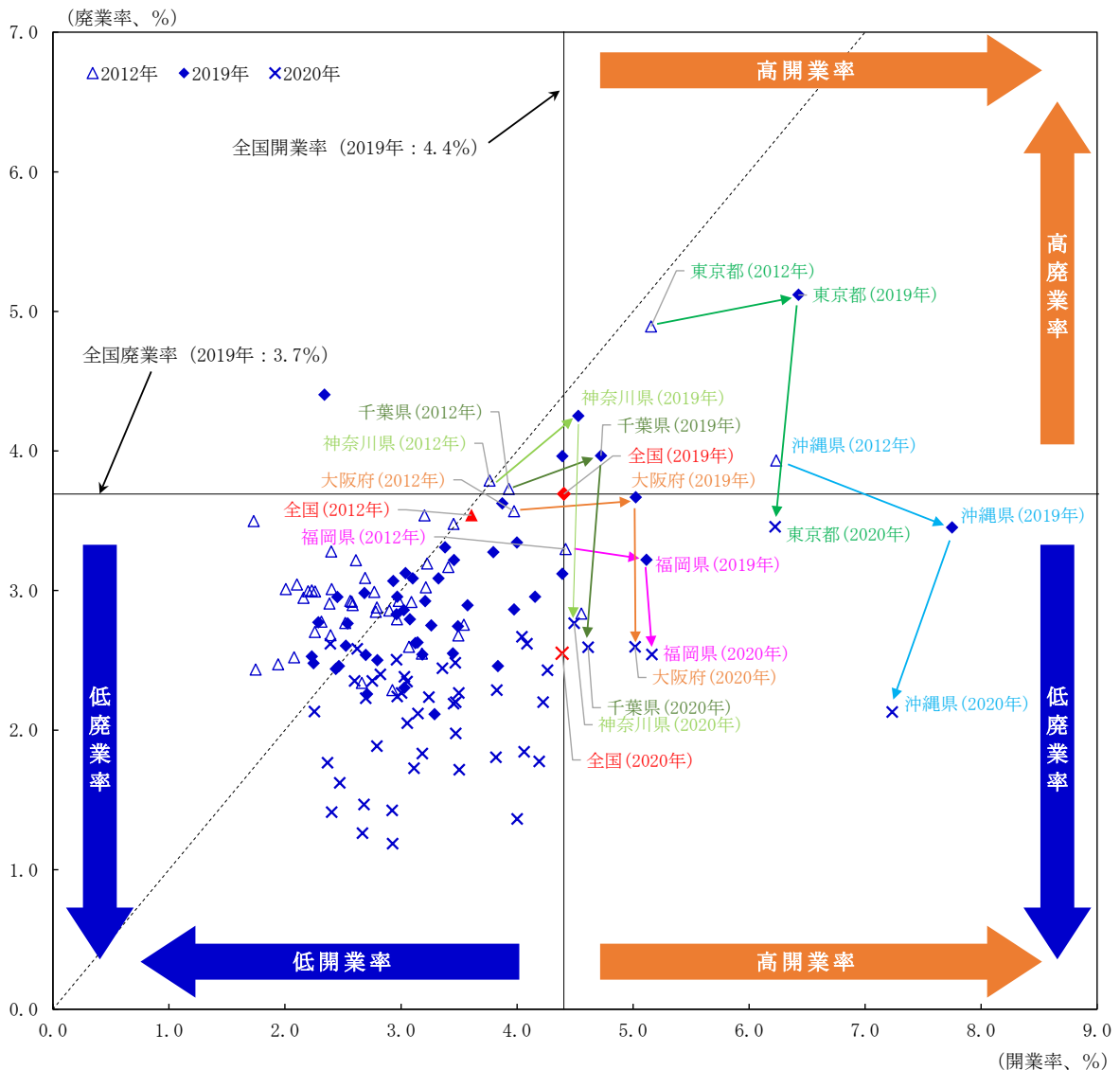
こうした状況を、横軸に開業率、縦軸に廃業率をとり、全国平均（2019年時点）の開業率と廃業率を境界に4つの象限に分割して、2019年時点の地域別の分布を確認すると（コラム1-5-1図）、東京近郊（東京都、千葉県、神奈川県）と大阪府は「高開業率・高廃業率（右上）」の象限に位置し、相対的には企業の新陳代謝が活性化している地域といえる。一方で、地方圏の多くの地域は、「低开業率・低廃業率（左下）」の象限に位置し、企業の新陳代謝が停滞している地域といえる。こうした中、沖縄県と福岡県のみが、「高開業率・低廃業率（右下）」の象限に位置し、企業数が増加傾向にある⁶¹。

このように東京近郊や大阪府に比べて地方圏の多くでは企業の開業・廃業の動きが停滞しているが、ここでは、近年、地方圏でスタートアップの動きが活発化している福岡県の取組についてみてみたい。福岡県の中核都市である福岡市は、2014年に国家戦略特区（グローバル創業・雇用創出特区）に指定され、特区で認められた規制・制度改革を活用してスタートアップ支援を進めている。主な取組としては以下の3点が挙げられる。

⁶⁰ 内閣府（2021）によると、感染拡大の影響により企業収益が悪化する中で倒産件数が増加しなかった要因の一つとして政府による金融支援が指摘されている。

⁶¹ 起業者向け情報サイト「沖縄起業チョイス」のHPによると、沖縄県で開業率が高い要因として、事務所の賃料や人件費が安く、事業のランニングコストが抑えられること等が指摘されている。

コラム1-5-1図 都道府県別の開業率と廃業率の推移
(2012年→2019年→2020年)



- (備考) 1. 法務省「登記統計」、国税庁「国税庁統計年報」により作成。
 2. 会社開業率=設立登記数/前年の会社数×100
 3. 会社廃業率=(前年の会社数+設立登記数-当該年の会社数)/前年の会社数×100
 4. 設立登記数は、各暦年中の株式会社、合資会社、合名会社、合同会社の合計。会社数は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、翌年7月31日までに確定申告のあった普通法人(特定目的会社、企業組合、医療法人を除く)を示す。

①福岡市雇用労働相談センターの設置

2014年11月に国家戦略特区制度を活用して、スタートアップやグローバル企業の雇用環境整備をサポートする福岡市雇用労働相談センターを設置。同センターに弁護士や社会保険労務士が常駐し、雇用ルールについて無料相談を実施。これまで(2022年11月

末まで、以下本コラム内で同様) に約 9,000 件の相談に対応。

また、同センターは、起業に関する幅広い相談に対応するスタートアップカフェ（これまでの利用者による起業数は 740 社以上）と併設しており、相互に連携して運営を行っている。

②スタートアップビザの運用開始・要件緩和

外国人のスタートアップを促進するために、「経営・管理」に関する在留資格の取得要件を満たす見込みのある外国人の創業活動を 6 か月間特例的に認める「スタートアップビザ」の運用を 2015 年 12 月から開始（2018 年 12 月から全国为国家戦略特区に展開）。

また、2020 年 3 月からは留学生が帰国せずに学生起業が可能となるなど、制度の要件緩和も進められ、これまで 89 件の申請を受け付けている。

③スタートアップ法人減税（国税）の創設

創業から 5 年未満の企業で、医療・農業等の分野で革新的な事業を行う法人であることなどの要件を満たすことで、法人税（国税）の軽減措置を 2016 年より実施。その後、2017 年 4 月に福岡市独自の取組として、最大 5 年間法人市民税を全額免除する制度を創設。これまで法人税（国税）で 2 社、法人市民税で 4 社が減税の認定を受けている。

新たな企業の開業が増加することは、地域の雇用の場としてだけでなく、地域の経済の成長と活性化のためにも重要である。また、スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵になると期待される。国家戦略特区制度を活用した好事例の全国展開を進めるなど、ビジネスの環境整備を行うことで、地方圏において開業数の増加とスタートアップの育成が進むことが期待される。

第2章 2021～2022年にかけての地域別にみた経済の動向

我が国の地域経済は、繰り返される感染拡大や縮小、断続的に発出された緊急事態宣言等により、特に小売業、飲食業及びサービス業を中心に大きな影響を受けるなど、力強さを欠いて推移してきた。しかし、全都道府県において緊急事態宣言が解除された後の2021年10月以降、2022年初のオミクロン株の感染拡大により同年3月まで一部の地域でまん延防止等重点措置がとられた以外は行動制限がかけられることがなく、ウィズコロナの考え方の下、経済社会活動の正常化が進められた。

また、2021年に入ってから、世界的な原材料価格の上昇や同年半ば以降の東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足が、製造業を中心に影響を与えることとなった。2022年に入ると、ロシアのウクライナへの侵略や中国におけるロックダウン、さらには円安といった為替の変動等により、原材料を含めた品不足や物価上昇などが継続し、各地域経済へ影響を与えた。

本章では、まず景気ウォッチャー調査を通じて2021年以降の景況感の推移を概観する。次に各地域の消費及び観光、生産、雇用の動向をみていくこととする。

(1) 景気ウォッチャー調査でみる景況感

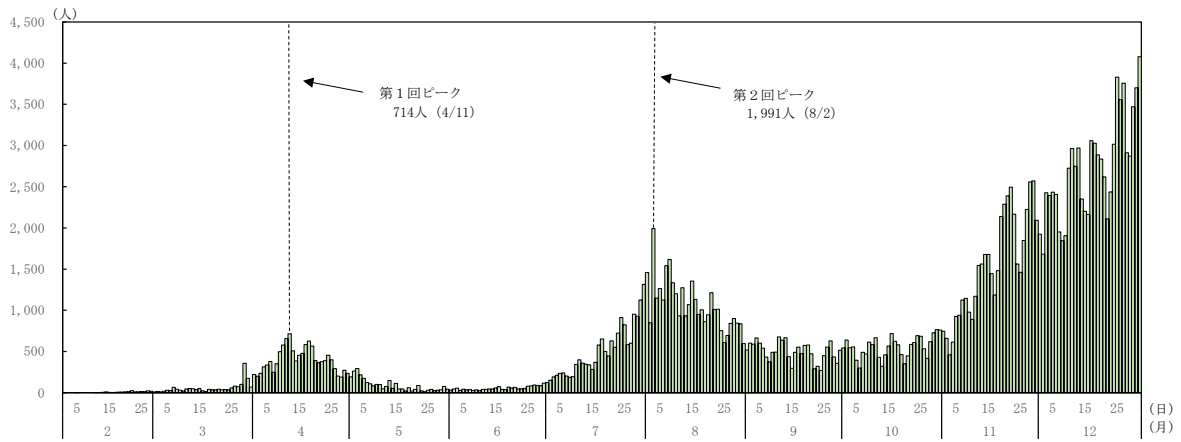
(現状判断DIは主に感染者数の推移に応じて振幅をもって推移)

景気ウォッチャー調査における現状判断DIの推移をみると、感染者数のピークに応じてDIが短期間で変動する姿となっている。2021年以降、これまで5回のピーク（第3回ピークから第7回ピーク）を迎えている（第2-1-1図）が、いずれのピーク時においても、当該月あるいはその前月にDIが底をつけている（第2-1-2図（1））。

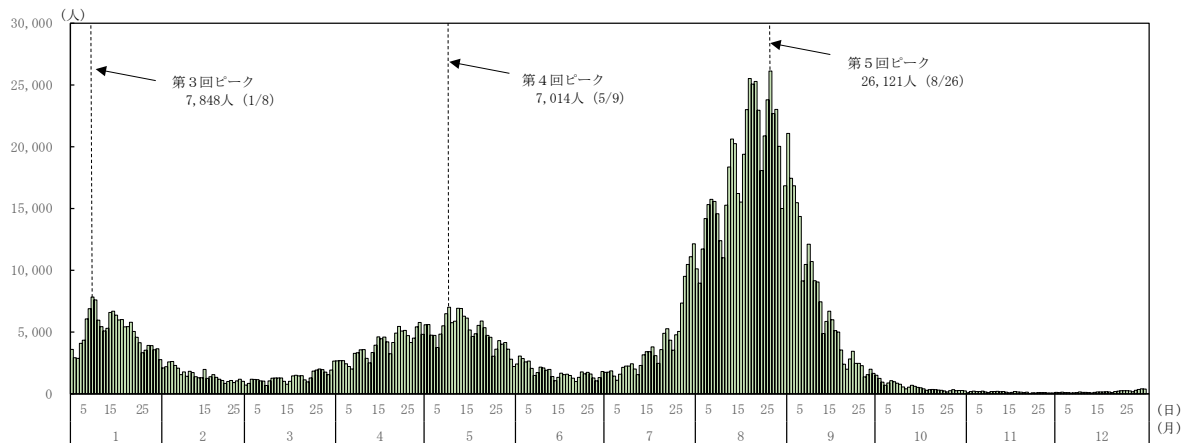
現状判断DIの推移を感染症前も含めて中長期的に確認すると、感染症後は、過去の景気循環局面と比較して月次の振れが大きくなっている（第2-1-2図（2））。実際、直近（2020年6月以降）におけるDIの実績値と趨勢（DIの5か月移動平均値）との乖離の絶対値平均は5.0となっており、2009年以降の景気循環期における、第15循環（2009年4月から2012年11月）の2.3、第16循環（2012年12月から2020年5月）の1.5より大きくなっている（第2-1-2図（3））。

第2-1-1図 新型コロナウイルス新規感染者数の推移（全国）

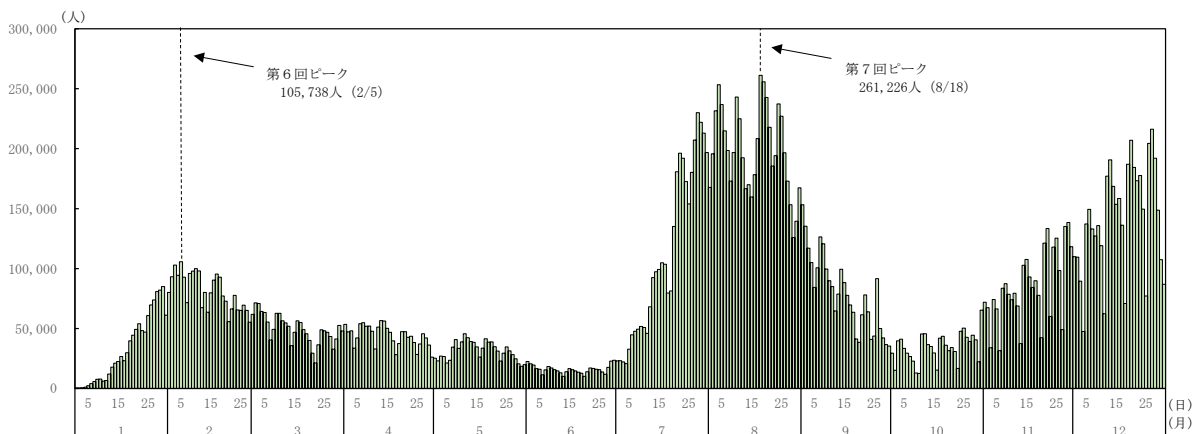
(1) 2020年



(2) 2021年



(3) 2022年

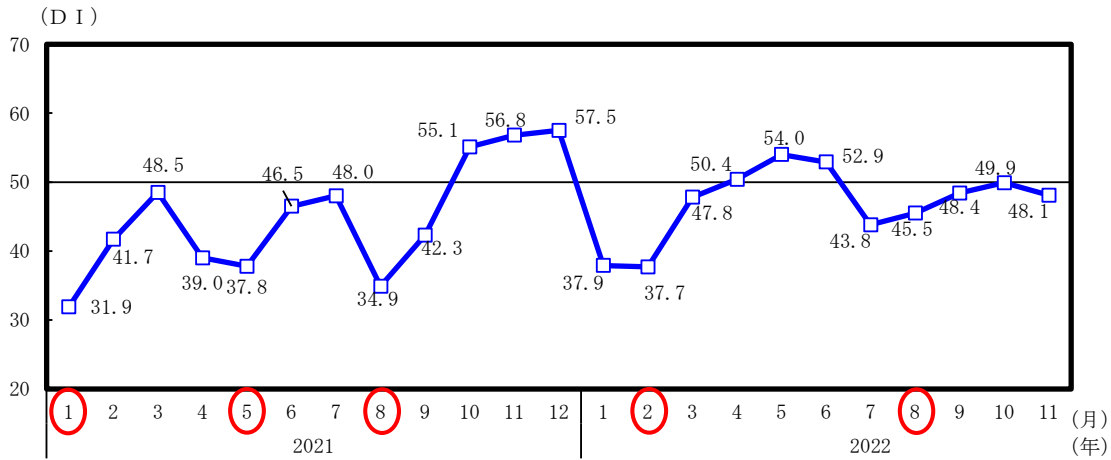


(備考) 1. 厚生労働省資料より作成。

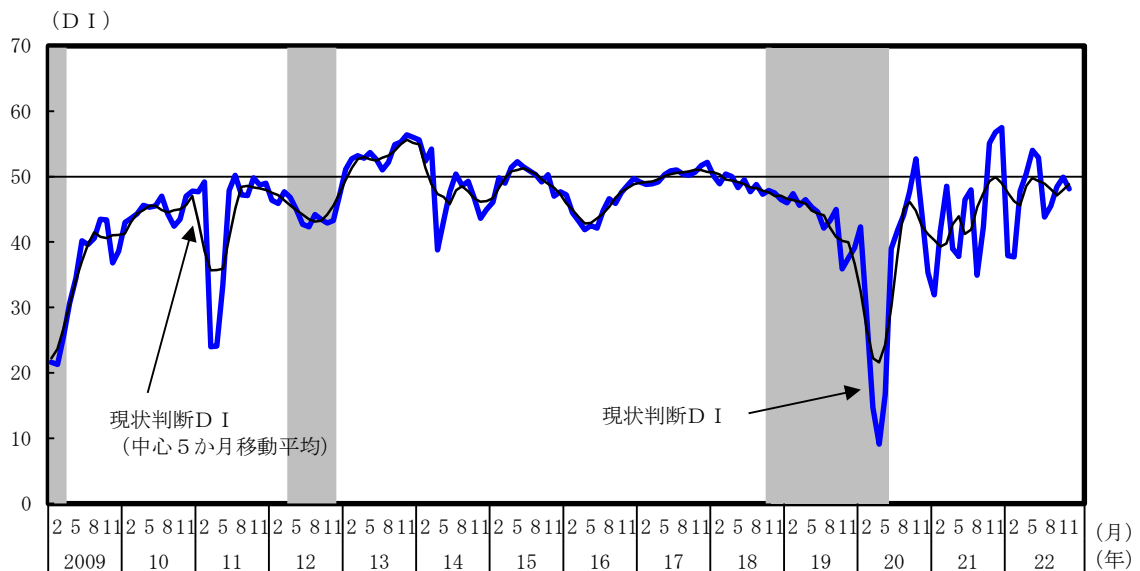
2. 表中の垂直線は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における、新規感染者数がピークとなった日を示す。

第2-1-2図 景気ウォッチャー調査現状判断DIの推移

(1) 2021年1月～2022年11月までの推移



(2) 2009年1月～2022年11月までの推移



(3) 各月の現状判断DIと現状判断DIの中心5か月移動平均との乖離幅

期間	期間の月数	各月の乖離幅の合計（絶対値）	期間中の乖離幅の平均
2009年4月～2012年11月（第15循環）	44	100.3	2.3
2012年12月～2020年5月（第16循環）	90	130.5	1.5
2020年6月～	30	150.2	5.0

- (備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」より作成。
 2. 現状判断DIは季節調整値。
 3. (1)の赤丸は、各感染拡大期において新型コロナウイルスの新規感染者数がピークになった月。
 4. (2)の現状判断DIの推移は、中心5か月移動平均。2022年10月は、4か月平均（7～10月）。11月は、3か月平均（9～11月）。

(ただし、最近では感染者数ピークでも現状判断D Iは大幅な低下となっていない)

前述のとおり、現状判断D Iは、感染者数が直近ピークとなった時期に低くなる傾向がみられたが、最近はこうした関係が薄らいでいる。2021年以降で直近の感染者数のピークを迎えている月の現状判断D Iをみると、2022年2月までにおいてはいずれも現状判断D Iは40を下回っているが、2022年8月の感染者数ピーク時には、現状判断D Iは45.5と40を下回らなかった(第2-1-2図(1)(再掲))。

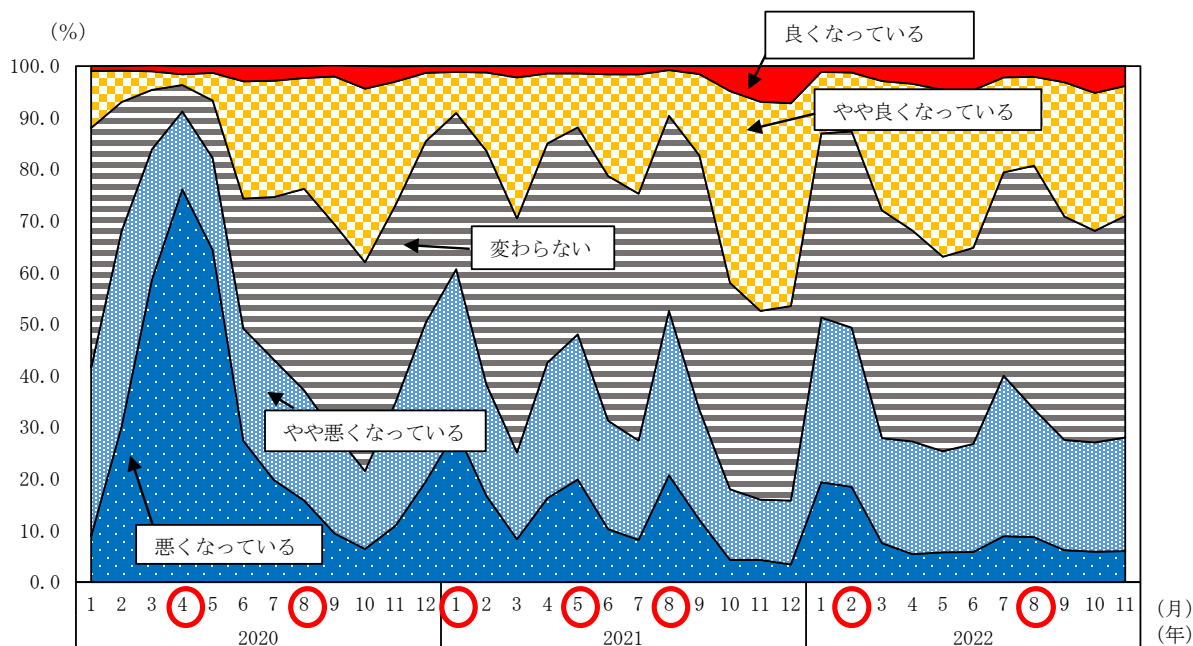
2022年2月までのピーク時には、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられていたのに対し、2022年8月のピーク時はこうした行動制限がとられなかったことが、感染者数が景況感へ与える影響を緩和した可能性がある(第2-1-3表)。現状判断D Iの回答者比率をみても、2021年以降、2022年8月より前の感染者数ピーク時は、「やや悪くなっている」あるいは「悪くなっている」と回答した者の比率の合計が45~60%程度であったのに対し、2022年8月は33.5%にとどまっている(第2-1-4図)。

第2-1-3表 景気ウォッチャー調査(2022年8月)コメント抜粋(行動制限関係)

	コメント
現 状	・3年ぶりに行動制限のない夏季繁忙期を迎えたことから、7月の航空需要は新型コロナウイルス感染症発生前の81%まで回復した。8月のお盆期間は帰省などの生活需要が活発であり、空港では久しぶりに家族を出迎える光景が多くみられた。空港の国内商業施設にもにぎわいが戻っている。(北海道=旅行代理店)
	・3か月前と比べ、新型コロナウイルスの新規感染者数が爆発的に増加しているが、ウィズコロナが進んでいるため、人々の行動は思ったほど抑制されていない。一時的に来客数が減少したが、すぐに戻ってきている。(中国=その他小売[ショッピングセンター])
	・行動制限も無く、お盆期間中はかなり人が動いたと思う。コロナ禍で帰省がかなわなかった人も今年は帰ることができ、当店も来客数が多く多忙であった。(四国=美容室)

(備考) 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。

第2-1-4図 景気ウォッチャー調査 回答者比率（現状判断D I）



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 赤丸は、各感染拡大期において新型コロナウイルスの新規感染者数がピークになった月。

（最近では物価上昇が現状判断D Iの推移に与える度合いが高まっている）

このように、現状判断D Iは、感染者数の増減やその他の動向を反映した数字となっているが、景気ウォッチャーから寄せられた判断理由（コメント）を分析することで、D I変化の背景にある具体的な事象を探ることができる。

まず、感染症関連として「新型コロナウイルス」と記載のあった現状判断に関するウォッチャーからのコメント数の推移をみると、感染症後⁶²は毎月100件から多い月では1000件近いが、感染者数がピークとなる月あるいはその前月にコメント数もピークをつけていることがわかる（第2-1-5図（1）①）。

次に、原材料価格や物価上昇関連として「価」または「値上」と記載のあったコメント数の推移をみると、2021年前半までは毎月100件前後までで推移してきたが、2021年9月に100件を超えた後は増加傾向で推移している（第2-1-5図（1）②）。また、原材料不足などの供給制約関連として「不足」と記載のあったコメント数は、2021年4月以降に増加し、2021年9月以降は、振れを伴いながら50件前後で推移している（第2-1-5（1）③）。

コメントとD Iの関係についてみていこう。「新型コロナウイルス感染症」とコメントしたウォッチャーの回答で作成した現状判断D I（以下、「新型コロナウイルス」コメ

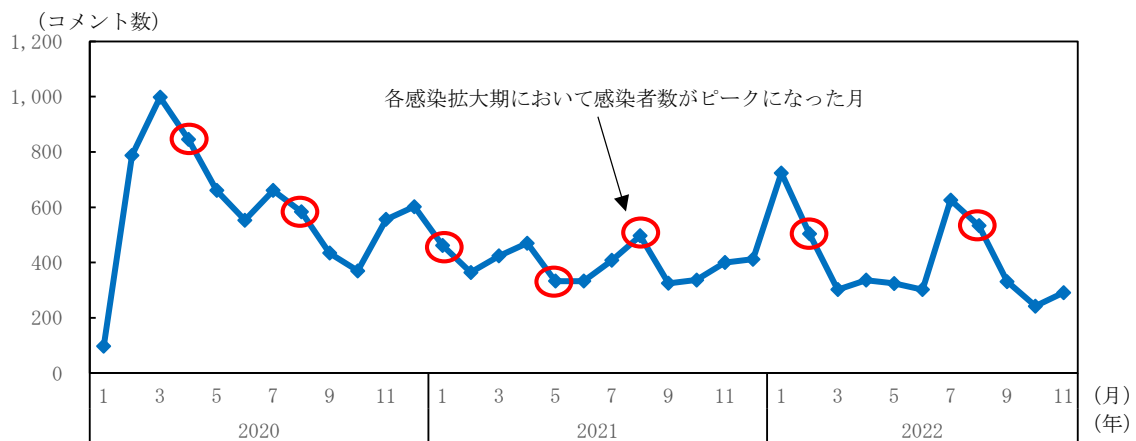
⁶² 「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置（2020年1月30日）された後の2020年2月以降。

ントD I」という。)と「価」または「値上」とコメントしたウォッチャーの回答で作成した現状判断D I (以下、「価」または「値上」コメントD I」という。)の推移をみると、2021年7月までは全体の現状判断D Iが「新型コロナウイルス」コメントD Iよりも上回りながらも近接して推移していたが、その後は全体の現状判断D Iと「新型コロナウイルス」コメントD Iがそれまでよりも乖離して推移するとともに、現状判断D Iが「価」または「値上」コメントD Iに近づいて推移する傾向がみられる(第2-1-5(2))。このことは、物価上昇が現状判断D Iの推移に影響を与える度合いが高まっていることを示唆している。

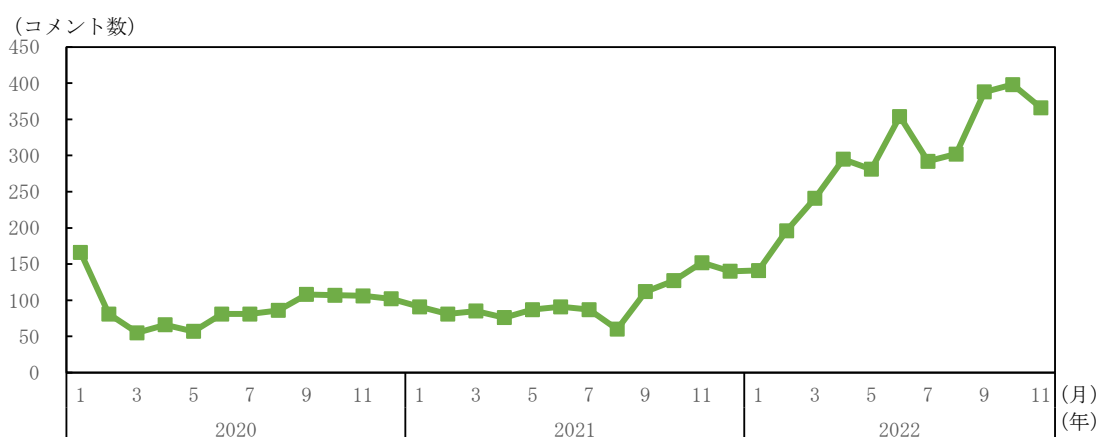
第2-1-5図 現状判断D Iと主要コメントとの関係

(1) コメント数の推移

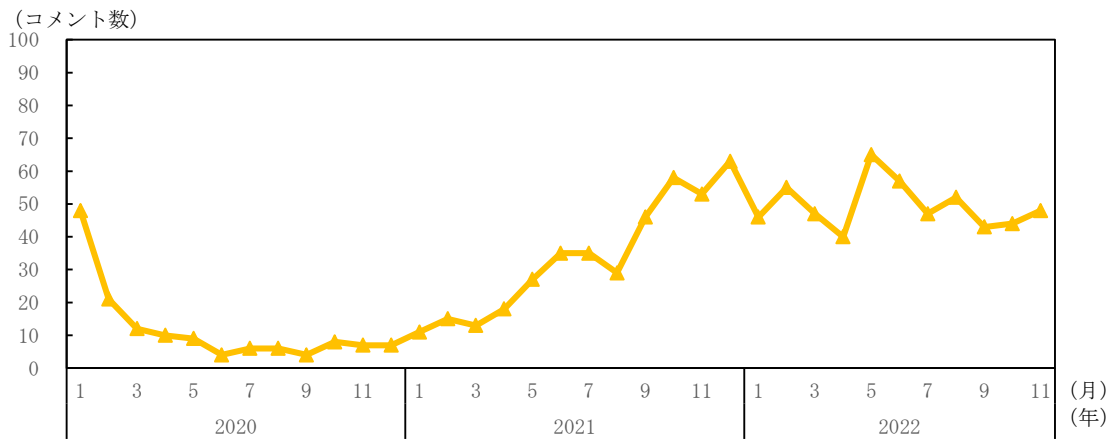
①「新型コロナウイルス」



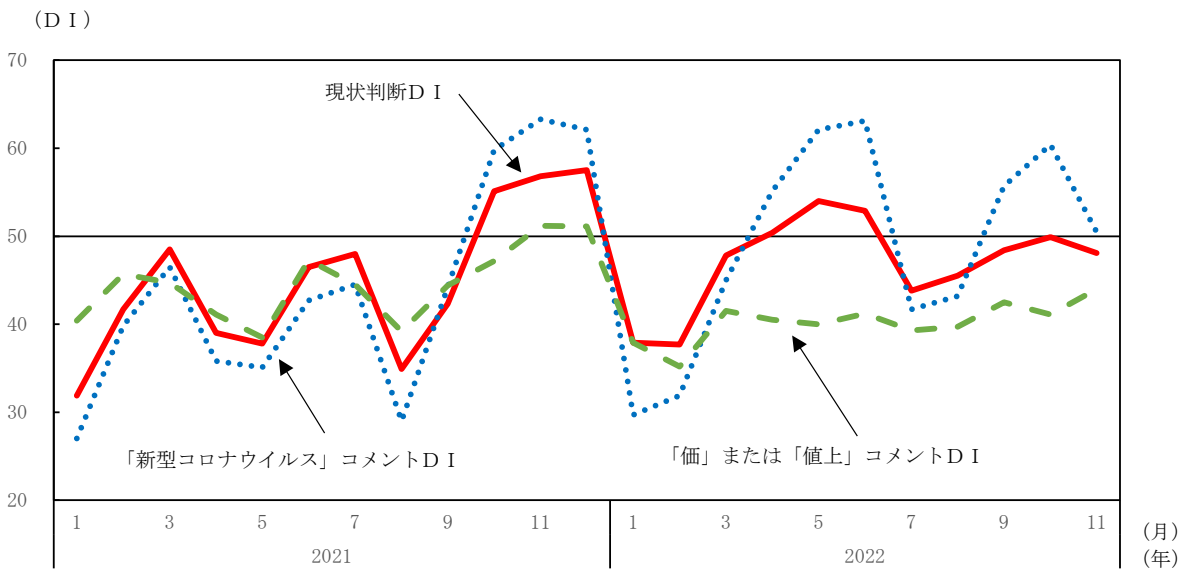
②「価」または「値上」



③ 「不足」



(2) 現状判断D Iと「新型コロナウイルス」、「価」または「値上」のコメントD I 推移



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」より作成。
 2. 全国の現状判断D Iは季節調整値。それ以外は原数値。

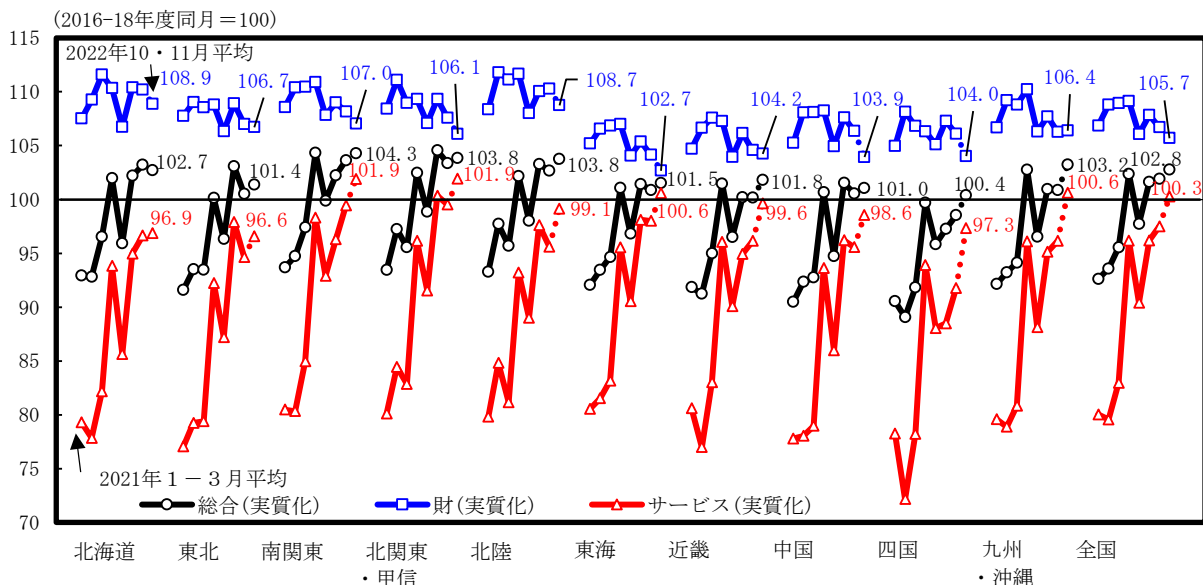
(2) 消費及び観光の動向

本節では、地域別の消費を消費者側からとらえたカード支出に基づいて財、サービス別も含めてみるとともに、販売者側からとらえた消費動向として、財は百貨店・スーパー及びコンビニエンスストアの売上高、サービスについては旅行・観光の動向を示す宿泊施設稼働率をみていく。

(カード支出に基づく財・サービス別の消費額は全国的に緩やかに持ち直し)

2022年夏以降、地域別の消費支出は緩やかに持ち直している。カード支出に基づく地域別の財・サービス別の消費支出額（実質⁶³）をみると（第2-2-1図）、財への消費支出は、2021年以降の各期においていずれの地域も一貫して感染症前（2016-2018年度の同期平均）を上回っており、底堅く推移している。一方、サービスへの消費支出は、2022年1-3月期までは感染症の影響もありいずれの地域でも弱い動きとなっていたが、2022年3月に全国的にまん延防止等重点措置が解除されて以降は持ち直しの動きとなり、2022年10・11月にはいずれの地域においても感染症前の水準におおむね戻ってくるなど回復傾向にある。こうした動きにより、財とサービスをあわせた消費支出は、いずれの地域においても10・11月は感染症前の水準を超えている。

第2-2-1図 カード支出に基づく消費動向



(備考) 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」をもとに、総務省「消費者物価指数」を用いて内閣府にて実質化した試算値。各系列の実質化にあたって使用した消費者物価指数の品目は、総合は「持家の帰属家賃を除く総合」、財は「財総合」から「光熱・水道」を除いたもの、サービスは「持家の帰属家賃を除くサービス」に「光熱・水道」を加えたもの。

⁶³ 実質値は、総務省「消費者物価指数」の全国を用いて実質化した試算値。なお、各系列の実質化にあたって使用した消費者物価指数の品目については、第2-2-1図の(備考)を参照。

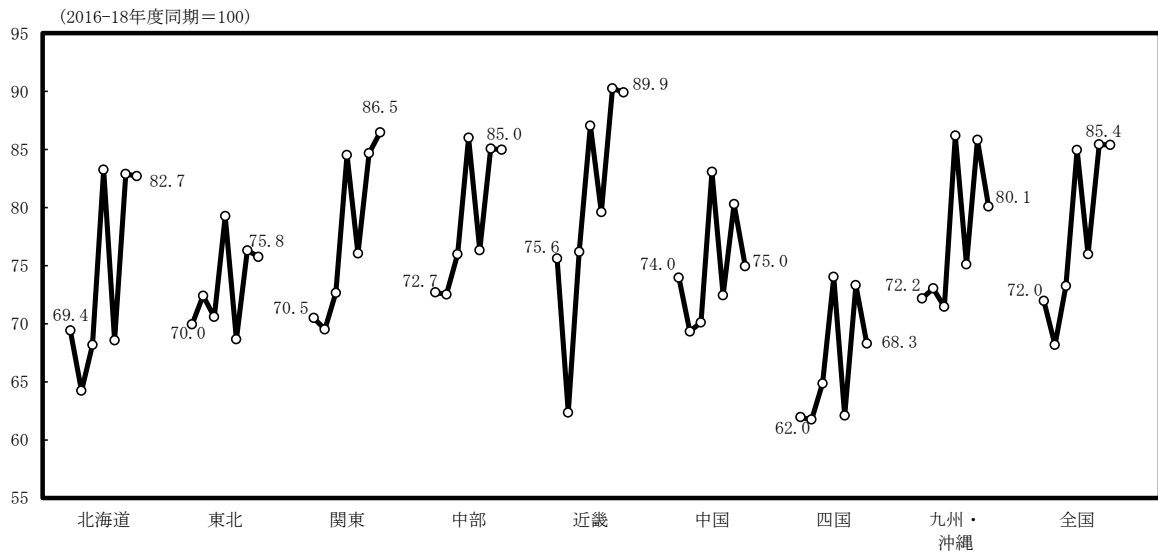
(百貨店販売は感染症の影響で振れを伴って推移する一方、スーパー販売は堅調に推移)

次に、販売側からみた財消費を示す百貨店とスーパーの販売額の地域別推移をみよう。地域別の百貨店販売額（全店ベース）の推移をみると、各地域同様に感染が拡大している時には落ち込み、感染が落ち着いている時には持ち直す動きがみられる（第2-2-2図（1））。2021年1-3月期から7-9月期については行動制限措置が講じられた時期があったため、各地域とも販売額が感染症前（2016-2018年度の同期）を100とした場合60~70台となっていたが、10-12月期は感染者数の落ち着きや行動制限の緩和から、いずれの地域も7-9月期と比較して10ポイント前後の上昇がみられた。2022年の1-3月期は変異株による感染拡大やそれに伴う行動制限措置の影響で再び落ち込んだ。3月にまん延防止等重点措置が解除されたことから4-6月期は全国的に持ち直したが、7-9月期は感染症の影響によって販売額に地域差が生じている。近畿より東の地域では4-6月期と同程度となっているが、感染者数をみるとピーク時でも10万人当たり200人程度までにとどまっていた。一方、中国、四国、九州・沖縄においては、4-6月期より販売額が減少した。これらの地域における同期の感染者数をみると、まず四国および九州・沖縄においては、ピーク時に10万人当たり250人ないしそれ以上と他の地域より高かった。また中国においては、これまでの感染拡大の程度が10万人当たり50人未満と限定的であったのに対し、2022年夏のピーク時は10万人当たり200人と他地域と同等ないしそれ以上となっていた（付図2-2）。こうした感染者数の動向が、地域における百貨店販売額に影響したものとみられる。

地域別のスーパー販売額（全店ベース）は2021年以降、おおむねいずれの地域においても感染症前を上回る水準が続いている（第2-2-2図（2））。行動制限が緩和された2021年10-12月期に多くの地域で感染症前と比べた増加に一服感がみられる以外は堅調な推移となっている。

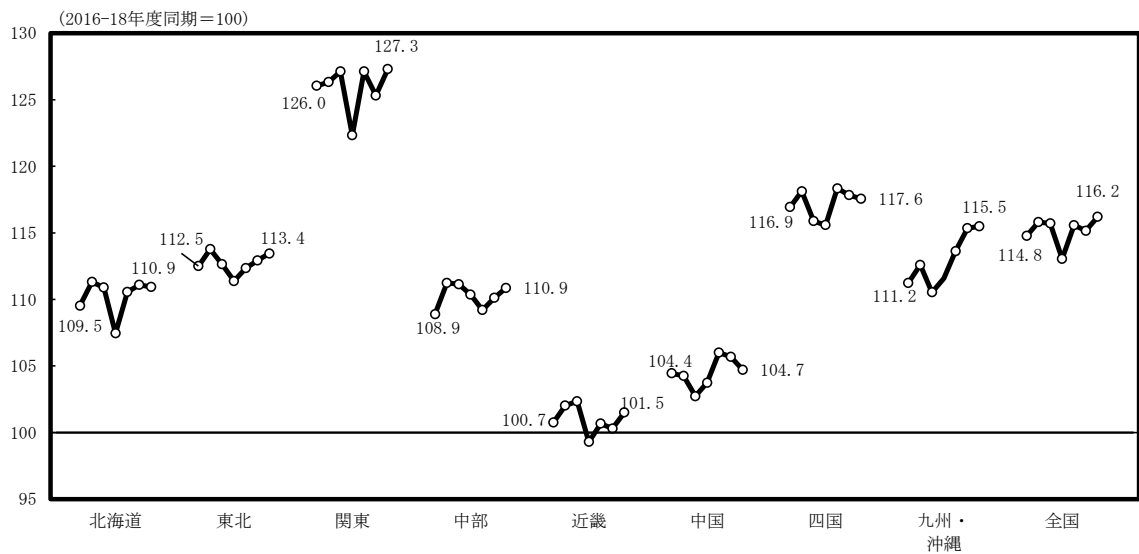
第2-2-2図 販売側からみた地域別の財の消費支出の動向

(1) 百貨店経済産業局別販売額（全店ベース・四半期）（2021年1-3月期～2022年7-9月期）



- (備考) 1. 経済産業省「商業動態統計」より作成。
 2. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。
 3. 中部は、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県。
 4. 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

(2) スーパー経済産業局別販売額

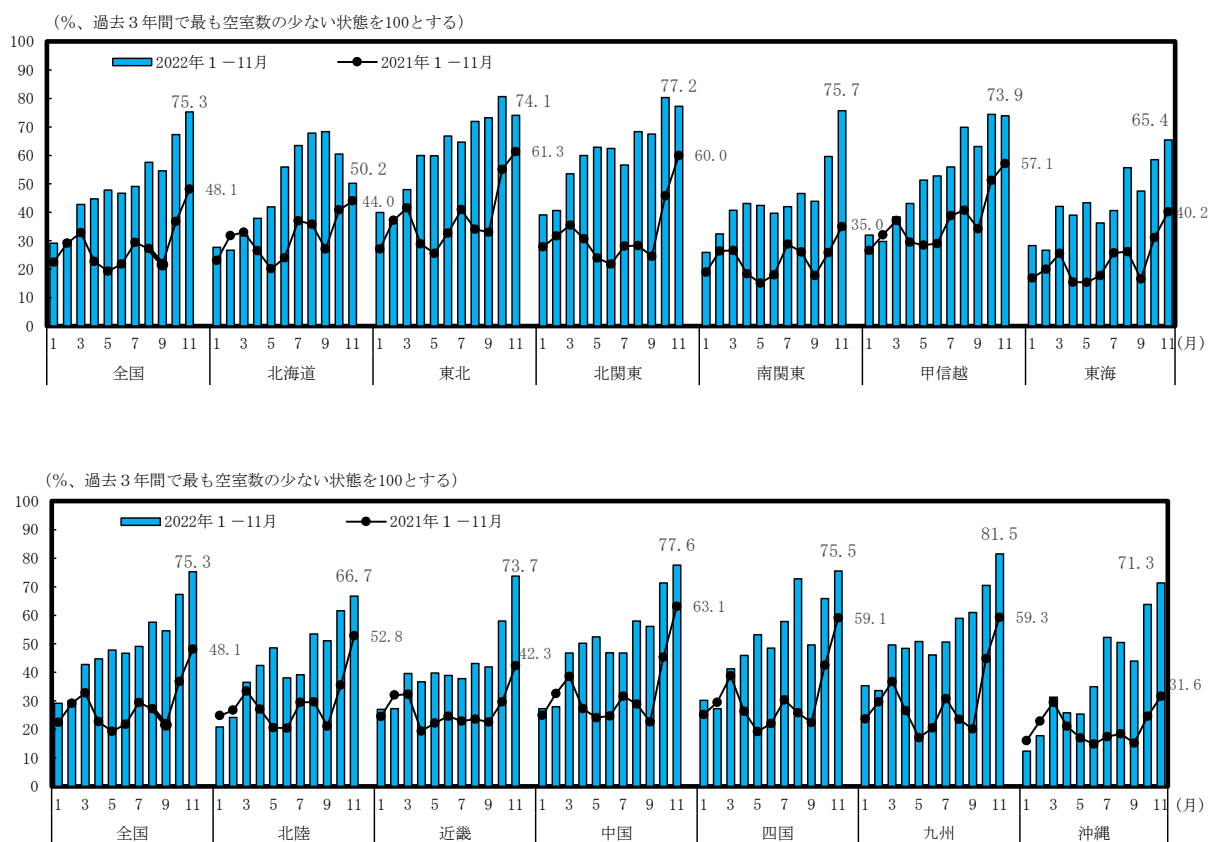


- (備考) 1. 経済産業省「商業動態統計」より作成。
 2. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。
 3. 中部は、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県。
 4. 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

(宿泊施設稼働率はいずれの地域においても概ね上昇傾向で推移)

全国の宿泊施設稼働率は、まん延防止等重点措置が解除された2022年3月以降、上昇傾向にある(第2-2-3図)。地域別にみても、2022年の各月は、いずれの地域の稼働率も前年同月を上回って推移するとともに、夏季休暇時期の8月に高まったほか、月を経ることに上昇するという傾向で推移した。特に、2022年10月以降については、全国旅行支援が実施されたことにより、感染者数が過去最多となった北海道以外の地域においては、稼働率が上昇するとともに、遠方への旅行が増加するという動きもみられた⁶⁴。

第2-2-3図 地域別宿泊施設稼働率



⁶⁴ 宇佐美(2022)では、「JCB消費NOW」のデータを用いて感染症後における国内旅行消費に対する需要喚起策の効果を比較している。それによると、第1回目のGoToトラベル事業(2020年7月から同年12月末)では同一県または近隣県への旅行が活発になり、第2回目の県民割支援(2021年4月から2022年10月10日)では、近隣ブロックへの旅行まで効果が波及したが、第3回目の全国旅行支援(2022年10月11日から)では、支援に際して旅行先の制限がないことから、近隣ブロックのみならず遠方への旅行が増えていたことが分かるとの結果を示している。

(3) 生産の動向

本章冒頭で述べた通り、2021年以降においては、原材料価格の上昇や部品供給不足が、製造業を中心に影響を与えたが、ここでは地域別の生産への影響を整理するとともに、原材料から製品への価格転嫁の状況についても確認する。

(生産は2021年後半以降の地域毎の持ち直しの状況にばらつきがみられる)

まず全国の鉱工業生産の推移をみると(第2-3-1図)、2021年前半は持ち直していたが、後半に入ると、半導体などの部品供給不足の影響による自動車や家電などの電気・情報通信機械の生産減少等により、持ち直しに足踏みがみられた。その後は、2022年4月末からの中国の都市封鎖による経済活動の抑制などによる影響もあったが、2022年7-9月期の生産は前期比増加と持ち直しの動きとなっている。

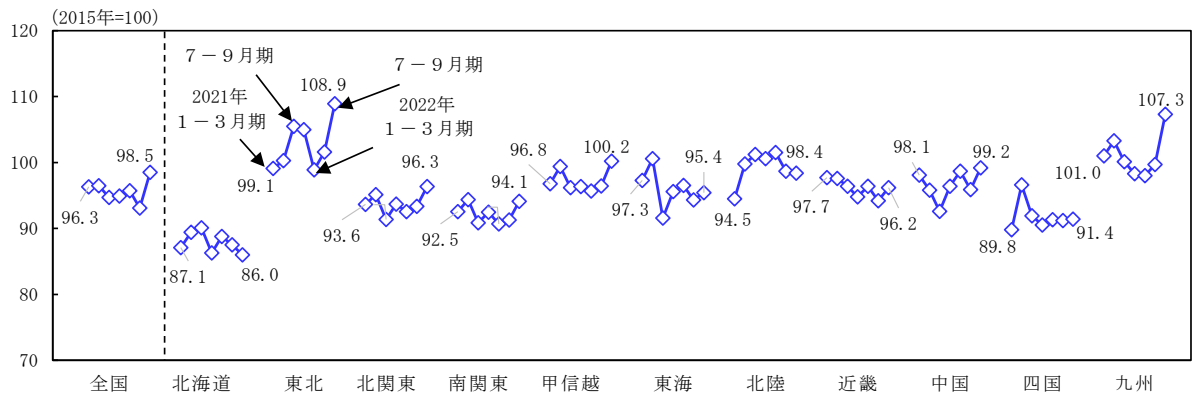
地域別の推移をみると、2021年前半についてはおおむね全地域において四半期でみた前期比が増加となるなど持ち直していたが、2021年後半以降は、各地域における製造業の産業構成、特に輸送機械の生産比率の違いによって持ち直しの状況に差がみられる(第2-3-1図、第2-3-2図)。

具体的に前期比の動きをみていくと、2021年7-9月期は、北海道や電子部品・デバイスが好調であった東北を除いた地域において、輸送機械の生産比率の高い東海や中国をはじめとして減少となった。10-12月期は、輸送機械の影響が大きい東海、中国、北関東、南関東、及び甲信越の5地域で増加に転じたが、それ以外の地域では減少となった。

2022年1-3月期は、多くの地域で増加となった一方、北関東、南関東では輸送機械、甲信越では電気・情報通信機械の減少により、また東北では3月16日の福島県沖地震の影響もあり、この4地域は減少となった。4-6月期は、東北が地震の影響による1-3月期の減少から増加と持ち直しの動きとなるなど、7地域で増加となった一方、輸送機械の影響の大きい東海、中国をはじめ、北海道、北陸、近畿の5地域で減少となった。7-9月期は生産用機械や輸送機械の増加により多くの地域で増加となったが、北陸や四国では電子部品・デバイス、北海道では食料品の減少により減少となった。

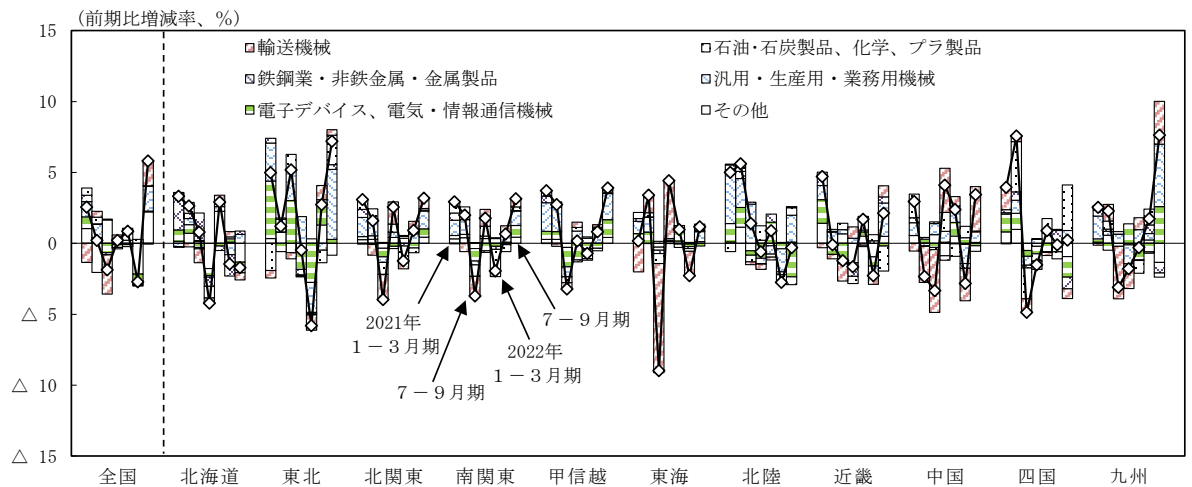
第2-3-1図 各地域の鉱工業生産指数（2021年1-3月期～22年7-9月期）

(1) 指数推移



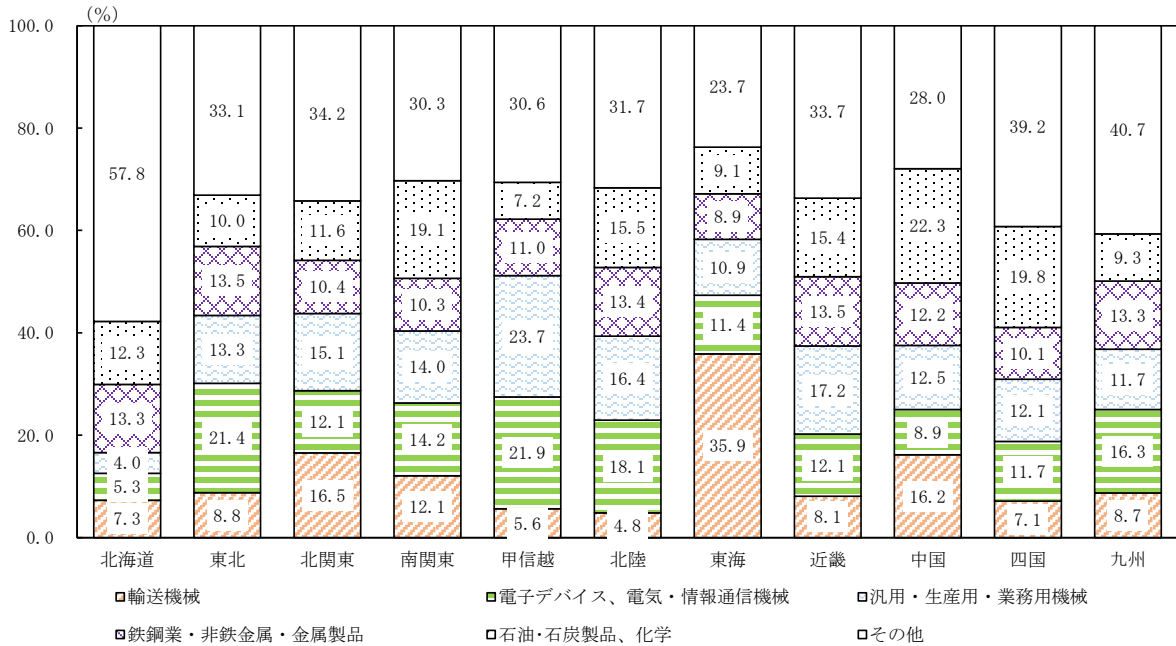
- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 指数は2015年を基準年(100)としている。
 3. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」により内閣府にて算出。

(2) 前期比増減率寄与度



- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」により内閣府にて算出。
 3. 図中の産業項目ごとの公表がない地域は次のように集計。「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は、「金属製品」と「鉄鋼・非鉄金属(又は「鉄鋼」と「非鉄金属」との小計)」との合計。「電子デバイス、電気・情報通信機械」は、「電子部品・デバイス」と「電気・情報通信機械(若しくは「電気機械」と「情報通信機械」との小計)」との合計、又は「電気機械」、若しくは「電子デバ、電気・情報通信機械」。「汎用・生産用・業務用機械」は「生産用機械」と「汎用・業務用機械」の合計、又は「一般機械」、若しくは「汎用・生産用機械」。「石油・石炭製品、化学、プラ製品」は、「プラスチック製品」と「化学・石油石炭製品(又は「化学」と「石油・石炭製品」との小計)」、若しくは「化学」との合計。

第2-3-2図 各地域の製造業の構成比



(備考) 1. 内閣府「県民経済計算(2019年度(令和元年度))」により作成(構成比は2019年度の名目値により算出)。
 2. 「輸送機械」は「輸送用機械」、「電子デバイス・電気・情報通信機械」は「電子部品・デバイス」、「電気機械」及び「情報・通信機器」との合計、「汎用・生産用・業務用機械」は「はん用・生産用・業務用機械」、「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は「一次金属」と「金属製品」との合計、「石油・石炭製品・化学」は、「化学」「石油・石炭製品」との合計、「その他」は製造業合計と以上の各業種合計との差(第2-3-1図の分類と異なり「プラスチック製造業」は「その他の製造業」に含まれる点に留意)。

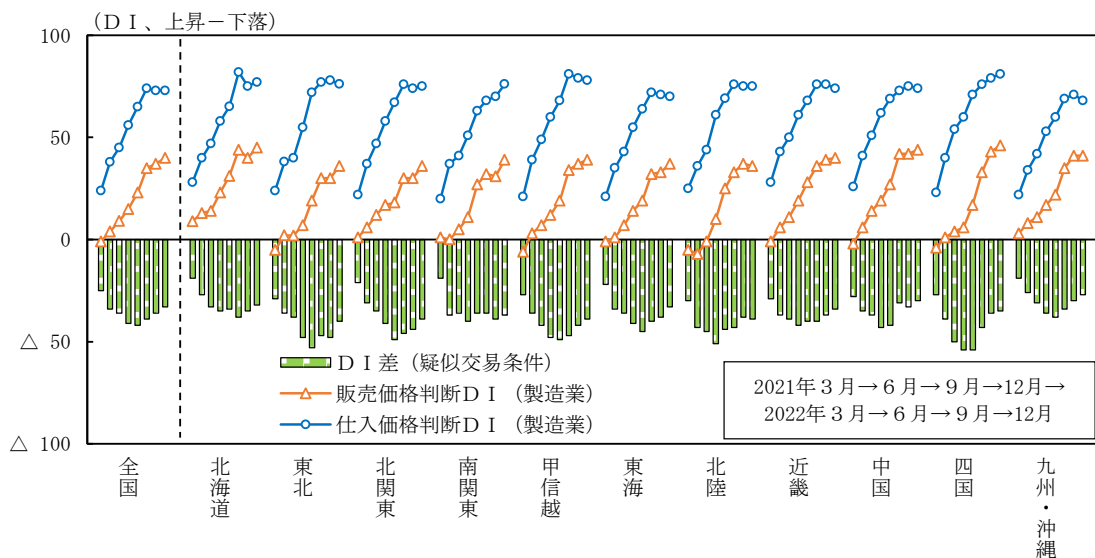
(原材料価格等の産出価格への転嫁の動きには地域差があり引き続き注視が必要)

原材料価格等の産出価格への転嫁の状況をみると、全体としては若干の進展がみられるものの、産業立地等の影響から地域間でのばらつきがみられる。日銀短観の販売価格判断D I (販売価格が3か月前と比べて上昇したと答えた企業の割合と下落したと答えた企業の割合の差) から仕入価格判断D I (仕入価格が3か月前と比べて上昇したと答えた企業の割合と下落したと答えた企業の割合の差) を差し引いた値(以下「疑似交易条件」という。)の推移をみていこう。これが疑似交易条件と呼ばれるのは、企業部門の利幅変化の方向を示しているからである。数量が一定の場合、販売価格D I - 仕入価格D I が上昇すれば、例えば販売価格の上昇が仕入価格の上昇を上回っていることになり、いわゆる利幅が拡大していることを意味する。マイナスの場合は逆となる。2022年の輸入物価上昇下においては、仕入価格の上昇が先に生じており、販売価格の上昇が遅れていたが、両者の差が縮まれば、転嫁が進んで利幅が回復しているということになる。

地域別に確認すると(第2-3-3図)、2021年12月あるいは2022年3月以降、多くの地域においてはマイナス幅が縮小する動きとなっているが、その程度には地域差がある。中国や四国の転嫁は進んでいるようにみられるが、第三次産業比率の高い北海道や

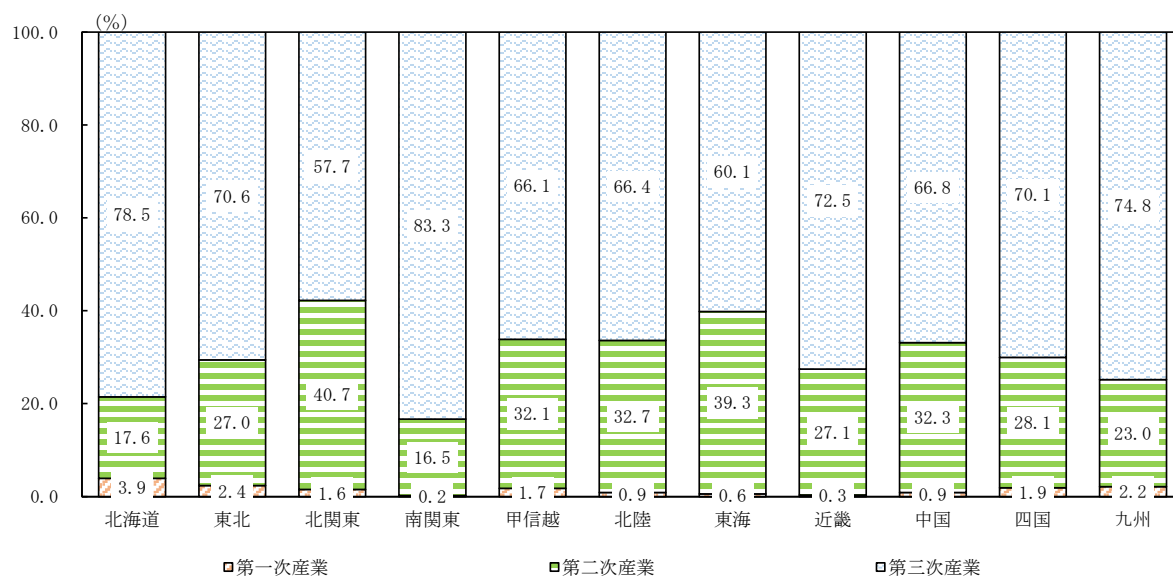
南関東（第2-3-4図）においては転嫁が進んでおらず、利益や賃金への影響も懸念されることから、引き続き状況を注視する必要がある。

第2-3-3図 地域別の疑似交易条件



- (備考) 1. 近畿は大企業D Iと中小企業D Iを各調査対象企業数にて加重平均した値。北関東は群馬と茨城、甲信越は新潟、山梨、長野、東海は愛知、岐阜、三重、静岡を各地域D Iと各調査対象企業数にて加重平均した値。
2. 販売価格判断は、回答企業の主要製商品の販売価格、または主要サービスの提供価格について3か月前と比べた最近の変化を判断。仕入価格判断は、回答企業の主要原材料購入価格、または主要商品の仕入価格について3か月前と比べた最近の変化を判断。共に選択肢「1. 上昇」、「2. もちあい」、「3. 下落」から判断。
3. D I (%ポイント) = 第1選択肢の回答社数構成比 (%) - 第3選択肢の回答社数構成比 (%)。

第2-3-4図 地域別の第一次、第二次、第三次産業比率



(備考) 内閣府「県民経済計算 (2019年度 (令和元年度))」により作成 (構成比は2019年度の名目値により算出)。

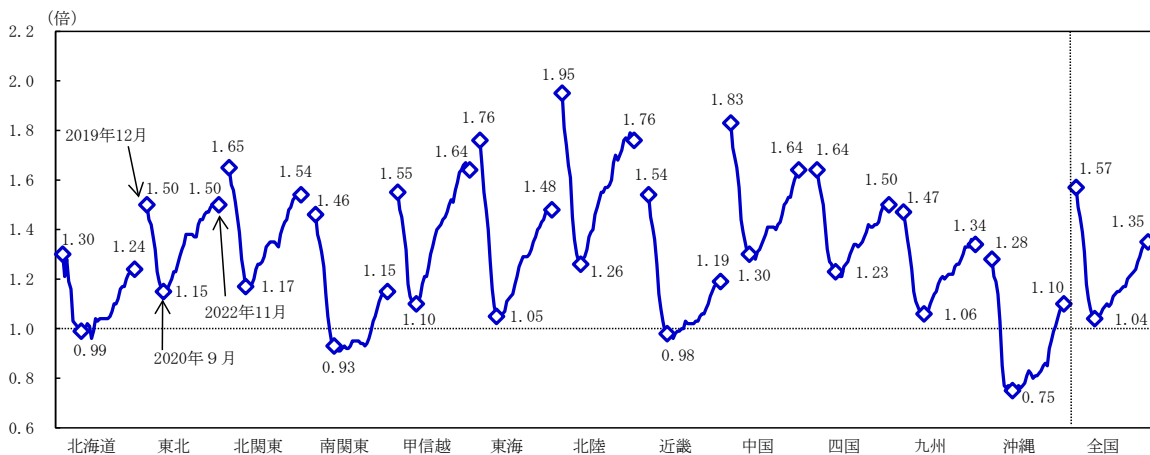
(4) 雇用の動向

本節では、2021年以降の地域別の雇用の動向として、地域別の有効求人倍率及び業種別の新規求人数の動きをみる。

(有効求人倍率はこのところいずれの地域においても持ち直し)

有効求人倍率は、感染症の感染拡大の影響を受けた2020年を底として、いずれの地域も持ち直している(第2-4-1図)。2020年9月から2021年12月までの各地域の有効求人倍率をみると、北海道、南関東、近畿及び沖縄といった、大都市部や観光・宿泊業が基幹産業である地域では、上昇幅が0.1ポイント以下にとどまるなど、他地域と比べて戻りが弱い傾向がみられた。しかし、2022年以降は、いずれの地域も2022年11月まではおおむね0.2ポイント前後の上昇となっているほか、上昇幅が低い東北や四国、九州についても有効求人倍率の水準は高く(2022年11月で東北1.50、四国1.50、九州1.34)なっている。2022年7月には2020年4月以来27か月ぶりに全都道府県で1.0倍を上回ったが、足元(2022年11月)においても継続している。

第2-4-1図 有効求人倍率(就業地別)(月次2019年12月~2022年11月)



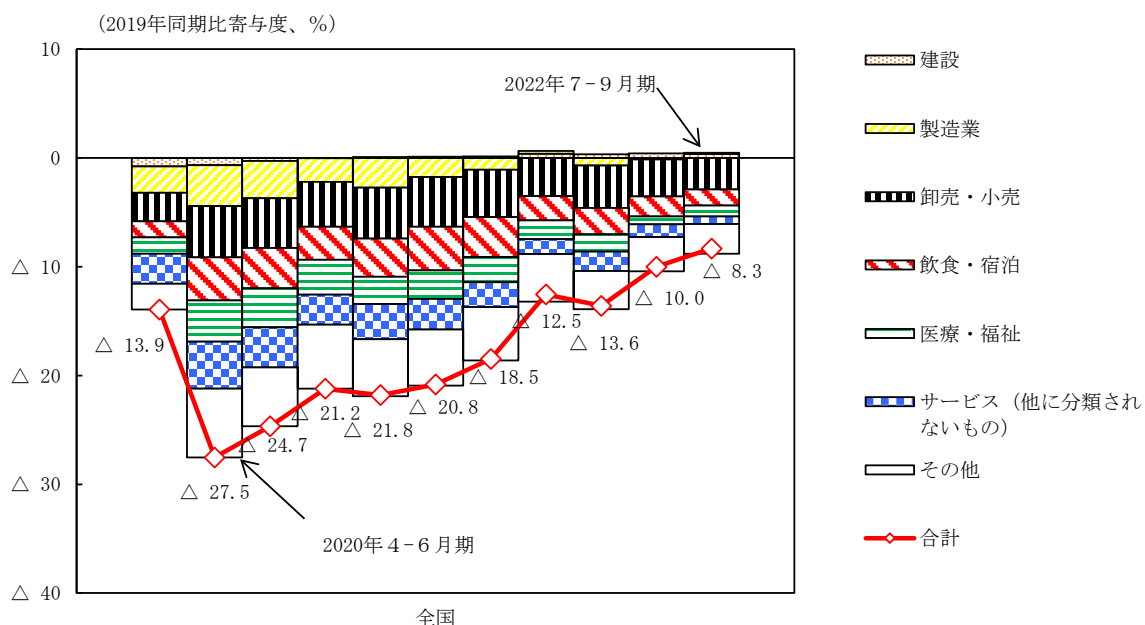
	北海道	東北	北関東	南関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
2020年9月 →2021年12月	0.08	0.22	0.16	0.00	0.37	0.25	0.34	0.05	0.13	0.16	0.16	0.08	0.13
2021年12月 →2022年11月	0.17	0.13	0.21	0.22	0.17	0.18	0.16	0.16	0.21	0.11	0.12	0.27	0.18

(備考) 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。就業地別。季節調整値。

(各地域における新規求人数は増加しているものの、感染症前を下回る状況)

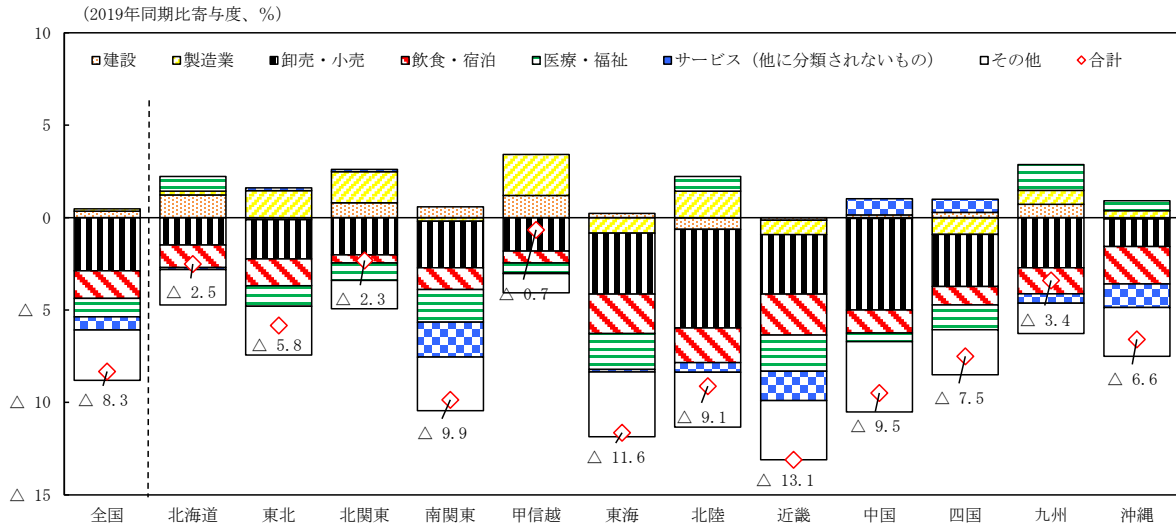
全国の新規求人数の増減率（2019年同期比）の推移をみると、感染症当初の2020年4-6月期に▲27.5%となって以降、減少が続いているものの減少幅は縮小傾向で推移し、2022年7-9月期は▲8.3%となっている（第2-4-2図（1））。産業別にみると、製造業のほか、対事業所サービスなど他に分類されないサービス業、医療・福祉、飲食・宿泊が減少幅の縮小に寄与している。地域別でみると、いずれの地域においても、減少幅は縮小しているものの、2022年7-9月期においては依然2019年同期比でみて減少となっている（第2-4-2図（2））。特に三大都市圏を含む、南関東、東海、近畿の減少率が大きい。一方で、北海道は建設業、医療・福祉、東北、北関東、甲信越は製造業や建設業、九州は医療・福祉、製造業、建設業が増加に寄与していることから、2019年同期比でみた減少幅が全国よりも小さい。

第2-4-2図 新規求人数の産業別増減率寄与度
（1）全国、2020年1-3月期～2022年7-9月期



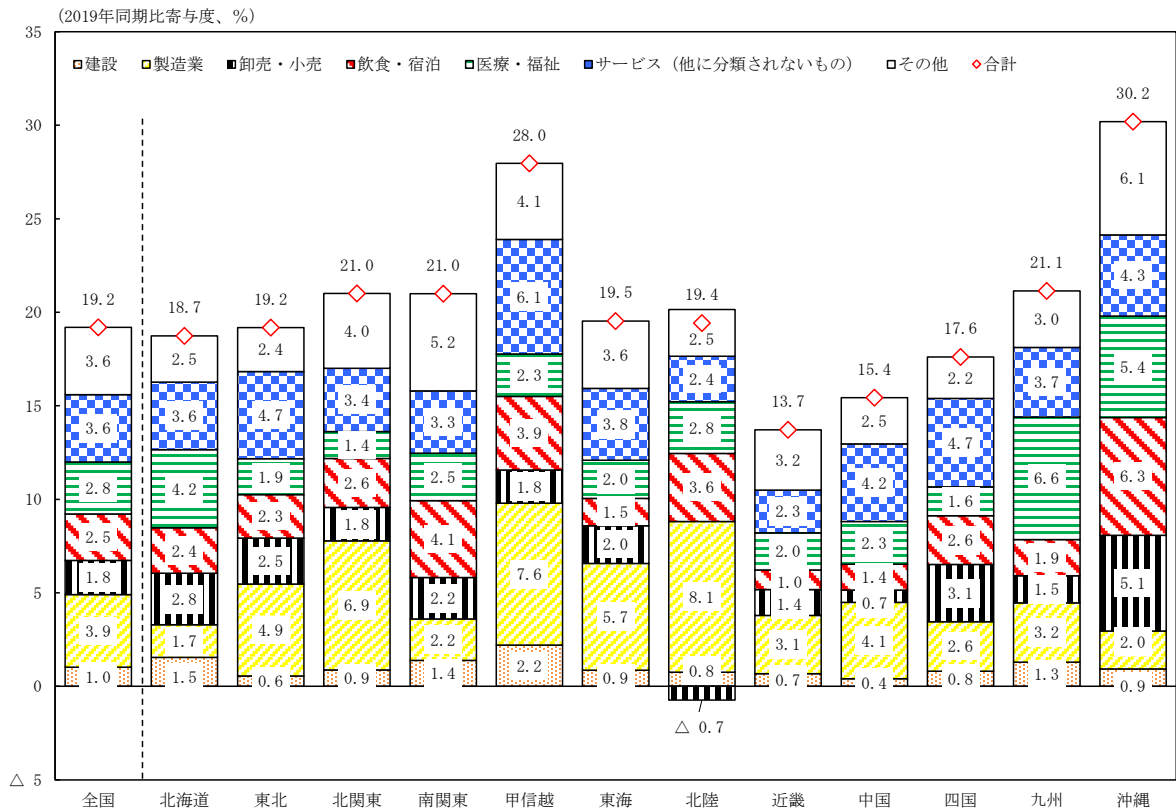
(備考) 厚生労働省提供データにより作成 (受理地別)。

(2) ①全国及び地域別、2022年7-9月期



(備考) 厚生労働省提供データにより作成 (受理地別)。

(2) ②全国及び地域別 (2022年7-9月期と2020年4-6月期の差)

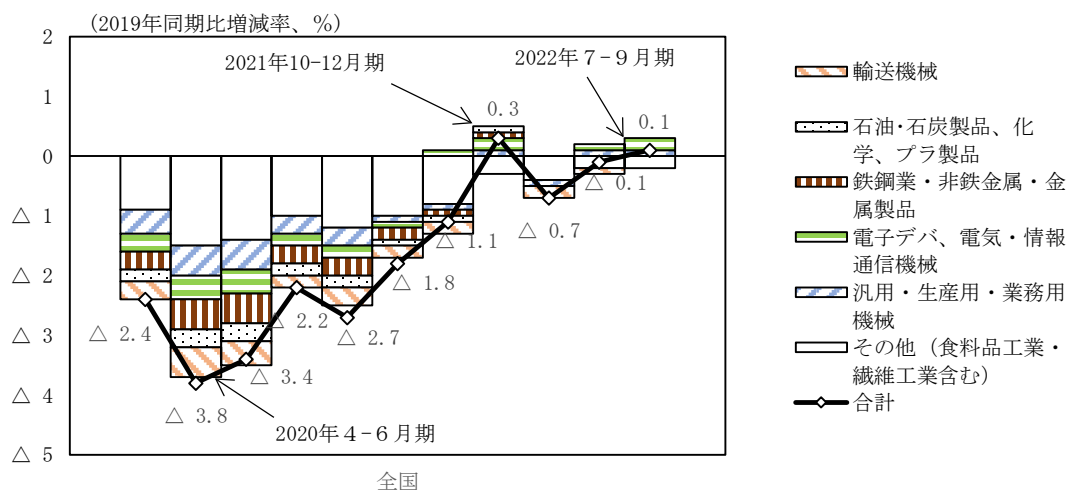


(備考) 厚生労働省提供データにより作成 (受理地別)。

製造業について業種別の新規求人数の増減率（2019年同期比）の推移をみると、全国では、感染症当初の2020年4－6月期に▲3.8%となった以降は、減少幅が縮小するなどし、直近の2022年7－9月期には0.1%の増加となった（第2－4－3図（1））。産業別に2020年4－6月期からの変化寄与度をみると（第2－4－3図（2）①）、電子部品・デバイス、電気・情報通信機械、汎用・生産用・業務用機械、鉄鋼・非鉄金属・金属製品といった産業が押し上げに寄与している。地域別でみると（第2－4－3図（2）②）、東北、北関東、甲信越、北陸において、2022年7－9月期の増加率（2019年同期比）が1%を超えているが、これらの地域いずれにおいても、全国で押し上げ寄与が高かった汎用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、電気・情報通信機械、鉄鋼・非鉄金属・金属製品といった産業の寄与がプラスとなっている。

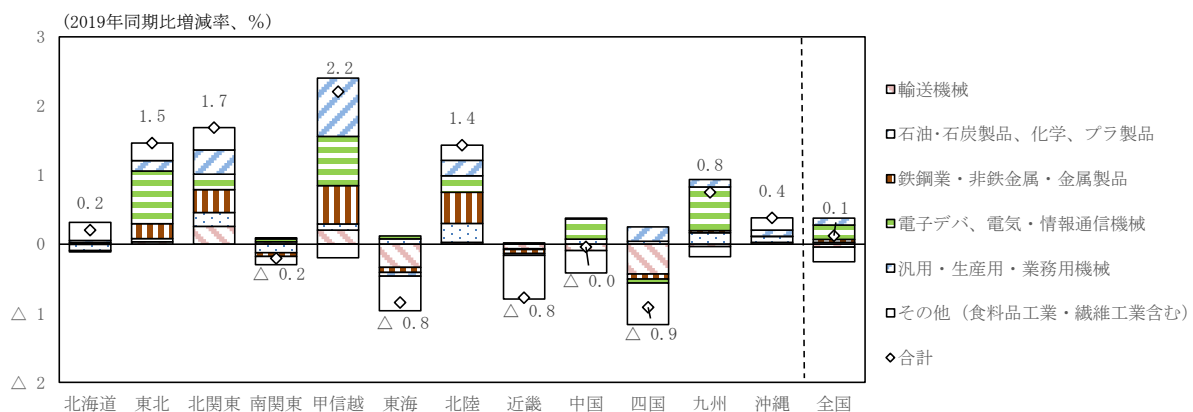
第2－4－3図 製造業における新規求人数の産業別増減率寄与度

(1) 全国、2020年1－3月期以降～2022年7－9月期



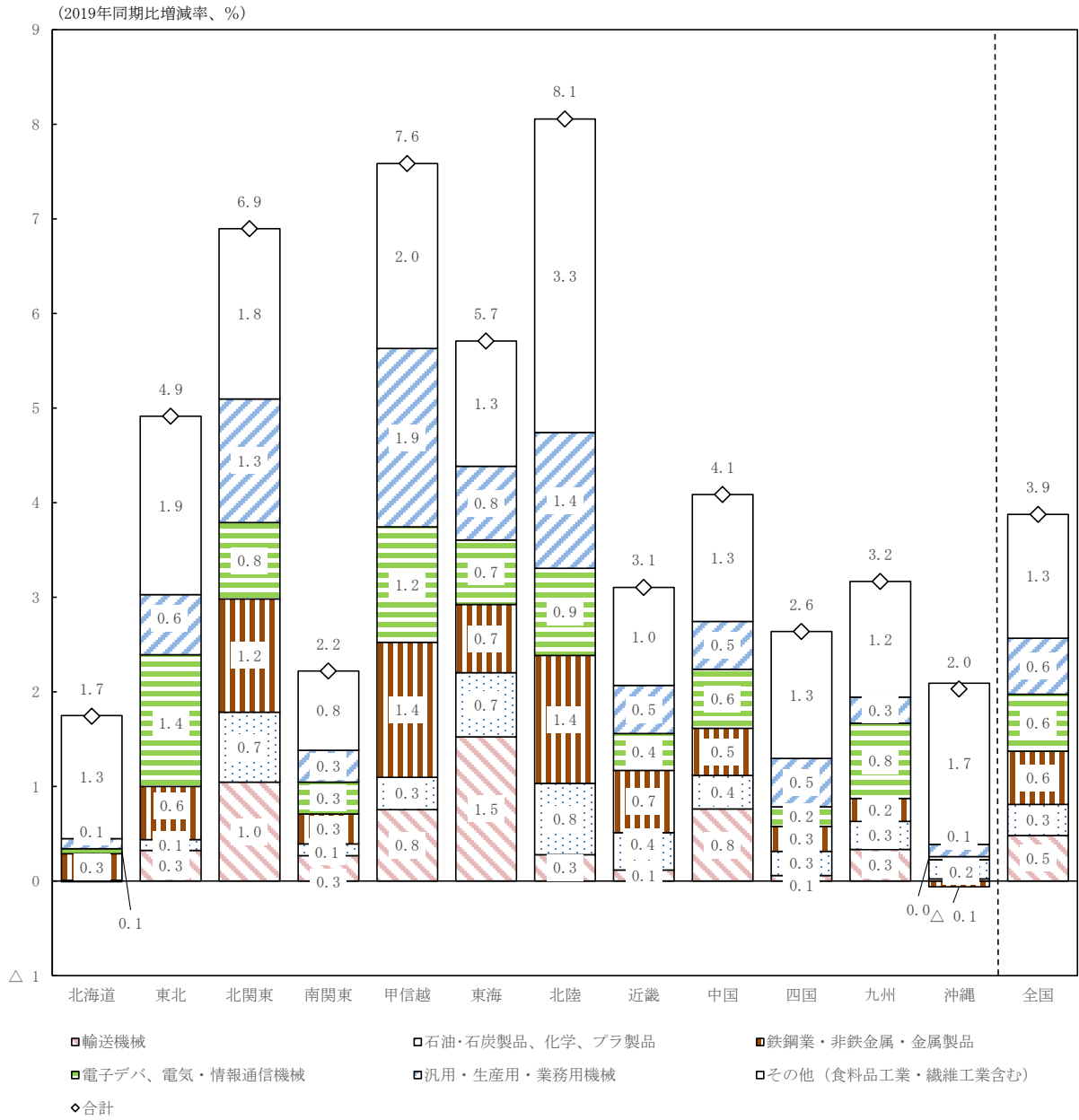
(備考) 厚生労働省提供データにより作成 (受理地別)。

(2) ①全国及び地域別、2022年7－9月期



(備考) 厚生労働省提供データにより作成 (受理地別)。

②全国及び地域別（2022年7－9月期と2020年4－6月期の差）



(備考) 厚生労働省提供データにより作成（受理地別）。

おわりに

本報告では、第1章で感染症後にみられた新たな人の流れやデジタル活用に関連した現状および課題、第2章で2021年以降の各地域の経済動向について、それぞれ定量的なデータ分析を交えながら論じてきた。主要なメッセージは以下のとおりである。

1. 第1章「地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題」について

(感染症により生じた新たな人の流れの変化は一部回帰の動き)

感染症をきっかけに、東京圏への転入超過数は大きく減少したが、2022年は2020年の水準に回帰している。この動きを詳しく分析すると、地方圏から東京都への転入超過数は前年から増加したが、近郊3県に対しては前年の水準で横ばいとなっている。一方、東京都から近郊3県への転出超過数は前年から減少したものの、感染症前と比べれば多い。このように、感染症を契機とした人口移動パターンの変化には、過去に戻ろうとする動き（地方から東京）と新たな動き（東京から近郊）が混在している。

(地方移住の活発化のために多様な働き方を可能にするための環境整備を進める必要)

一般的に都市部から地方圏への移住は、個人にとっては通勤時間の縮減などの可処分時間の増加をもたらすとともに、行政にとっては地方税などの歳入増加や集住が進む場合の単位行政コストの低下をもたらすなどのメリットがある。

一方で、実際に一定期間、地方移住を行い、地域への定住・定着を図る取組を行っている地域おこし協力隊の任期終了後の定住状況をみると、これまでに3人に2人が活動地域に定住している一方で、定住しない者については理由として「地域で仕事を見つけることが難しい」という意見が多くなっている。こうしたことからもうかがえるように、地方移住にあたっては「仕事や収入」が大きな懸念事項であり、移住先での起業・就業の他に、テレワーク活用による「転職なき移住」や副業を通じた居住地以外の経済活動への参画などの選択肢が加わり、稼得機会が多様化すれば懸念軽減への一助になると考えられる。課題として、東京圏以外では、中小企業における事務職のテレワークの実施率が依然として低く、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が地方まで広がりを見せていない状況がある。また、副業については、都市圏在住者、地方圏在住者を問わず関心を持つ者は多いものの、特に大企業では禁止されていることが多いことなどから、勤務先の理由により副業に踏み切れないといった声がある。一方で、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省）の作成・改定や副業・兼業禁止規定の削除等の改定がされたモデル就業規則の遵守等により、企業による副業・兼業を認める動きも進んでいる。今後とも、テレワークや副業といった多様で柔軟な働き方を選択できる環境整

備が進むことが地方移住活発化につながると考えられる。

(小規模地域の高齢世帯へのEC普及や地方特産品販売のEC活用に今後の可能性)

暮らしにおけるデジタル化の地方への広がりについて、まず家計におけるECの活用状況について確認した。感染拡大後、ECの利用世帯は都市圏、地方圏ともに急拡大したが、このところの増加ペースは一服している。こうしたなか、EC利用世帯の状況を都市規模別および年齢階層別に分析してみると、ECの利用世帯割合は世帯主が65歳以上である高齢世帯で低くなっているが、一方でEC利用世帯に限定してみると、大都市では高齢世帯になるにつれて一人当たり利用額が減少している一方、小規模地域では高齢世帯ほど一人当たり利用額が増加する姿が顕著になっているなど、高齢世帯のEC活用にニーズがある。「デジタル田園都市国家構想」においては、「デジタル推進委員」の展開など高齢者等に対するデジタル活用支援を掲げているが、こうした取組によりEC活用が地方圏在住の高齢世帯にさらに広がると、個人消費の喚起にもつながると期待される。

次に、サービスを提供する事業者側をみると、地域の特産品販売のEC活用に、自治体や民間企業等様々な主体が一体となって取り組む事例が確認された。特に感染症下で対面の店舗販売に制約があるなか、創意工夫のうえECを活用したことにより売上増が継続している例もあり、今後さらなる活用可能性がうかがえる。

(距離の制約の解決に向け地方圏での暮らしの様々な分野のデジタル化を進める必要)

次にEC以外の分野へのデジタル化の広がりについて確認した。感染症の流行は生活の様々な分野におけるデジタル化を促したが、利用者側の声をみると、医療および行政に対して、相対的にデジタル化の遅れが認識されている。

実際、オンライン診療については、実施医療機関割合に地域間で大きな差が存在する一方で、オンライン診療を行うにあたっての課題抽出やそうした課題解決に向けた取組事例もみられてきており、こうした事例の横展開により活用が広がることが求められる。行政におけるデジタル技術の活用については、特に一番小さい都市規模の自治体で進んでいない。こうした小規模の自治体においては、社会保障分野などの対人型サービスでの人的資源を確保する観点からも、窓口業務などの電子的な処理が可能な分野については積極的なデジタル化が必要である。

そのほか、教育面では、平時においてもオンライン教育が進むためには、地域差の大きい教員の指導力を引き上げる等の課題があり、指導者研修の実施など、ソフト面の投資も必要である。また、地方住環境の改善や街の再生促進という観点からは、空き家・空き地問題の解決が必要である。まずは2023年度施行予定の所有者不明土地・建物の管理制度の創設や相続登記の申請義務化、相続土地国庫帰属制度が活用されることにより、

空き家・空き地バンクの登録件数を増やし、再利用の推進、円滑化を図ることが求められる。

こうした暮らしにおけるデジタル化が地方圏でさらに進展すれば、距離に関わる費用の低減を通じて、都市圏と同様の利便性を享受できる可能性が広がる場所、感染拡大時におけるデジタル活用にとどまらず、平時においても活用が継続されるような取組が求められる。

(地方圏の賃金増・生産性向上のため人への投資や企業の新陳代謝活性化の取組が必要)

地方における「仕事や収入」の前提となる地方圏の年収（全産業）をみると、感染症の影響で都市圏の非製造業の年収が下押しされたこともあり都市圏との差はやや縮小しているものの、都市圏より低い状況が継続している。これは、年収の基盤となる賃金（全産業）の差によるが、賃金水準の差は労働生産性の差に起因している。地方圏の全産業の労働生産性は主に卸売・小売業や金融・保険業等により下押しされているが、業種別にみると、通信・放送業と不動産業以外の業種の労働生産性は、全て地方圏が都市圏を下回っている。

労働生産性に関しては、「企業活動基本調査」の調査票情報を用いた分析の結果、人への投資は地域を問わず労働生産性を向上させる効果があること、地方圏では企業年齢と生産性がマイナスの関係となっていることが確認された。

このことは、政府が進めているリスクリング支援の強化等の人への投資拡大や、スタートアップの育成支援等を含めた競争による活性化を通じた企業の新陳代謝が、地域経済の活性化・底上げという点でも有効であることを示している。そして、こうした施策の実施によって生産性を押し上げることが、構造的な賃上げを実現することにも資する。

(地方圏サービス業や農業の生産性向上のためデジタル活用などの取組が必要)

暮らしや生産現場などにおけるデジタル化が進む中で、地方圏のサービス業におけるITの活用の必要性が高まっているものの、IT技術者は東京圏に偏在し、IT技術者の労働需給は地方圏がよりひっ迫している状況にある。こうした労働需給ひっ迫を受け、一部の県ではデジタル人材を市町村とシェアする動きもみられる。地方企業のデジタル化の進展と労働生産性の向上に向けて、「デジタル田園都市国家構想」で掲げる「デジタル推進人材」に係る取組により、出向や副業といった形態で地方企業と都市部のデジタル人材とのマッチング支援を進め、デジタル人材の還流や人材のシェアが促されることが重要である。また、デジタル人材の育成を目的とした教育訓練の利活用を促進することで地方の労働者のリスクリングを進めることも必要である。こうした取組により、地方圏のデジタル化が進展し、生産性向上が実現していくことが期待される。

また、農業分野の生産性向上という観点では、データを活用したスマート農業の普及

は重要な取組の一つであるが、データ活用率の高い北海道以外でも、地理的特性や生産物特性を生かしたデータ活用が進展している地域もみられる。農業の生産性向上や経営の安定化に向け、部外若年者の参入障壁の除去による農業の担い手の確保とともにデータの活用を進めることは不可欠となっている。

2. 第2章「2021～2022年にかけての地域別にみた経済の動向」について

(地域経済はおおむね緩やかに持ち直すも物価上昇や供給面の制約の影響には注視が必要)

景気ウォッチャー調査の現状判断D Iにより2021年以降の景況感をみると、2022年初め頃までは、感染者数の増減に応じて推移しており、過去の景気循環局面と比較しても月次の振幅が大きいという特徴がみられた。しかしながら、2022年3月末の一部地域におけるまん延防止等重点措置が解除されて以降は、感染者数の増減が現状判断D Iに与える影響が薄らいでいる。

こうしたなかで、いずれの地域においても景気はおおむね緩やかに持ち直している。まず、消費はいずれの地域においても財が堅調に推移するとともに、サービスについても、ウィズコロナの考え方の下で経済社会活動の正常化が進む中で、旅行に関する各種施策の効果もあって回復傾向となるなど、緩やかに持ち直している。また、雇用についても有効求人倍率がすべての都道府県で1倍を上回るなどいずれの地域でも持ち直している。

一方、生産については、地域における製造業の産業構成の違いによって持ち直しの状況に差がみられる。半導体などの部品供給不足の影響がみられる自動車生産拠点の有無、需要が堅調な設備投資向けの機械類の生産拠点の有無等である。さらに、原材料価格の上昇を産出価格への転嫁する動きにも地域差がみられる。景気ウォッチャーの現状判断D Iと判断理由の分析をみても、物価上昇が景況感に与える影響が高まってきている。こうした物価上昇や供給面での制約が地域経済に与える影響については、引き続き注視する必要がある。

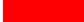

付図、付表、付注

付表 1 - 1 デジタル化が費用削減に与える効果（整理）

距離にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・各種財を店頭購入する場合に必要な移動等にかかる費用を低減。・ソフトウェアやデータといったデジタル化された財は移動費用なく利用可能。・例：ネットショッピング（越境を含む）、デジタルコンテンツ
情報収集にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化は経済取引に関する情報を検索・比較することを（対面等で行う場合と比較して）容易にする形で費用削減に寄与。・例：ネットショッピング、住宅情報サイト、就職情報サイト、いわゆるシェアリングエコノミー関連
認証にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・ECなどを利用している個人、企業および組織の評判や信頼性についての情報を低費用で入手可能。・例：（ネットショッピングサイトなどにおける）各経済主体に対する評価（レーティング）付け、キャッシュレス決済、暗号資産
複製にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化された財は低い費用で、ある人の消費が他者の消費量を減らしたり質を低下させることなく複製可能。・例：デジタルコンテンツ（動画サイトやデジタル教材等）
追跡にかかる費用	<ul style="list-style-type: none">・個々の消費者の消費履歴などの経済活動に関する情報を低い費用で入手可能。・例：消費者の嗜好を考慮した価格差別化、ネット広告による販売促進

（備考）「Avi Goldfarb, Catherine Tucker (2017)」により作成。

付図 2-1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令の推移 (2021 年以降) ①

 緊急事態宣言(自治体独自のもの除く)
 まん延防止等重点措置

2021	1/8	1/14	2/7	2/28	3/1	3/21
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県		1/14~2/7				
群馬県						
埼玉県	1/8~3/21					
千葉県	1/8~3/21					
東京都	1/8~3/21					
神奈川県	1/8~3/21					
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県		1/14~2/28				
静岡県						
愛知県		1/14~2/28				
三重県						
滋賀県						
京都府		1/14~2/28				
大阪府		1/14~2/28				
兵庫県		1/14~2/28				
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県		1/14~2/28				
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

付図 2-1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令の推移 (2021 年以降) ②

緊急事態宣言(自治体独自のものは除く)
まん延防止等重点措置

2021	4/5	4/12	4/20	4/24	4/25	5/9	5/11	5/12	5/15	5/16	5/22	5/23	6/13	6/20
北海道						5/9~5/15				5/16~6/20				
青森県														
岩手県														
宮城県	4/5~5/11													
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県										5/16~6/13				
埼玉県			4/20~8/1											
千葉県			4/20~8/1											
東京都		4/12~4/24			4/25~6/20									
神奈川県			4/20~8/1											
新潟県														
富山県														
石川県										5/16~6/13				
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県			4/20~5/11					5/12~6/20						
三重県						5/9~6/20								
滋賀県														
京都府		4/12~4/24			4/25~6/20									
大阪府	4/5~4/24				4/25~6/20									
兵庫県	4/5~4/24				4/25~6/20									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県										5/16~6/20				
広島県										5/16~6/20				
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県					4/25~5/22									
高知県														
福岡県								5/12~6/20						
佐賀県														
長崎県														
熊本県										5/16~6/13				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県		4/12~5/22										5/23~9/30		

付図2-1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令の推移（2021年以降）③

緊急事態宣言(自治体独自のものは除く)
まん延防止等重点措置

2021	6/21	7/11	7/12	8/1	8/2	8/8	8/19	8/20	8/26	8/27	9/12	9/13	9/30
北海道	6/21~7/11				8/2~8/26				8/27~9/30				
青森県													
岩手県													
宮城県								8/20~8/26		8/27~9/12		9/13~9/30	
秋田県													
山形県													
福島県						8/8~9/30							
茨城県						8/8~8/19		8/20~9/30					
栃木県						8/8~8/19		8/20~9/30					
群馬県						8/8~8/19		8/20~9/30					
埼玉県	4/20~8/1				8/2~9/30								
千葉県	4/20~8/1				8/2~9/30								
東京都	6/21~7/11		7/12~9/30										
神奈川県	4/20~8/1				8/2~9/30								
新潟県													
富山県								8/20~9/12					
石川県					8/2~9/30								
福井県													
山梨県								8/20~9/12					
長野県													
岐阜県								8/20~8/26		8/27~9/30			
静岡県						8/8~8/19		8/20~9/30					
愛知県	6/21~7/11					8/8~8/26				8/27~9/30			
三重県								8/20~8/26		8/27~9/30			
滋賀県						8/8~8/26				8/27~9/30			
京都府	6/21~7/11				8/2~8/19			8/20~9/30					
大阪府	6/21~8/1				8/2~9/30								
兵庫県	6/21~7/11				8/2~8/19			8/20~9/30					
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県								8/20~8/26		8/27~9/12		9/13~9/30	
広島県								8/20~8/26		8/27~9/30			
山口県													
徳島県													
香川県								8/20~9/30					
愛媛県								8/20~9/12					
高知県										8/27~9/12			
福岡県	6/21~7/11				8/2~8/19			8/20~9/30					
佐賀県										8/27~9/12			
長崎県										8/27~9/12			
熊本県						8/8~9/30							
大分県													
宮崎県										8/27~9/30			
鹿児島県								8/20~9/30					
沖縄県	5/23~9/30												

付図 2-1 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令の推移（2021 年以降）④

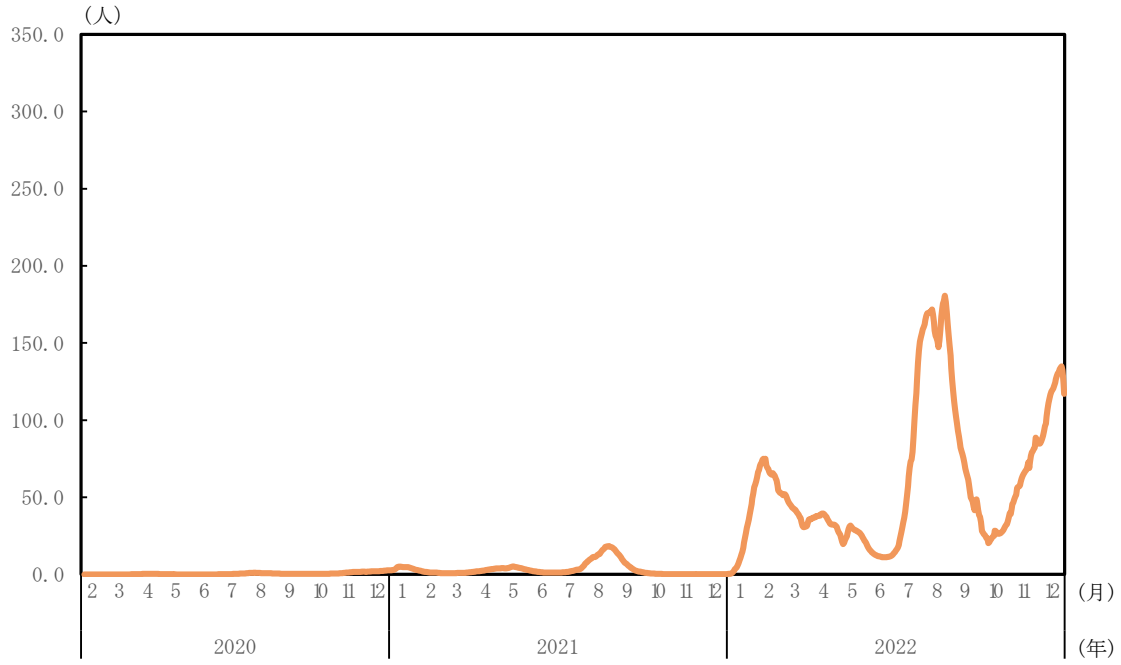
まん延防止等重点措置

2022	1/9	1/21	1/27	2/5	2/12	2/20	2/21	3/6	3/7	3/21
北海道			1/27~3/21							
青森県			1/27~3/21							
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県			1/27~2/20							
福島県			1/27~3/6							
茨城県			1/27~3/21							
栃木県			1/27~3/21							
群馬県		1/21~3/21								
埼玉県		1/21~3/21								
千葉県		1/21~3/21								
東京都		1/21~3/21								
神奈川県		1/21~3/21								
新潟県		1/21~3/6								
富山県										
石川県			1/27~3/21							
福井県										
山梨県										
長野県			1/27~3/6							
岐阜県		1/21~3/21								
静岡県			1/27~3/21							
愛知県		1/21~3/21								
三重県		1/21~3/6								
滋賀県										
京都府			1/27~3/21							
大阪府			1/27~3/21							
兵庫県			1/27~3/21							
奈良県										
和歌山県				2/5~3/6						
鳥取県										
島根県			1/27~2/20							
岡山県			1/27~3/6							
広島県	1/9~3/6									
山口県	1/9~2/20									
徳島県										
香川県		1/21~3/21								
愛媛県										
高知県				2/12~3/6						
福岡県			1/27~3/6							
佐賀県			1/27~3/6							
長崎県		1/21~3/6								
熊本県		1/21~3/21								
大分県			1/27~2/20							
宮崎県		1/21~3/6								
鹿児島県			1/27~3/6							
沖縄県	1/9~2/20									

(備考) 各種報道発表等より、内閣府において作成。

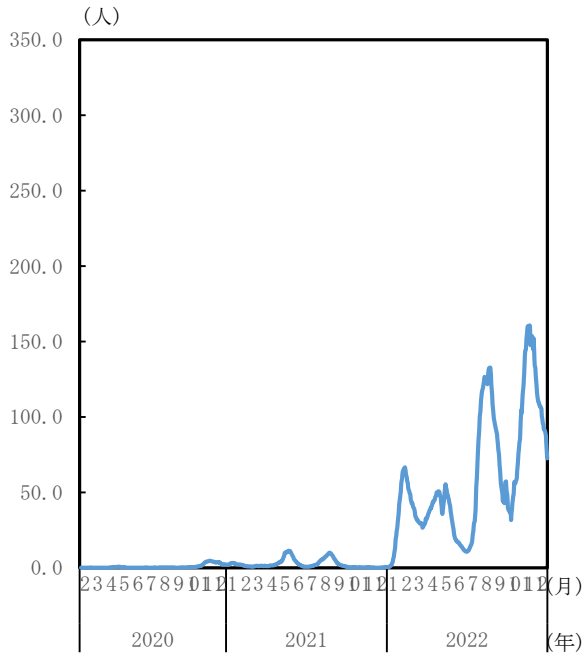
付図2-2 10万人当たりの新規感染者数の推移（全国及び地域別）

(1) 全国

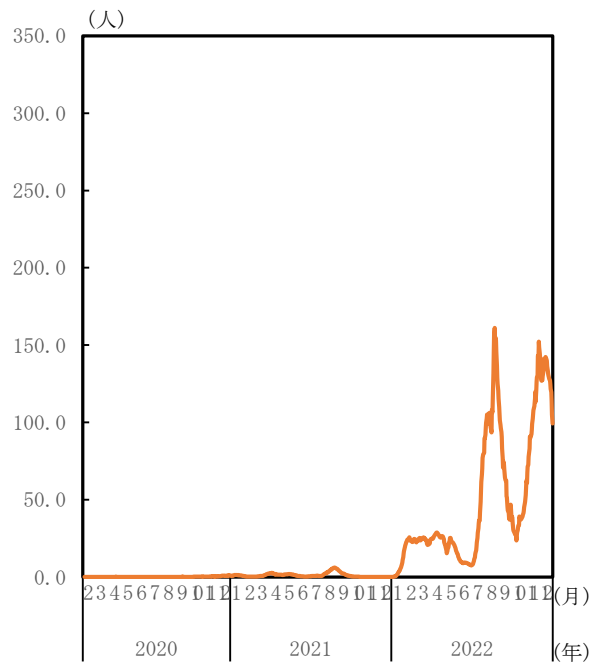


(備考) 1. 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者状況（空港疫、チャーター便案件を除く国内事例）」。
2. 「10万人当たり新規感染者数」は後方7日移動平均。

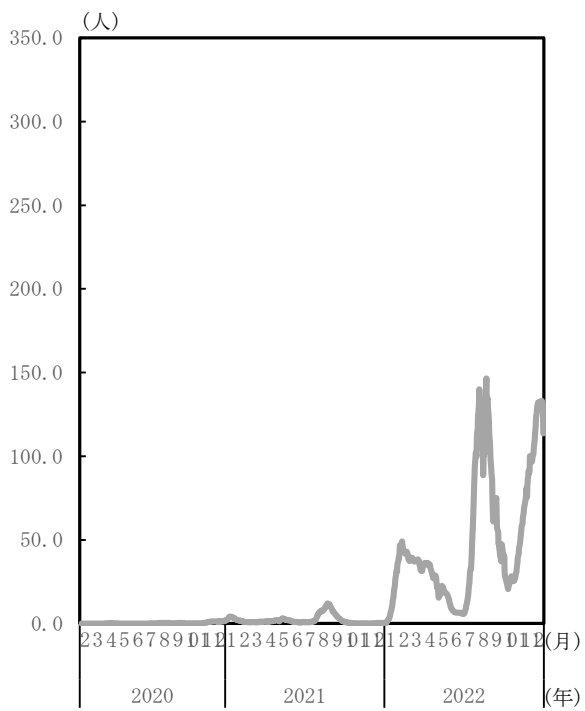
(2) 北海道



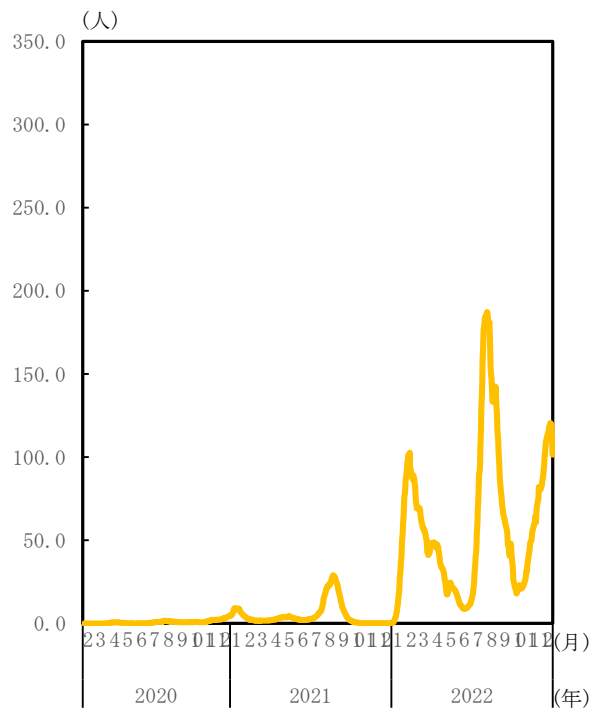
(3) 東北



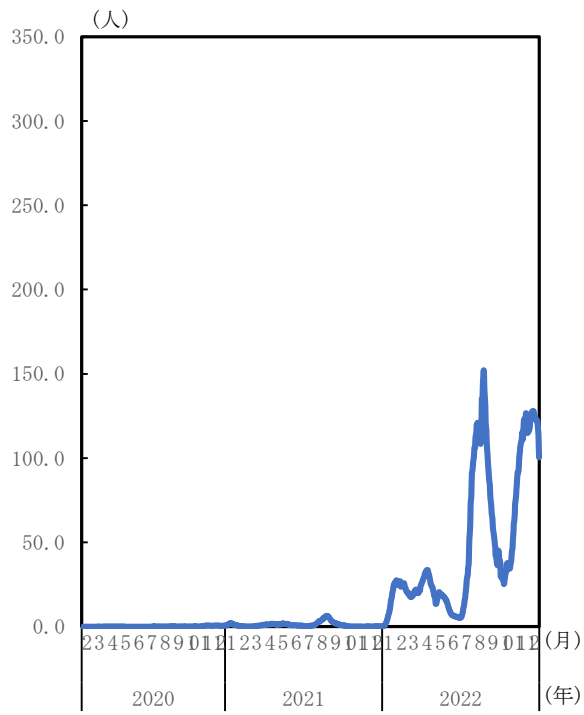
(4) 北関東



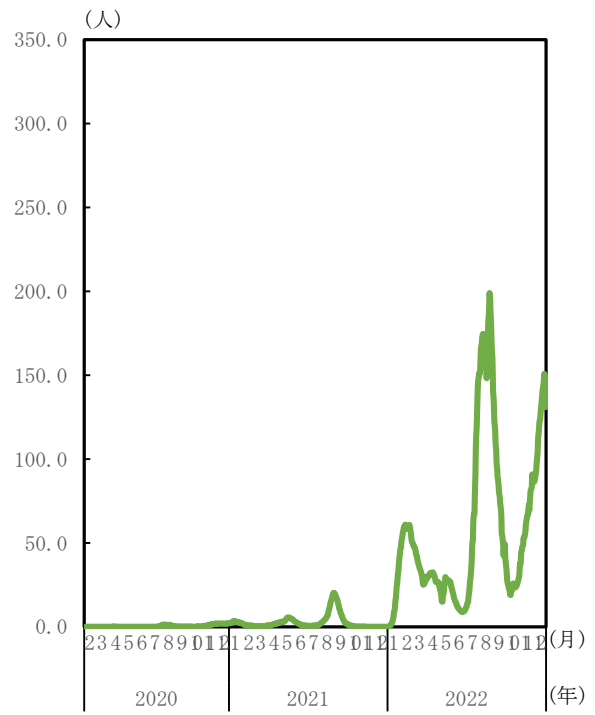
(5) 南関東



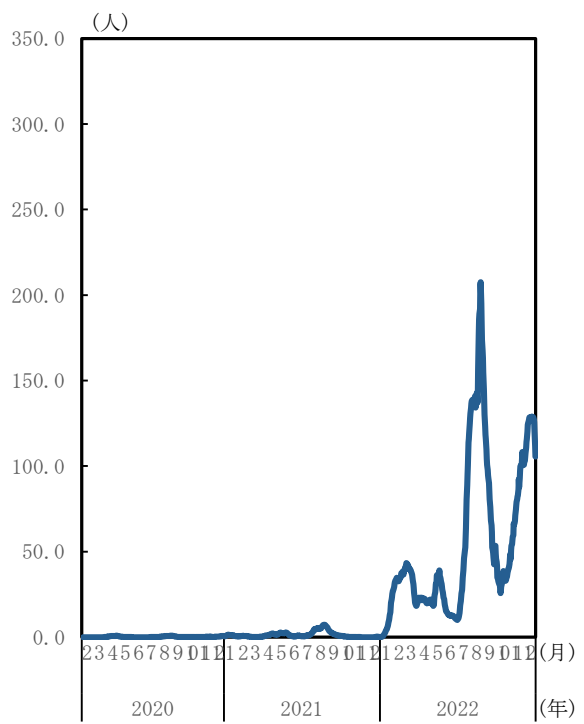
(6) 甲信越



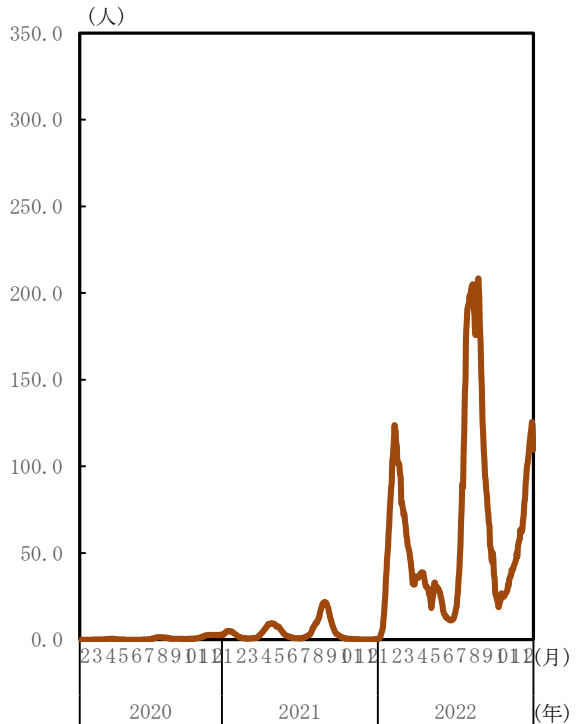
(7) 東海



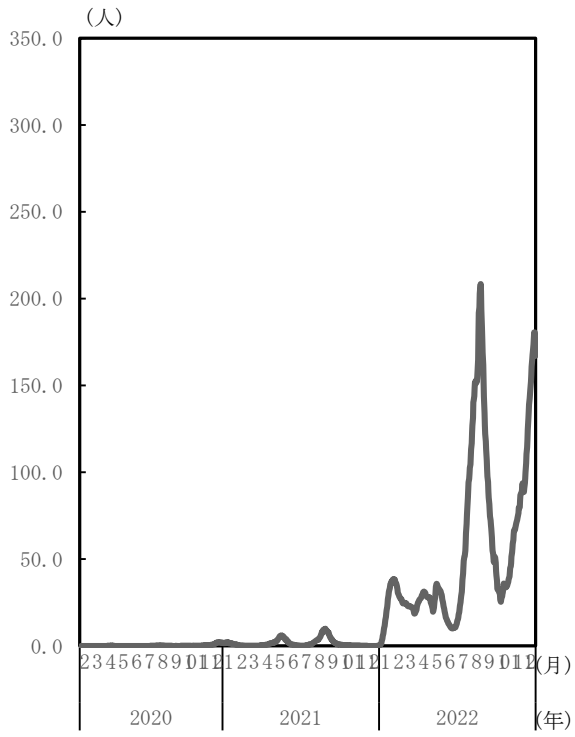
(8) 北陸



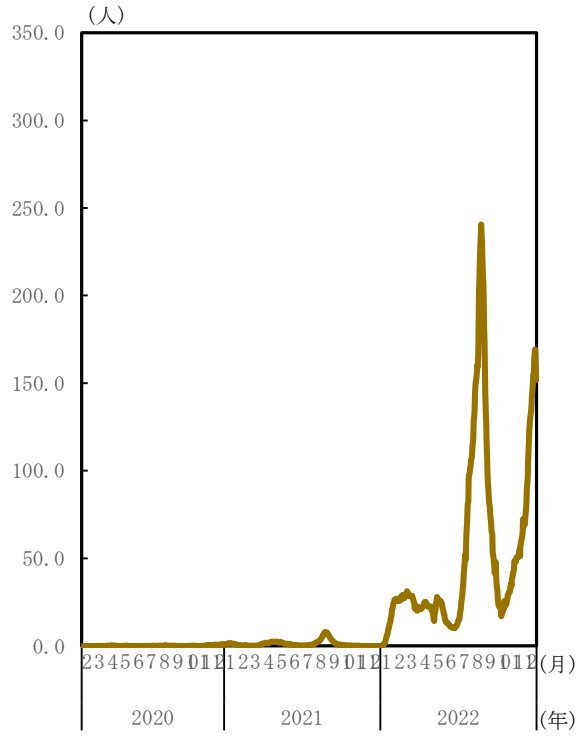
(9) 近畿



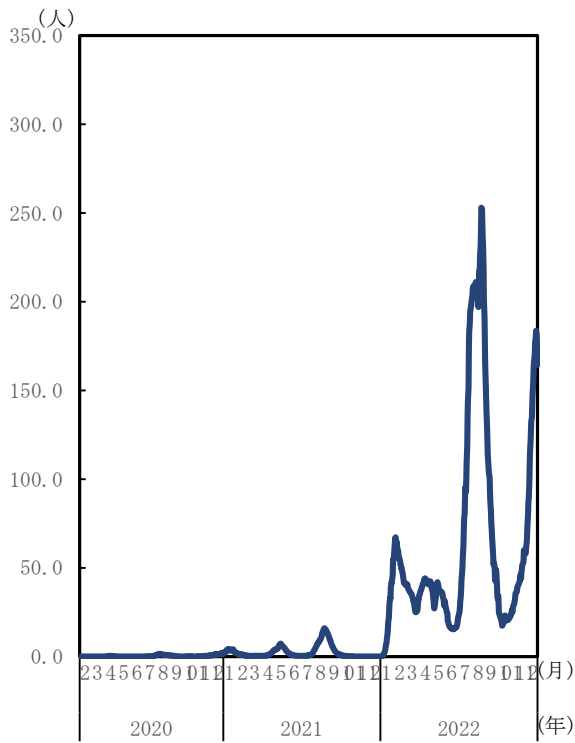
(10) 中国



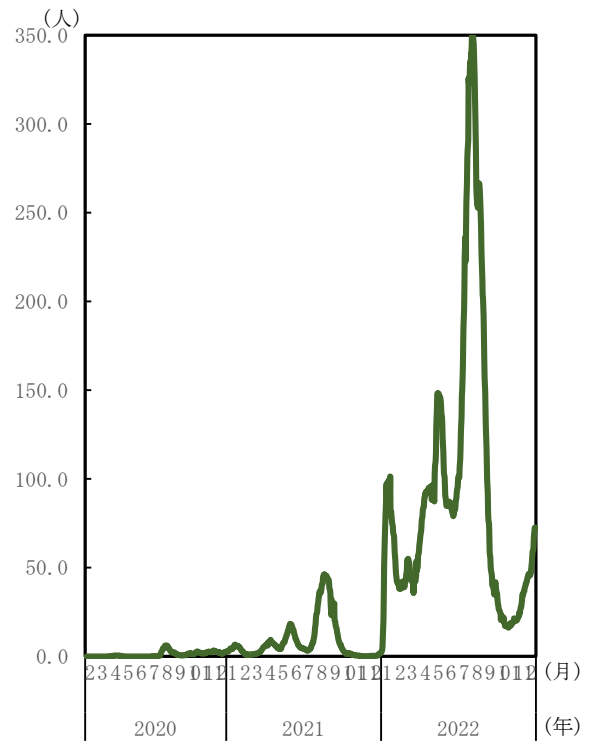
(11) 四国



(12) 九州



(13) 沖縄



付注 1 - 1 副業の実施が生活満足度に与える効果の推計について

1. 概要

内閣府（2022）「第 5 回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（調査期間：2022 年 6 月 1 日～6 月 9 日）」の調査結果をもとに、副業の実施状況と生活満足度（0 点から 10 点までの 11 段階評価）との関係を、順序ロジットモデルによって推計したのち、生活満足度の評価選択に対する限界効果を求めた。

2. データ

内閣府（2022）「第 5 回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（調査期間：2022 年 6 月 1 日～6 月 9 日）」の調査票情報（サンプル回答者数：6,825 人）

3. 推計方法（順序ロジットモデル）

$$\begin{aligned} \text{PLS} = & \beta_0 + \beta_1 \times \text{Sex} + \beta_2 \times \text{Age} \\ & + \beta_4 \times \text{Fukugyo_A_D} + \beta_5 \times \text{Fukugyo_B_D} + \beta_6 \times \text{Fukugyo_C_D} \\ & + \beta_6 \times \text{Nensyu_D} + \beta_7 \times \text{Syokugyo_D} \end{aligned}$$

PLS：生活満足度（11 段階）、Sex：性別ダミー、Age：年齢、
Fukugyo_A_D：副業ダミー（主に専門知識や経験を生かす目的等で副業を実施している）
Fukugyo_B_D：副業ダミー（主に収入目的で副業を実施している）
Fukugyo_C_D：副業ダミー（副業に関心があるが副業を実施していない）
Nensyu_D：年収ダミー、Syokugyo_D：職業ダミー

主な推計の結果

被説明変数

「交友関係やコミュニティなど社会とのつながりに関する生活満足度」
(0点から10点までの11段階評価を選択)

説明変数	係数 (標準誤差)
性別ダミー (女性 = 1)	0.1947 *** (0.0473)
年齢	0.0025 (0.0016)
副業ダミー (主に専門知識や経験を生かす目的等で 副業を実施している = 1、その他 = 0)	0.3393 *** (0.1049)
副業ダミー (主に収入目的で副業を実施している = 1、その他 = 0)	-0.0205 (0.0868)
副業ダミー (副業に関心があるが副業を実施して いない = 1、その他 = 0)	-0.2156 *** (0.0470)
Observations	6,825

(注) ***は1%水準で有意、括弧内の数値は標準誤差を表す。また、推計には上記の説明変数のほか、年収ダミー及び職業ダミーを加えている。

限界効果 (各評価選択肢を選ぶ確率の変化)			
評価 選択肢	主に専門知識や経験を 生かす目的等で 副業を実施している	主に収入目的で 副業を実施している	副業に関心があるが 副業を実施していない
0点	-0.687 ***	0.048	0.500 ***
1点	-0.431 ***	0.030	0.310 ***
2点	-1.032 ***	0.070	0.731 ***
3点	-1.812 ***	0.119	1.243 ***
4点	-1.903 ***	0.116	1.231 ***
5点	-2.392 ***	0.111	1.216 ***
6点	0.725 ***	-0.063	-0.654 ***
7点	2.414 ***	-0.152	-1.613 ***
8点	2.933 ***	-0.164	-1.745 ***
9点	1.010 ***	-0.054	-0.570 ***
10点	1.177 ***	-0.061	-0.649 ***

付注 1-2 教育訓練ストックと企業年齢が労働生産性に及ぼす効果の推計について

1. 概要

内閣府（2022）「令和4年度年次経済財政報告」を参考に、経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報（2013～19年度）を用い、資本（ソフトウェア・非IT資本）、労働を生産要素とするコブ・ダグラス型生産関数を想定した上で、被説明変数を企業の労働生産性、説明変数にTFPの構成要素として「教育訓練ストック（人的資本ストック要因）」「企業年齢（企業の代謝要因）」といった変数を加え、産業別（サービス業/製造業）（注1）に都市圏（注2）の企業とそれ以外の地域（都市圏以外の地方圏）の企業の2グループに対して、固定効果モデルによる回帰分析を行い、その地域差を分析した。

（注1）サービス業は、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療福祉、複合サービス事業、サービス業（その他）を表す。

（注2）都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県）

2. 使用データ

経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報（2013～19年度）

サンプル数（全企業数）：都市圏（71,735（17,279））、地方圏（42,985（10,541））

3. 推計方法

IT資本（ソフトウェア）、非IT資本、労働を生産要素とする以下のようなコブ・ダグラス型の生産関数を考える。

$$Y_t = A_t K_{s,t}^\alpha K_{o,t}^\beta L_t^\gamma$$

Y_t は産出量（付加価値）、 A_t はTFP、 $K_{s,t}$ はIT資本（ソフトウェア）、 $K_{o,t}$ は非IT資本、 L_t は労働人口である。両辺を L_t で割ると、

$$\frac{Y_t}{L_t} = A_t K_{s,t}^\alpha K_{o,t}^\beta L_t^{\gamma-1}$$

となる。生産関数が一次同次（規模に関して収穫一定）、すなわち $\alpha + \beta + \gamma = 1$ であるとすると、 $\beta = 1 - \alpha - \gamma$ より、

$$\begin{aligned}\frac{Y_t}{L_t} &= A_t K_{s,t}^\alpha K_{o,t}^{1-\alpha-\gamma} L_t^{\gamma-1} \\ &= A_t K_{s,t}^\alpha K_{o,t}^{-\alpha} K_{o,t}^{1-\gamma} L_t^{\gamma-1} \\ &= A_t \left(\frac{K_{s,t}}{K_{o,t}}\right)^\alpha \left(\frac{K_{o,t}}{L_t}\right)^{1-\gamma}\end{aligned}$$

となり、両辺について対数をとると以下の関数を得る。

$$\ln\left(\frac{Y_t}{L_t}\right) = \ln(A_t) + \alpha \ln\left(\frac{K_{s,t}}{K_{o,t}}\right) + (1-\gamma) \ln\left(\frac{K_{o,t}}{L_t}\right)$$

$\frac{Y_t}{L_t}$ は労働生産性、 $\frac{K_{s,t}}{K_{o,t}}$ はIT資本比率、 $\frac{K_{o,t}}{L_t}$ は非IT資本装備率である。

上記式のTFPに関して、「①人的資本ストック要因」「②企業の新陳代謝要因」「③その他」に分割し、「①教育訓練要因」の説明変数として「教育訓練ストック（自然対数）（*training*）」、「②企業の新陳代謝要因」の説明変数として「企業年齢（*CorpAge*）」を追加し、「③その他」は定数項としてモデル化して推計。（※全て名目値で推計）

$$\ln\left(\frac{Y_{i,t}}{L_{i,t}}\right) = \underbrace{\text{const} + \delta \ln \text{training} + \theta \text{CorpAge}}_{\text{TFP 成分}} + \underbrace{\alpha \ln\left(\frac{K_{s,i,t}}{K_{o,i,t}}\right)}_{\text{IT 資本比率成分}} + \underbrace{(1-\gamma) \ln\left(\frac{K_{o,i,t}}{L_{i,t}}\right)}_{\text{非 IT 資本装備率成分}} + \varepsilon_{i,t}$$

推計に用いた変数の定義

変数	算出式
労働生産性	(営業利益+賃借料+給与総額+減価償却費+租税公課) ÷従業員数合計
企業年齢	会社設立からの年数
教育訓練ストック	恒久棚卸法により作成した能力開発費のストック系列 ÷従業員数合計
IT資本比率	ソフトウェアストック ÷ (固定資産-ソフトウェア)
非IT資本装備率	(固定資産-ソフトウェア) ÷ 従業員数合計

推計の結果

①サービス業

説明変数	都市圏	地方圏
I T資本分配率	0.0227 *** (0.0039)	0.0058 (0.0045)
非I T資本装備率	0.1479 *** (0.0166)	0.1901 *** (0.0309)
企業年齢	0.002 ** (0.0009)	-0.0029 ** (0.0014)
教育訓練ストック	0.0201 *** (0.0046)	0.0218 *** (0.0055)
Observations	12,353	6,345
Within R ²	0.0522	0.0824

②製造業

説明変数	都市圏	地方圏
I T資本分配率	0.0052 ** (0.0024)	0.0027 (0.0027)
非I T資本装備率	0.1299 *** (0.0114)	0.094 *** (0.0151)
企業年齢	0.0048 *** (0.0012)	0.0048 *** (0.0011)
Observations	29,267	22,371
Within R ²	0.0217	0.0136

(注) 1. ***は1%水準で有意であることを、括弧内の数値は頑健標準誤差を表す。

2. 製造業では、教育訓練ストックの係数が有意に推計できなかったため、説明変数から除外している。

付注1-3 農業におけるデータ活用率の要因分解について

1. 概要

データを活用した農業を行っている経営体の特性を把握するため、農林水産省「2020年農林業センサス」のデータを用いて分析を行った。

2. データ

農林水産省「2020年農林業センサス」

サンプル数：47（都道府県別）

3. 推計方法

データを活用した農業を行っている経営体の割合（全国平均からの差分）を被説明変数、経営者の年齢要因や経営組織要因などを説明変数として、以下のモデルについて推計を行い、推計されたパラメーターを用いて都道府県別にデータ活用に影響を与えている要因について分析を行った。

$$D_i = \beta_1 AGE_i + \beta_2 O_i + \beta_3 P_i + \beta_4 AREA_i + \beta_5 S_i + u_i$$

(D : データ活用率、 AGE : 経営者の年齢要因、 O : 経営組織要因、 P : 生産物要因、 $AREA$: 面積要因、 S : 出荷要因、 u : 誤差項)

(注) 添え字の i は都道府県（1～47）を示す。

推計に用いた説明変数は以下のとおりである（表1）。

表1 説明変数

変数名	定義
データ活用率	「データを活用した農業を行っている経営体数の割合」の全国平均からの差分
経営者の年齢要因	「経営者の年齢が49歳以下の経営体比率」の全国平均からの差分
経営組織要因	「複式簿記を実施している経営体比率」の全国平均からの差分
生産物要因	「主たる生産物が果樹・施設野菜・肉用牛・養豚の経営体比率」の全国平均からの差分
面積要因	「水稻の平均作付面積（自然対数）」の全国平均からの差分
出荷要因	「消費者への直接販売が最も多い経営体の比率」の全国平均からの差分

(注) 「データを活用した農業」とは、①気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データ、②財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データ、③センサー、ドローン、カメラなどを用いて取得した作物の生育状況などのデータ、を農業経営に活用していることを意味する。

これらの変数を用いてクロスセクションのOLS回帰分析を行った。分析結果は以下のとおりである（表2）。

表2 データ活用率に与える要因に関する分析結果

変数名	係数	標準誤差	t 値	P値	計数の 95%信頼区間	
経営者の年齢要因	0.4318	0.1655	2.6089	0.0125	0.0978	0.7658
経営組織要因	0.2342	0.0653	3.5888	0.0009	0.1025	0.3659
生産物要因	0.1007	0.0236	4.2584	0.0001	0.0530	0.1484
面積要因	0.0429	0.0075	5.7054	0.0000	0.0277	0.0581
出荷要因	0.1401	0.0464	3.0164	0.0043	0.0464	0.2338

地域区分

本レポートでは、原則として下記の地域区分を採用している。ただし、下記地域区分によらない場合はその旨を明記している。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

参考文献等

第1章

第1節

内閣府（2012）「地域の経済 2012」

内閣府（2021a）「令和3年度年次経済財政報告」

内閣府（2021b）「新しい働き方と地方移住に関する分析 ―コロナ禍における働き方への意識の変化をもとに―」政策課題分析シリーズ

内閣府（2021c）「地域の経済 2020―2021」

内閣府（2022）「地域の新たな担い手としての移住起業者に関する分析 ―実態と課題、地域活性化への影響について―」政策課題分析シリーズ

総務省（2022a）「令和4年度版地方財政白書」

総務省（2022b）「令和3年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」

厚生労働省（2022）「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

経済産業省（2022）「未来人材ビジョン」

一般社団法人移住・交流推進機構（2022）「地域おこし協力隊の現状と課題 ―令和3年度 地域おこし協力隊アンケート集計結果の概要―」

一般社団法人日本経済団体連合会（2022）「副業・兼業に関するアンケート調査結果」

リクルートワークス研究所（2018）「どうすれば人は学ぶのか―「社会人の学び」を解析する―」

蜂屋勝弘（2019）「人口動態から探る地方財政の将来像」、JRI レビュー、Vol. 5, No. 66

第2節

経済産業省（2022）「2022年版中小企業白書」

総務省（2018）自治体戦略2040構想研究会（第8回）資料3 事務局提出資料、2018年2月23日

OECD（2014）” Recommendation of the Council on Digital Government Strategies,” Adopted by the OECD Council on 15 July 2014

OECD（2019）” Vectors of Digital Transformation,” OECD Digital Economy Papers, January 2019

OECD（2021a）“The role of online platforms in weathering the COVID-19 shock,” updated 8 January 2021

OECD（2021b）“Delivering Quality Education and Health Care to All: Preparing Regions for Demographic Change,” March 2021

吉原祥子（2016）「土地の「所有者不明化」～自治体アンケートが示す問題の実態～」、東京財団 政策研究、2016年3月

Avi Goldfarb, Catherine Tucker（2017）” Digital Economics,” NBER Working Paper 23684, August 2017

第3節

内閣府（2007）「平成19年度年次経済財政報告」

内閣府（2014）「平成26年度年次経済財政報告」

内閣府（2020）「令和2年度年次経済財政報告」

内閣府（2021）「日本経済2020-2021」

内閣府（2022）「令和4年度年次経済財政報告」

農林水産省（2022）「スマート農業の展開について」

doda（2022）「転職市場予測2022 下半期 I T・通信（I Tエンジニア）の転職市場動向」

第2章

宇佐美穰（2022）「全国旅行支援期間中の宿泊動向について」 今週の指標 No.1292 内閣府（2022年12月）